

近現代

第一章 行政

第一節 維新の変革と村の変動

戊辰戦争

慶応四年（一八六八）一月三日夕刻に始まった鳥羽伏見の戦いは、四日には勝敗が決し、五日から六日にかけて旧幕府軍は大阪に向かって敗走した。淀川沿岸の村々では婦女子を山手の村に避難させ、木屋村では淀川の島に避難させた（『市誌』一九五六年 九〇～一頁）。

旗本永井大之丞の代官奥井勝右衛門（船橋）と上堀内蔵三（葛原）は、船橋陣屋が危機に瀕すると蔵米を尊延寺村に移送する手筈を整えている（上堀家文書、『枚方市史』第四卷 一九八〇年）。一月八日、長州藩兵が船橋陣屋を改め、武器を押収するとともに蔵米を封印した。二月十二日、上堀が大阪の長州屋敷に出頭すると、役人・百姓が連署して長州藩支配を出願するよう説得された。驚いた上堀らは旗本永井真之丞・永井左門の代官と協議し、本家櫛羅藩（永井信濃守直哉）^{くじら}（^{なわちか}）に付属することを出願することにした。二月、永井信濃守家来関要の名を以て参与役所に出願して認められ、三月には永井左門家来宇野勘兵衛・永井大之丞家来上堀内蔵三・永井真之丞家来川口忠右衛門が連署して大阪裁判所に届け出ている（上堀家文書、『市誌』一九五六年 九二～三頁）。

旧多羅尾代官支配地の村々も、薩摩・長州両藩によって蔵米が封印されたが、同年四月に朝廷の直接支配

とするよう弁事官役所に出願している（六卷八～一二頁）。大政奉還に伴い京都守護職が廃止され、役知も返還されたが動乱のためその後の支配が決まらなかった。慶応四年一月、河内国交野・讀良・河内・若江四郡の旧会津藩役知村々は、長州・薩摩両藩役所に願書を提出し、支配の確立を歎願している。三月、狭山藩の当分支配地になると、その支配を認めるものの朝廷領とすることを狭山藩役所に出願している（六卷六～八頁）。

府県制へ 政府は、慶応四年（一八六八）一月十日、旧幕府領を直轄地とすることを庶民に布達した。同
の移行 月二十二日には大阪鎮台を設置し、二十七日、大阪裁判所と改称した。同月二十二日、旧鈴木

町代官内海多次郎に摂河両国の旧支配地を支配させたが、内海は谷町一丁目の旧代官所（大阪市中央区）に司農方の事務所を開設した。五月二日、大阪裁判所は大阪府と改称するが、六月八日、司農方を改めて司農局を設置し郡村を支配させた。さらに七月八日に司農局を南北に分け、南司農局が河内を担当することになった。南司農局の局長は、大阪府判事税所長蔵（篤）が兼ね、旧鈴木町代官役宅（大阪市中央区）を役所とした。翌明治二年（一八六九）一月二十日、南司農局は河内県と改称され税所が知事になった。役所は引き続き旧鈴木町代官役宅に置かれたが、四月二十七日に若江郡寺内村（八尾市）の大信寺を仮役所として移転した。しかし、それも束の間、八月二日には堺県に合併された。

維新直後の本市域行政区画の変遷は、およそ表1のとおりである。郡・郡北・郡中三か村は近世に分離したが、慶応四年に合併して郡村に復した。池田川・池田中・池田下三か村も天明三年（一七八三）に分村したが、明治十六年六月に再度合併して池田村になっている。代官多羅尾織之助・小堀数馬の支配地は、形の上では一月十日の布達によって政府直轄地になったが、六月二十七日に大阪府司農局に引き渡されるまで当

第一節 維新の変革と村の変動

慶応 4.6	慶応 4.7	明治 2.1	明治 2.8	明治 2.12	明治 4.7	明治 4.11
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
永井大之丞支配	永井大之丞支配	同 左	同 左	堺 県	堺 県	堺 県
加納藩	加納藩	加納藩	加納藩	加納藩	加納県	堺 県
加納藩	加納藩	加納藩	加納藩	加納藩	加納県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
永井左門支配	永井左門支配	同 左	同 左	堺 県	堺 県	堺 県
永井大之丞支配	永井大之丞支配	同 左	同 左	堺 県	堺 県	堺 県
永井吉之丞支配	永井吉之丞支配	同 左	同 左	堺 県	堺 県	堺 県
永井左門支配	永井左門支配	同 左	同 左	堺 県	堺 県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
加納藩	加納藩	加納藩	加納藩	加納藩	加納県	堺 県
永井左門支配	永井左門支配	同 左	同 左	堺 県	堺 県	堺 県
加納藩	加納藩	加納藩	加納藩	加納藩	加納県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
加藤岩太郎支配	加藤岩太郎支配	同 左	同 左	堺 県	堺 県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
片桐銀三郎支配	片桐銀三郎支配	同 左	同 左	堺 県	堺 県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県
永井庄九郎支配	永井庄九郎支配	同 左	同 左	堺 県	堺 県	堺 県
大阪府司農局	大阪府南司農局	河内県	堺 県	堺 県	堺 県	堺 県

第一章 行政

表1 維新直後の行政区画

郡	村	旧村	高	慶応 4.1	慶応 4.5
茨田	九 個 荘	池 田 川	550.0170	多羅尾織之助支配地	多羅尾織之助当分預け
		池 田 中	404.4430	多羅尾織之助支配地	多羅尾織之助当分預け
		池 田 下	451.5110	多羅尾織之助支配地	多羅尾織之助当分預け
		葛 原	282.3380	永井大之丞知行所	永井大之丞支配
		大 利	559.9300	加納・永井肥前守尚服領	加納藩
		高 柳	636.9430	加納・永井肥前守尚服領	加納藩
		神 田	724.2170	多羅尾織之助支配地	多羅尾織之助当分預け
		対 馬 江	437.6240	多羅尾織之助支配地	多羅尾織之助当分預け
		仁 和 寺	712.8050	多羅尾織之助支配地	多羅尾織之助当分預け
		黒 原	334.2800	多羅尾織之助支配地	多羅尾織之助当分預け
	点	野	5.1260	多羅尾織之助支配地	多羅尾織之助当分預け
			488.7740	永井左門知行所	永井左門支配
		郡	362.8230	永井大之丞知行所	永井大之丞支配
		郡 北	128.8660	永井吉之丞知行所	永井吉之丞支配
		郡 中	203.1840	永井吉之丞知行所	
		三 井	239.9860	永井左門知行所	永井左門支配
		田 井	369.2560	多羅尾織之助支配地	多羅尾織之助当分預け
		木 屋	682.9330	加納・永井肥前守尚服領	加納藩
		石 津	395.6880	永井左門知行所	永井左門支配
		太 間	457.9210	加納・永井肥前守尚服領	加納藩
		平 池	299.8390	多羅尾織之助支配地	多羅尾織之助当分預け
讃良	豊 野	国 松	139.4430	松平肥後守容保役知	狭山藩当分取締
		秦	304.5380	松平肥後守容保役知	狭山藩当分取締
		太 秦	333.6970	松平肥後守容保役知	狭山藩当分取締
		高 宮	623.9000	松平肥後守容保役知	狭山藩当分取締
		小 路	100.0000	加藤岩太郎知行所	加藤岩太郎支配
			208.8000	松平肥後守容保役知	狭山藩当分取締
	寢 屋 川	木 田	1027.7650	片桐鋌三郎知行所	片桐鋌三郎支配
		萱島流作	71.9700	小堀数馬支配地	小堀数馬当分預け
		堀 溝	223.1050	松平肥後守容保役知	狭山藩当分取締
		河 北	560.0150	小堀数馬支配地	小堀数馬当分預け
交野	水 本	寢 屋	543.6270	松平肥後守容保役知	狭山藩当分取締
		打 上	310.7880	小田原・大久保加賀守忠礼領	大阪府
			47.8450	永井庄九郎知行所	永井庄九郎支配
		燈 油	321.0820	小田原・大久保加賀守忠礼領	大阪府

備考：井上正雄『大阪府全志』巻之一より作成

第一節 維新の変革と村の変動

分預け地として従来どおりの支配が認められた。京都守護職松平容保の役知は狭山藩北條相模守氏恭の当分取締りになっていたが、六月、大阪府に移管された。旗本知行所は、五月二十四日、大阪府に移管されたが形式的なものに過ぎなかった。二十八日、政府は「元旗下上京帰順之面々、先般徳川御処置被 仰付候上ハ、出格之 思召ヲ以、元旗下都テ本領安堵被 仰付候、就テハ高家以下席々旧号ヲ廢シ凡テ中大夫・下大夫・上士三等之列ニ被 仰付候」〔法令全書〕として従来どおりの支配を認めた。本市域では、永井左門が中大夫、

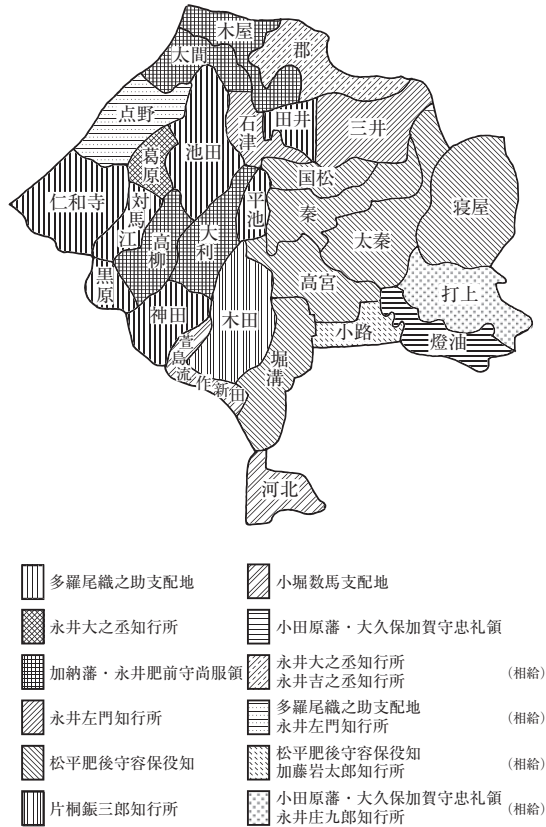


図1 慶応4年1月の行政区画

備考：『大阪府全志』巻之一、『大阪府史』第7巻付図より作成

永井大之丞・永井吉之丞・永井庄九郎・加藤岩太郎・片桐鑑三郎が下大夫に列せられ、明治二年十二月の上知まで知行地を支配した（井上正雄編『大阪府全志』巻之二 一九三二年）。

藩領は、従来どおりの支配に任された。ところが、小田原藩は、慶応四年五月十九日に佐幕派の遊撃隊が箱根の関門に迫ると、箱根を守備していた藩兵がこれに味方し、維新政府の軍監等十数名を殺害した。二十五日、藩主大久保忠礼は東征大総督府の問罪使に対し恭順を誓い、翌日、小田原藩兵が遊撃隊を討伐した。しかし、六月、忠礼は謹慎を命ぜられ、藩士は入京禁止、所領は没収された。本市域でも燈油村と打上村の小田原藩領は、六月十日、大阪府に移管され、藩領は加納藩領の四カ村だけとなった。なお、「藩」という名称は俗称に過ぎなかったが、閏四月二十一日の「政体書」によって府藩県の三治制がとられると、公式名称となった。

慶応四年六月二十二日、大阪府堺役所の支配地を独立させて堺県が設置され、小河^{おが}弥右衛門（二敏）が知県事に任命された。明治二年八月、河内県が廃止され堺県の管轄に移されることになり、堺県は和泉・河内二カ国を支配することになった。小河は、堺県支配下の泉州村々に復古色の強い十カ条の「演達」を布達したが、河内国を管轄するようになると、明治三年五月、この「演達」を河内の村々にも布達している（六卷一四〇八頁）。また、治政に不統一が生じないように、同年一月、河内・和泉両国に所領を有する藩に呼びかけ、毎月二十一日に代表が堺南宗寺に集まって協議することを提案している。第一回目は同年一月に一八藩の代表が集まって開かれ、くじ引きによって月番を決めている（六卷二二〇四頁）。

明治四年七月十四日、廃藩置県が行われ、府藩県三治制から府県制に変わった。加納藩も加納県と称する

ことになったが、十一月二十二日、従来の府県を廃し新たな府県が置かれることになり、加納県も廃止された。河内国・和泉国はすべて堺県となり、税所篤が県令に就任した。

区制の施行

明治五年（一八七二）一月、堺県は郡ごとに村総代一人を置き、士族・平民を問わず公正な人物を公選することを通達した。同年二月には区制を定め、高一万石前後の村々を単位として県内を五十四区に分けた。河内国は二十九区に分けられ、市域の村は、第三区・第五区・第八区に属していた（前掲『大阪府全志』巻之一、『市誌』一九六六年）。

五年四月、堺県は区ごとに戸長・副戸長を置いた。『寝屋川市誌』（一九五六年 一〇三頁）によると第三区の副戸長は中野村の三島勝平、第八区の副戸長は点野村の松井善次であった。四月九日の太政官布告によって庄屋・年寄の称が廃止され戸長・副戸長に改められると、五月、堺県でも庄屋・年寄を戸長・副戸長と改め、区ごとに置かれていた戸長・副戸長を区長・副区長と改めた。戸長・副戸長は高一〇〇石内外の村に一人ずつ置かれ、一〇〇石に満たない村は、一〇〇石を目安に二カ村以上を連合して戸長・副戸長一人を置いた。その人選は、村または村連合内の選挙によって選ばれた者を県令が任命することになっていた。また、家数五軒を標準に五人組が編制され、伍長は組内で選挙して、区長が任命することになっていた。

大小区制 明治五年（一八七二）十月十日、政府は、「各地方土地ノ便宜ニ寄り一区二区長一人、小区二副の施行 区長等差置候儀ハ不苦候」（『法令全書』）と通達した。これ以後、区を大区と小区に分ける府県

が多くなり、堺県も七年一月二十二日に大小区制の施行を布達した（山中永之佑編『堺県法令集』二 羽曳野市一九九三年）。河内国は三大区十五小区に分けられ、区ごとに会議所が置かれた。さらに同年四月には、小区

第一章 行政

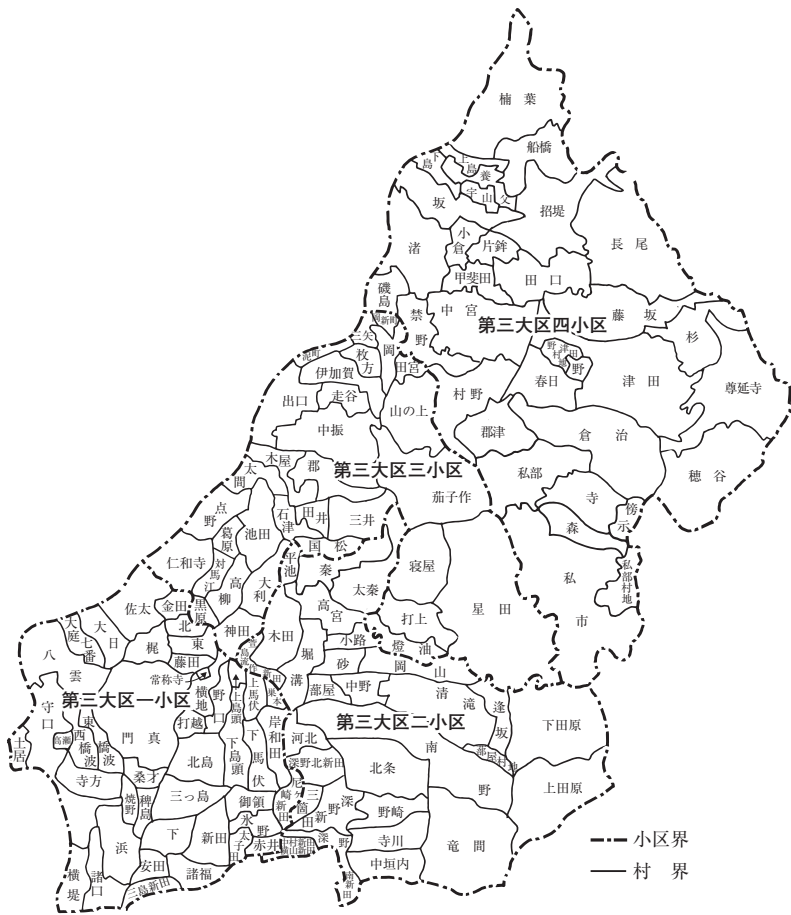


図2 大小区制区域図

備考：『大阪府全志』巻之一、『大阪府史』第7巻付図より作成

第一節 維新の変革と村の変動

表2 河内国第三大区二小区・三小区の事務と役職

小区	二小区	三小区
村数	28	34
事務所	讃良郡南野村	茨田郡三井村
副区長	池村省三（堀溝）	松井善次（点野）
戸長	合川太平	西井長栄門（星田）
副戸長	中川六郎 中川周次 山口又造 小西徳平	畠山武平 坂本順次郎 東平八郎 森田新栄門
出納役	北田利逸郎 柳原九平	柿木孫一 上堀新吾
学区取締	平池昇一（平池）	松井真次郎（点野）

備考：『寝屋川市誌』（1956年）104～5頁から作成

内の村を一五〇〇石前後を目安に合わせて組合村を編成して集議所を設け、組合村に戸長一人、村に副戸長を置くことになった（前掲『堺県法令集』二）。組合村は、一小区ごとに番号を付け、村は河内国第何大区何小区何番組何村と呼ばれるようになった。

大小区制では、大区に大区長正副どちらか一人、小区に小区長正副各一人を置いた。大区長・小区長は区内の記名投票により選出されるが、選挙資格は不動産所有者に限られた。県が当選者を不適当であると認めたときは再選挙を命じ、あるいは直接任命することができた。大区長の月給は、管内に戸数・地価を基準に賦課された（前掲『堺県法令集』二）。第三大区の区長は、三ツ島村の樋口莊十郎であった（『市誌』一九五六年）。なお、八年三月二十四日の内務省指令によって大区長は区長、小区長は副区長と改められ、小区の区長は廃止され、副区長一人になったようである（前掲『堺

県法令集』二）。

戸長は、組合村の記名選挙で選ばれ、副戸長の選挙も、村単位ではなく戸長と同様に組合村全体で行われた。副戸長は、一村の役人よりは組合村全体の役人としての性格を有しており、七年四月十三日の組合村編成の堺県布達には「組合村々ハ聯合ト相心得、一村同様最懇和協力シ、自他ノ別アル可カラサル事」（前掲『堺県法令集』二）という一項があった。

堺県は、九年四月十八日に奈良県を合併すると、七月十三日、「県会仮規則」を制定して県会を開設した。九月二十五日に開かれた県会の議決に従って、堺県は大小区制を改正しているが、河内・和泉の大小区は従来のままとし、組合村を廃止した（前掲『大阪府全志』巻之二）。十月二十七日の堺県布達では、大区に区長一人、小区に副区長一人と戸長・副戸長二人、出納役二人を置くことになっていた。従来の村役場は廃止するが、村には総代一人を置き、戸数や地形によって増員を認めることになった。区長は県庁に在勤して大区内の事務を総轄した。副区長は、小区事務所に出勤して小区内の事務を総轄し、戸長も、小区事務所に出勤して小区内の事務を分担し、副戸長が補佐した。地域の村が所属する河内国第三区の区長には、九年十二月十一日、樋口莊十郎が任命されており（前掲『堺県法令集』二）、二小区・三小区の事務所と役職は表2のとおりである。区長は大区中から、県庁詰出納役は一国中から選出し、副区長・戸長・副戸長・小区出納役は小区中から選出するが、その選挙・被選挙権は不動産所有者に限られていた。総代は、町村の庶務を担当し、学校世話掛・道路修繕掛なども兼任した。九年十二月二十八日の規程では、その任期は二年で、区戸長の選挙に準じて選出するが、開票は小区事務所副区長・正副戸長および村の百姓総代二人の立ち会いの下で行うことになっていた（前掲『堺県法令集』二）。十年七月の改正で、総代五人が毎日小区事務所に出勤して事務を取り扱うことになり、身分も副戸長に準ずることになった。組合村の廃止によって小区が行政の単位となったが、範囲が広くて充分機能したとは思われず、実際には依然として町村がその単位になっていて、総代の役割は大きかったといえる。

三新法と

明治十一年（一八七八）七月二十二日、「郡区町村編制法」「府県会規則」「地方税規則」の三新

聯合町村

法が公布された。郡区町村編制法によって大区・小区が廃止され、町村が、行政の単位としての法的地位を回復することになった。府県の下に郡区・町村を置き、郡・町村の区域・名称は従来のままとし、郡には郡長一人、区には区長一人を置くことになったが、小さい郡の場合は数郡に郡長一人を置くことができた。町村には戸長一人を置くのを原則としたが、数町村に一人の戸長を置くこともできた。堺県では、十二年二月二十日に郡区編制の調査に着手し、十三年四月十五日に新しい郡区を布達した（山中永之佑編『堺県法令集』四 羽曳野市 一九九五年）。

茨田・交野・讃良三郡は枚方郡役所の管轄に属し、郡役所は、茨田郡三矢村浄念寺に置かれた。郡役所名は、間もなく茨田・交野・讃良郡役所と称するようになったが、枚方郡役所と呼ばれることが多かった。区には区長、郡には郡長が置かれ、大小区制の区長・副区長が民選であったのに対して、区長・郡長は官選で、初代郡長にはそうさたねつね匠瑳胤常が任命された。郡区町村編制法の施行にともない、町村の編制も改められた。堺県では、十三年四月二十三日に聯合町村制を施行した。本市域に関係する聯合は、枚方郡役所部内（五聯合・一五八カ村）の第二・第三・第四聯合である（『市誌』一九六六年 六八五頁）。

聯合町村には戸長・用掛・筆生などが置かれ、大小区制の小区に置かれていた副区長・副戸長・出納役は廃止された。戸長の選出は、聯合町村での記名投票によるが、選挙・被選挙人の資格は、満二〇歳以上の男子で、地所・家屋などの不動産を所持する者であった。二〇歳に満たない者でも、特に人材名望ある者には被選挙権を与える特例が認められていた（前掲『堺県法令集』四）。さらに、五月十四日の改正によって、不

動産所持者の家族で名望ある者にも被選挙権が与えられることになった。町村の総代の選出は、町村民の自由に任されたが、村の代表として果たす役割は大きかったと思われる。

大阪府編入と
毎町村戸長制

明治十四年（一八八二）二月七日、堺県は大阪府に合併された。大阪府では毎町村戸長制に改めた。戸数三〇戸未満の村は、最寄りの町村と連合させて戸長一人を置き、三〇戸以上の町村でも便宜によって連合することを認めたが、茨田・交野・讃良三郡は、すべて町村が戸長を置いた。

戸長は公選制で、選挙資格は、戸主であれば年齢・財産による制限はなく、寄留者も、その町村に不動産を所有しておれば資格が与えられた。被選挙資格は、寄留者などを除く満二〇歳以上の不動産所有者に限られたが、十四年八月二十九日の改正によって財産による制限は撤廃された。任期は三年とし、再選が認められた。戸長役場は、戸長の自宅を宛てるか、別に役場を設けるか、その村の便宜に任された。このように、大阪府の毎町村戸長制における戸長の選挙・被選挙資格は、堺県の聯合町村制に比べてはるかに幅広いものであったが、十五年六月三日の改正によって制限が強化された。選挙権は、満二〇歳以上の者に限られ、寄留者は一切選挙権を認められず、入籍後五〇日を経ない者も除外され、被選挙権の除外規定も適用されるようになった。十六年三月七日の改正では、再び不動産を所有している寄留者の選挙権が認められ、入籍後五十日の制限も廃止されたが、戸主条件が男戸主に改められた。戸長の任期は三年であったが、十四年八月の改正で二年となり、十六年三月の改正で四年となり、何れの場合も再選が認められていた。村総代は、大阪府においては町村会議員選定にともなって十三年十一月十日に廃止されていたので、翌十四年五月二十日、

旧堺県管内に「各町村総代に関する旧堺県布達、総て廃止候」と布達された（前掲『大阪府全志』巻之一）。しかし、村内の庶務を担当する総代を存続させている村もあったようである。

三郡町村 明治十六年（一八八三）九月、茨田・交野・讃良郡役所は「庶務規程」「庁中例規」（大阪府立中聯合会 之島図書館蔵）を制定し、組織・運営の整備を図っている。「庶務規程」によると、郡役所は四

課からなり、それぞれに以下のような掛が置かれていた。

第一課 庶務掛 兵事掛 文書掛 受付掛

第二課 学務掛 衛生掛

第三課 勸業掛 地理掛 土木掛

第四課 収税掛 出納掛

書記・雇員は各課に配属され、各課の主席書記が課長の任にあたった。事務は上中下の三款に分類された。前款は、郡役所を経由して府知事に進達・稟議するもの、中款は、郡役所で処理した後に府知事に報告するもの、下款は郡役所の権限で執行するものである。同年十一月二十四日、茨田・交野・讃良三郡町村聯合会が「茨田・交野・讃良三郡町村聯合会規則」（六卷八〇～四頁）を議決し、十二月七日に大阪府知事の裁可を受けた。規則によれば聯合会は、三郡各町村公共に関する事柄とその経費の徴収・支出法を審議することと、府知事・郡長の諮問に意見を述べることを目的としていた。通常会議の初めに前年度施行の三郡経費収支決算の報告を受け意見を府知事に上申することになっており、聯合会は郡会の先駆をなすものであったといえる。議員の定数は茨田郡一五名、交野郡八名、讃良郡七名で、その選出方法は、各町村会毎に委員一名を選

出し、その委員が郡ごとに互選することになっていた。郡長はこの規則を十二月十九日に告示し、翌二十日に規則に従って十七年一月十日までに委員を選出するよう各戸長役場に通達し、十七年三月十九日には二十五日までに各郡の議員を選出するよう通達している（堀溝自治会文書「郡諸達書綴」）。

規則の制定に先立って十六年十二月四日、郡長は三郡町村聯合会の議決を経て十六年度の予算を告示した。予算総額は五四七円三五銭で一村当三円五七銭七厘になる。戸長は適宜これを徴収して十二月十五日迄に郡役所に納入することになっていた。なお、同時に郡教育会費七七円、衛生会費一四九円七〇銭も賦課されている。教育会費は一戸当四厘八毛、衛生会費は九厘三毛で、いずれも翌十七年一月二十日までに戸長役場に納付し、戸長役場で纏めて五日以内に郡役所に納入することになっていた（堀溝自治会文書「郡諸達書綴」）。

三郡では戸長も定期的に例会を開いていた。十七年四月十日、郡役所では十三条からなる「戸長会規則」を作成し告示した。これによれば、会の目的は郡長が郡治上の参考のため諮問する事項や事務上の協議事項について審議し意見を述べることにあり、原則として奇数月の第三月曜日、午前一〇時から午後二時まで郡役所で開催される。諮問案は事前に通知され建議の準備をして置くことになっており、会議は意見が述べやすいようになるべく懇談会の体裁を取るが、発言は会長である郡長に向かってなし、会員相互に言を交わすことを禁じていた（堀溝自治会文書「郡諸達書綴」）。

戸長管理 区域の設定

明治十七年（一八八四）五月七日、政府は戸長の民選制を改め、府知事・県令が選任することにした。もともと、選任に当たっては、あらかじめ町村民に三人から五人の候補者を選挙させ、その中から任命することを認めており、その選挙には区町村会議員の選挙法を準用することを通達し

た〔法令全書〕。大阪府は、同年六月二十四日に「戸長は府知事之を選任す、尤時宜に依り町村人民をして撰挙せしむることあるへし」という布達を發し、七月一日から施行することにした（前掲『大阪府全志』卷之一）。同年八月十八日、大阪府は九条からなる「戸長選挙規則」を制定したが、この規則は一度も適用されることなく、完全な戸長官選制が実現した（前掲『大阪府全志』卷之一）。

大阪府は、戸長官選制を布達すると同時に、新しい戸長管理区域を設定することを公布した（前掲『大阪府全志』卷之一）。その結果、大阪府下全域に聯合町村が設けられることになり、それが戸長管理区域になった。本市域の戸長役場とその管理区域は次のとおりである。（前掲『大阪府全志』卷之一）（傍線は市域外の村）

茨田郡（一七戸長役場・七九カ町村）

第十戸長役場（六カ村） 梶村 藤田村 北村 東村 金田村 黒原村

第十二戸長役場（四カ村） 高柳村 神田村 大利村 平池村

第十三戸長役場（四カ村） 仁和寺村 対馬江村 葛原村 池田村

第十四戸長役場（四カ村） 点野村 太間村 木屋村 石津村

第十五戸長役場（三カ村） 田井村 郡村 三井村

交野郡（一二戸長役場・三九カ村）

第十八戸長役場（三カ村） 打上村 寝屋村 燈油村

讃良郡（七戸長役場・三五カ村）

第三十三戸長役場（四カ村） 南野村 蔀屋村 堀溝村 河北村

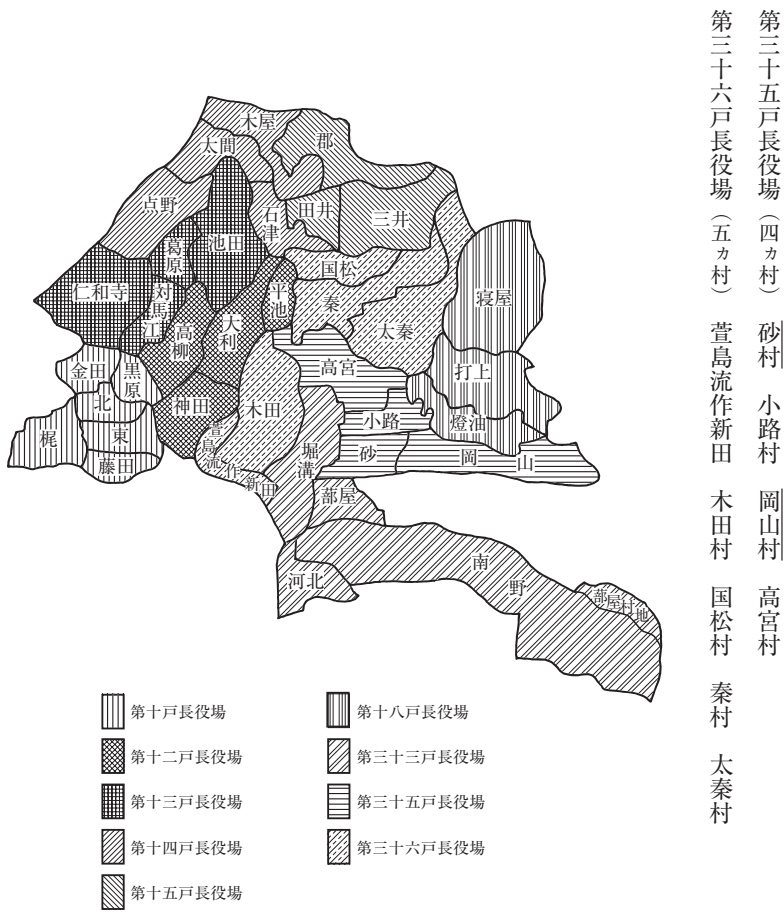


図3 戸長役場管轄区域図

備考：『大阪府全志』巻之一、『大阪府史』第7巻付図より作成

戸長役場の名称は、正式には村名を列挙することになっており、役場の門標には村名が列記されていたが、「茨田郡高柳村外三ヶ村戸長役場」などと省略して呼ばれることが多かった。

第二節 町村制の村

町村制施行 明治二十一年（一八八八）四月、市制・町村制が公布され、翌二十二年四月一日から府県知事と町村合併 事の具申を受けて施行されることになった。町村制では、町村の区域は変更しないことになっ

ていたが、市制・町村制公布にあたり参照として付せられた「市制町村制理由」（法令全書）は、変更しないことを原則としながら「然レトモ町村ノ力貧弱ニシテ其負担ニ堪ヘス、自ラ独立シテ其本分ヲ尽スコト能ハサルモノアリ、是其町村自己ノ不利タルノミナラス国ノ公益ニ非サルナリ、是ヲ以テ有力ノ町村ヲ造成シ維持スルハ国ノ利害ニ関スル所ニシテ町村ノ廃置分合若クハ区域ノ変更等ニ付キ国ノ干渉ヲ要スルコト明ナリ」と国益のためには、町村規模の適正化を図る必要があると主張しており、二十一年六月十三日には、内務大臣訓令をもって町村合併の基準を示した（きけがわ亀卦川浩『明治地方制度成立史』柏書房 一九六七）。

近世以来の村は規模が小さきまで、なかには自治体として、また行政区画としての機能を發揮できないような小規模なものもあった。本市域でも、木田村のように面積一四六町四反余、人口一〇三三人という大村から萱島流作のように面積二九町余、人口一二人という小村まで、様々であった（表3）。町村制が公布されると、大阪府は各郡長に、分合すべき理由、反別、人口、戸数、租税、町村費、共有財産、負債など、

第一章 行政

表 3 町村制施行時の村

郡	村	面積(町)	人口(人)	旧 村	面積(町)	人口(人)	戸長役場管区
茨田	九個荘村	662.3500	4,965	池 田 村	140.2720	805	13
				葛 原 村	34.3010	246	13
				大 利 村	74.0904	645	12
				高 柳 村	70.5515	474	12
				神 田 村	96.5904	1,005	12
				対馬江村	45.5910	346	13
				仁和寺村	87.8501	668	13
				黒 原 村	38.2603	346	10
				点 野 村	74.8223	430	14
	友呂岐村	545.7604	2,586	郡 村	111.5022	432	15
				三 井 村	140.4711	431	15
				田 井 村	45.6217	245	15
				木 屋 村	91.0902	485	14
				石 津 村	56.4603	285	14
				太 間 村	45.0724	229	14
				平 池 村	55.5215	479	12
讃良	豊野村	495.1818	1,643	国 松 村	60.3119	158	36
				秦 村	103.4715	443	36
				太 秦 村	140.9114	349	36
				高 宮 村	98.3608	478	35
				小 路 村	92.1122	215	35
	寢屋川村	331.9505	2,320	木 田 村	146.4526	1,033	36
				萱島流作	29.0928	12	36
				堀 溝 村	92.1509	944	33
				河 北 村	64.1402	331	33
交野	水本村	256.0106	2,060	寢 屋 村	158.3204	605	18
				打 上 村	112.9612	478	18
				燈 油 村	84.7220	977	18

備考：『大阪府全志』巻之一・巻之四より作成

町村合併に関する調査を命じた。十月初めに報告がほぼ出そろったが、枚方郡役所は調査が難航していたの未提出であった。庶務課員が直ちに分合の理由などを再調査し、十一月十二日に郡長を召集して諮問会を開いて、内務大臣に具申することにした

（『朝日新聞』一

八八八年十一月十三・十四日。二十二年二月十八日、知事に認可が伝えられ（『大阪朝日新聞』一八八九年二月二十日）、同月二十日、知事は、四月一日から市制・町村制の施行を布告し、町村の区域名称等を配布した。なお、旧村名は大字として残ることになった（前掲『大阪府全志』巻之一）。

町村合併と戸

長役場管区

明治二十一年（一八八八）六月の内務大臣訓令では、地形民情に故障がなければ、戸長役場管区の区町村を合併してもよいことになっており、大阪府下でも戸長役場管区の村が合併して村制を施行したところが多い。枚方郡役所部内では、交野郡は、招提村（枚方市）が単独で村制を施行したため、第二十八戸長役場管区の他の村が第二十七戸長役場管区の村々と組んで牧野村（枚方市）になったのを除けば、すべて同一戸長役場管区の村が合併して町村制を施行している。ところが茨田郡では三郷（守口市）・諸堤（大阪市）・古宮（大阪市）・今津（大阪市）・蹉跎（枚方市）の村々、枚方町（枚方市）、讃良郡では四条村（大東市）を除けば、同一戸長役場管区内の村が合併して町村制の村になることはなかった。

茨田・讃良両郡の郡界は新田が多く複雑で、御領・太子田両村は旧八個荘の内であったが讃良郡に属し、讃良郡の戸長役場管区に加わっていた。ところが十九年に茨田郡に編入され、町村制では茨田郡の旧八個荘の村々とともに南郷村（大東市）を形成することになった。郡境の村でなくても低湿地が多く水利秩序が錯雑し、村の利害も複雑であった。その上、十八年洪水の救助金をめぐる種々の対立があり、小島忠里を代言人として郡長を告訴するに至った。枚方郡役所の合併調査報告が遅れたのは、そのためであったと思われる。調査に際し、点野・太間・平池・石津・木屋の五ヵ村は合併協議が整い、村名を瑞穂村と称することになり二十一年九月三十日、上申書を郡長に提出した（東光治編『河内九個荘村郷土誌』九個荘村役場 一九三七年）。

これは第十四戸長役場管区の村に第十二戸長役場管区の平池村が加わったものであるが、実現しなかった。また、第三十三戸長役場管区は、堀溝・河北・南野（四條畷市）・葦屋（四條畷市）四カ村から成り、戸長は堀溝村の池邨省三であった。救助金をめぐる対立に加えて、町村分合問題が生じ、戸長は村財政を考慮して木屋村との合併を支持したが反対もあり、苦慮した戸長は九月二十九日、自死してしまった（『朝日新聞』一八八八年十月二日）。

最終的に町村制は、往時の荘・郷に準じて施行されたようである。堀溝村と河北村は南野・葦屋村と同じ戸長役場管区であったが、南野・葦屋両村が甲可郷の村々と合併して甲可村となり、残された堀溝・河北両村は大村である木屋村と合併するかどうかで紛糾したのである。高宮・小路両村は、岡山・砂両村（四條畷市）と第三十五戸長役場管区になっていたが、甲可郷の岡山・砂両村は甲可村になり、高宮郷の高宮・小路両村は木屋・萱島流作を除く第三十六戸長役場管区の村と合併して豊野村になった。友呂岐村は友呂岐荘六カ村に三井村（三井郷）が加わって村制を施行した村である。大部分は第十四・第十五戸長役場管区に属していたが、平池村は第十二戸長役場管区に属していた。九個荘村は、九個荘の村々が合併して村制を施行した。大部分は第十二・第十三戸長役場管区に属していたが、第十二戸長役場管区の平池村は友呂岐荘の村で友呂岐村に合併された。黒原村・点野村は、第十戸長役場・第十四戸長役場管区に所属していたが、九個荘に属していたので九個荘村に編入された。荘・郷を単位とする村は、荘・郷の名を村名に用いたが、そうでない寝屋川村は村域を貫流する川の名を採り、豊野村は、農産豊饒の意を採って名付けた（井上正雄編『大阪府全志』巻之四 一九二二年）。

第二節 町村制の村

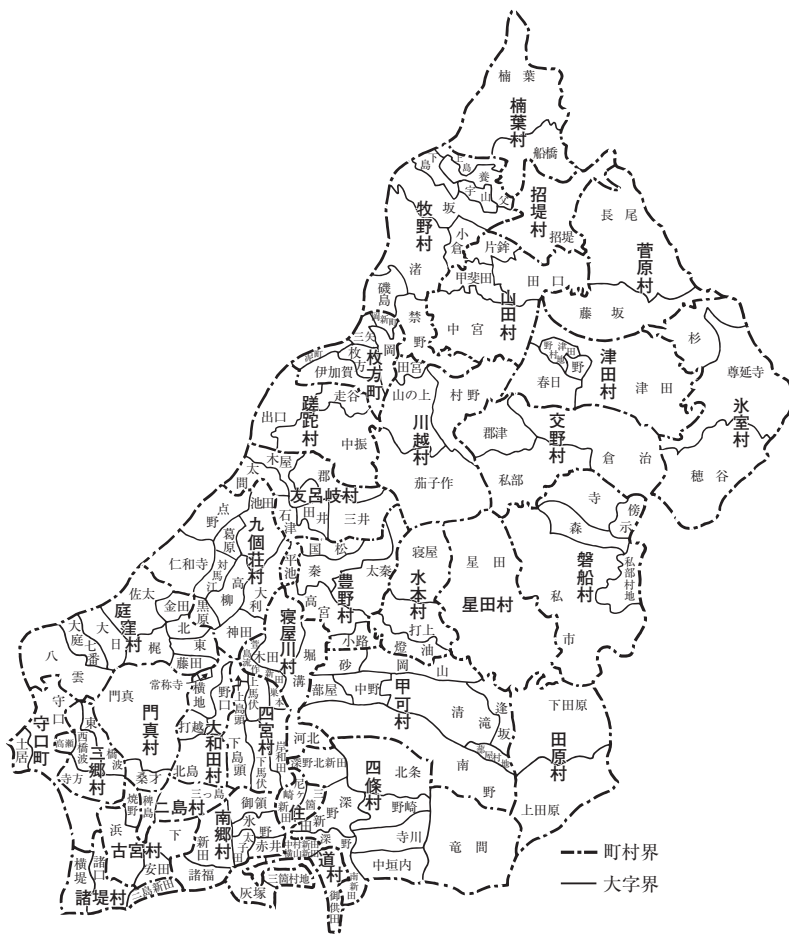


図4 町村管轄区域図

備考：『大阪府全志』巻之一、『大阪府史』第7巻付図より作成

町村制の施行に伴って成立した村は、必ずしも安定しているとはいえなかった。二十九年三月、九個荘村大字仁和寺・対馬江・黒原の常設委員・村会議員が村治に不満を唱え辞任し、四月には大字葛原も加わり、庭窪村の金田・東・北・藤田の四大字と連合して茨田村を新設しようとする運動が生じた。これらの大字は、仁和寺用水樋から取水しており利害が一致することが多かったものと思われる。三十年七月、仁和寺・黒原・対馬江連合の仁和寺小学校と、庭窪村の大久保小学校が合併し、庭窪村大字金田字宮垣内の南方に宮垣内小学校を設置している。この運動は長期にわたり、三十一年七月には庭窪村大字金田・東・北・藤田と九個荘村大字仁和寺・対馬江・黒原の七大字による茨田村新設の請願を府知事に提出した。請願を受けた府知事は、三十二年六月、これを郡参事会に諮問した。分離・非分離派の対立は激しく、事態を憂慮した参事会員は調停に乗り出し、七月二十二日、郡長・参事会員立ち会いの下に両派が和解し、分離請願を取り消すとともに、分離派の要望を村政に反映させることになった。しかし分離派の不満は解消せず、同年十二月十一日、再び分離新村設置の請願書を郡長に提出したが（『市誌』一九五六年）、分村は実現しなかった。

名誉職自治

町村制では、町村長と助役は三〇歳以上の公民で選挙権を有する者の中から町村会が選挙することになっており、任期は四年であった。また、町村長・助役は無給の名誉職であり、公民には選挙される権利と、担任する義務があるとされており、正当な理由がなく就任を断り、あるいは中途退職した者には、町村会の議決によって三年以上六年以下の公民権停止と、その間町村費負担の八分の一から四分の一を増課することができるという罰則まで設けられていた。しかし、現実には名誉職が任期を全うすることは少なかった。

第二節 町村制の村

表4 友呂岐村の村長

氏名	大字	就任年月	在任期間
平池昇一	平池	明治22年5月	1年
木南宗治郎	平池	明治23年5月	4ヵ月
西尾八郎治	平池	明治23年9月	1年9ヵ月
近藤幸三郎	木屋	明治25年6月	4年5ヵ月
西尾徳馨	太間	明治29年11月	1年9ヵ月
近藤幸三郎	木屋	明治31年8月	1年7ヵ月
川田与三郎	太間	明治33年3月	11ヵ月
馬場与治兵衛	郡	明治34年2月	7ヵ月
南 吉平	三井	明治34年9月	6ヵ月
南源兵衛		明治35年3月	1年3ヵ月
中川孝太郎	郡	明治36年6月	7ヵ月
中井栄治郎	郡	明治37年1月	9ヵ月
桜井奎兵衛	郡	明治37年10月	2年9ヵ月
	三井	明治40年7月	8年

備考：『寝屋川市誌』（1956年）191頁より作成

表4・表5は友呂岐村の明治期の村長と助役である。平池昇一は初代村長であったと思われるので、就任年月は二十二年であった可能性がある。友呂岐村では、町村制発足から明治四十年まで一八年間に一三人の村長が就任しており、在任一年に満たない者が五人もいたことになる。助役は二十三年以後二人制になっていた時機があったようであるが、矢張り任期を全うした者はいない。このように村長・助役の交代が激しかった原因として、町村制が施行されても大字（旧村）の独立性が強かったことがあげられる。

村では、「町村制」の規定に従って条例を定めて常設委員を設置する所が多かった。常設委員は名誉職で、行政事務の一部を分担し、営造物の管理・監督し、一時的に委託を受けて事務を執行するものであった。水本村の「常設委員規則」（六卷六八頁）によると、定員は三名で村会で公民中の選挙権を有する者から選挙することになっていた。担任する事務は、産業の振興、農産物の害虫駆除、用悪水路の浚渫、道路堤防橋梁の修繕、伝染病予防を初めとする問題などであったが、後の規定では大字有財産の管理も担当することになっていて（六卷七〇～一頁）、大字の代表として機能しており、選出も大字を単位としていたものと思われる。

第一章 行政

表5 友呂岐村の助役

氏名	大字	就任年月	氏名	大字	就任年月
西尾八郎治	木屋	明治22年5月			
西村清太郎		明治23年5月	北田政二郎	田井	明治23年5月
近藤幸三郎	太間	明治25年4月	馬場与治兵衛	三井	明治26年9月
近藤幸三郎	太間	明治29年5月	川田与三郎	郡	明治30年4月
馬場与右衛門		明治30年10月			
友田友次郎	三井?	明治33年11月	川田与三郎	郡	明治33年11月
友田友次郎	三井?	明治35年8月	近藤六郎	太間	明治35年8月
森 太郎一	木屋	明治39年5月	伊知地孝市		明治37年9月
			山下春蔵	木屋	明治40年6月

備考：『寝屋川市誌』（1956年）191頁より作成

町村制の村が成立しても旧村の自立性が強く、その代表者を委員として新村の一体化を図る必要があったのである。水本村では規定以外の協議費の徴集なども常設委員の名で行われていたようで、四十四年五月、村長が警告を発している（六巻七〇～一頁）。そのため、大字寝屋では「大字寝屋総代設置規定」（六巻七一～三頁）を設けて総代一名を置くこととし、総代を常設委員に委託することになっている。

名誉職は無給であるが、ほとんどの村で給料に相当するような報酬と実費弁償費が支払われていた。表6に見られるように、水本村では明治二十三、二十四年度は村長年額六〇円、助役二〇円の報酬が予算化され、二十五年度から二十九年度は村長五八円、助役四五円になった。村長報酬が三十九年度から六〇円に増額されるのに対し、助役報酬は三十九年度から三五円に減額され、三十三年以降は計上されなくなった。その代わり、三十三年から書記が二名に増員されている。書記増員による役場費の増額を抑えるために助役報酬を廃止したものと思われるが、このような名誉職報酬の廃止は珍しい例である。四十一年三月に村会に提出された「名誉職村長報酬及名

第二節 町村制の村

表 6 水本村の給料・報酬

単位:円

年 度	給 料		報 酬		
	書記	収入役	村長	助役	常設委員
明治 22 年度	44.000	18.750	26.250	7.500	(3 人分)
明治 23 年度	48.000	30.000	60.000	20.000	
明治 24 年度	49.800	30.000	60.000	20.000	
明治 25 年度	45.000	45.000	58.000	45.000	
明治 27 年度	48.000	45.000	58.000	45.000	
明治 28 年度	48.000	45.000	58.000	45.000	
明治 29 年度	51.000	48.000	58.000	45.000	
明治 30 年度	55.000	55.000	60.000	35.000	21.000
明治 31 年度	60.000	55.000	60.000	35.000	21.000
明治 32 年度	60.000	55.000	60.000	35.000	21.000
明治 33 年度	96.000	55.000	60.000		21.000
明治 34 年度	120.000	55.000	60.000		21.000
明治 35 年度	151.200	58.000	60.000		21.000
明治 36 年度	168.000	60.000	60.000		21.000
明治 38 年度	168.000	60.000	60.000		21.000
明治 39 年度	168.000	60.000	60.000		21.000
明治 40 年度	192.000	72.000	60.000		21.000
明治 41 年度	192.000	72.000	60.000		24.000
明治 42 年度	204.000	108.000	12.000		30.000
明治 43 年度	216.000	108.000	12.000		30.000
明治 44 年度	192.000	108.000	120.000		30.000

備考：水本村予算書より作成

常設委員にも実費弁償と報酬が支払われることになっており、金額は村会の議決によることになっていた（六卷六八頁）。

村会と府会

町村制では、町村会は町村を代表し、条例・規則の制定・改正、歳入予算・決算の認定、町村税などの賦課・徴集法の決定など十一項目の議決を行うことになっていた。

議員定数は、人口一五〇〇以上五〇〇〇未満の町村は一二人であつ

たから、本市域の村はすべてこれに含まれていたが、町村条例をもって増減することができた。議員の任期は六年で、三年ごとに半数改選することになっており、町村公民には選挙権・被選挙権があった。選挙方法は二級制で、選挙人全部の納める直接市町村税の総額を二等分して多額納税者の属する群を一級選挙人、他を二級選挙人とする。被選挙人はいずれの級に属する者を選挙してもよいことになっていたが、各級それぞれ議員の半数を選挙するので、多額納税者に有利な制度であったといえる。各村の選挙毎の当選者は『寝屋川市誌』（二九六六年）に概略紹介されている。

明治十四年（一八八二）二月に堺県が大阪府に合併されると県議員は解任され、翌三月に旧堺県下限り府会議員選挙を実施した。定員は、茨田・交野・讃良郡とも一名で、讃良郡は木田村の前田欣次郎が当選したが、同年四月に辞任し、補欠選挙の結果岡村の高橋甚八が当選した。二十三年に郡制・府県制が公布されるが、府県制は郡市の施行を前提としていたため、郡制の施行が遅れた大阪府では府県制の施行も遅れ、三十二年三月の郡制・府県制の改正を待つて三十二年七月から施行された。郡制・府県制の施行によって府会議員選挙の選挙区は郡が単位となり、北河内郡は定員が二名であった。同年九月の選挙の当選者は招提村（枚方市）の家村寛太郎と四宮村の藤井健次郎であったが、三十六年・四十年の選挙では前田欣次郎が当選している。

衆議院議
員選挙

明治二十二年（一八八九）二月十一日に帝国憲法発布とともに公布された衆議院議員選挙法による第一回総選挙は、二十三年七月一日に実施された。ほとんどが定数一名という小選挙区制で、大阪府下は九選挙区に分かれ、茨田・交野・讃良・若江・河内・高安六郡は第六選挙区で定数は一名で

あった。第六選挙区では、事実上、月曜会の岩崎安次郎・小山彦三郎、愛国公党の木幡正起、改進黨の中敬男、前枚方郡長の俣野景孝の五人で争われることになった。

国会開設をひかえて在野勢力が結集した大同団結運動は、その中心になった後藤象二郎が二十二年四月、黒田清隆内閣に入閣すると大同倶楽部（政社派）と大同協和会（非政社派）に分裂した。分裂を憂慮した板垣退助が調停を図ったが失敗し、愛国公党を結成することになったため、民権派は三派鼎立^{ていりつ}の様相を示した。分裂を憂える声は強く、調停の結果、三派は政社組織を解散して一政党を組織し、庚寅倶楽部と称することになった。しかし、第一回総選挙が目前に迫り、選挙運動に奔走中であるので、三派の解党は、選挙後の八月まで延期することになり、選挙では激しい対立を避けることが出来なかった。

月曜会は、大阪における大同派の有力な一派であったが、大阪府下の第一回総選挙当選者の過半数が月曜会員であった。月曜会は、府会議員や代言人のほか、府下の各地域における名望家を会友としていたが、十二年から二十三年にかけて急速な会員の増加によって、府会議員を中心とする地域名望家の比重が更になくなったため、地域名望家の結集体としての性格を強め、政党との関係が弱くなって、候補者の乱立を招いた。

候補の乱立を防ぐため、月曜会は二十三年六月十五日に急遽、総集会を開いて予選会を実施し、候補者を絞ることにした。その結果、選挙に勝利することができたのである。予選の結果、第六区では岩崎安次郎が候補に選ばれたが、選挙はかなり難航したようである。岩崎安次郎は河内郡木戸村、小山彦三郎は交野郡牧野村の住民とともに府会議員であった。六月三十日の『関西日報』（大阪府立図書館蔵）は、「岩崎氏ハ同地主

着の素封家にして特に府會議員たる人なれば同地有権者中過半は同氏を選出せんことを務め居ることなるが、小山氏の如きは元来自ら之を希望せしに非ずして各有志者の為め推されて承諾せし程なれば花々敷き競争をも為さざる様子なり、然れども土俵外に至りては或は意外の好結果を呈するも知るべからず」と報じている。小山は、自分の意志だけではなく、交野郡有志の意向を受けて立候補したのであり、予選会で敗れても、なお有力な候補者であったが、最終的には予選会の調整は受け入れられたようである。しかし、選挙の結果は、前郡長の俣野が八七〇票を得て当選し、岩崎が七二二票で次点となり、以下、木幡三五〇票、小山三四七票、中二五六票、芦辺十郎一一八票、その他三五票という結果になった（二宮美鈴「大阪北部の大同団結運動と第一回総選挙」『新修茨木市史年報』第一号 茨木市 二〇〇二年）。

選挙と治

前郡長の俣野景孝は、当選後大成会に所属した反民権派であった。しかし、当選を果たしたのは、必ずしも吏権によるものではない。明治二十三年（一八九〇）六月八日の『大阪朝日新聞』

水問題

は、「意外の飛入」という記事を掲げ、山田村藤本与三次郎・九個荘村松井真次郎・寝屋川村吉田亀太郎の三村長が俣野を擁立しようとしていることを伝えている。俣野もそれを了承し、郡長の辞意を知事に伝えるなど、準備に着手した。そのため、有力な候補者の一人と目された前田欣次郎などは、早々に候補者となることを断念しなけりなかつた。しかし、前田もまた俣野の支持者であつたようである。

前田欣次郎は、十八年の洪水で決壊した枚方堤防の復築費の不足額の賦課、救済金の配分が問題となつた時、茨田・讃良郡八十箇村水利土功會議員の一人として郡役所の帳簿の調査に当たつたが、「郡中屈指の間に合ふ人物と呼べる、ほどありて、今度の事にも最初より帳簿の検閲を始めとし、工事に關する不都合の廉々

凡そ証拠ともなるべきものを搜索するに、非常の尽力をなせる由」(『朝日新聞』一八八八年八月十八日)と評されるような活躍をした。この事件は郡長に対する告訴事件にまで発展するが、代言人小島忠里は府知事を介して調停にも努めた。前田も貫名駿一・松井真次郎とともに調停に努め、二十二年五月になって落着をしている(『大阪朝日新聞』一八八九年四月五日・五月十七日)。吉田亀太郎は、木田村・神田村など五〇〇人余の委託を受けて義捐金の分配を枚方郡役所と交渉している(『朝日新聞』一八八八年九月二十九日、三十日)。彼らは、この事件を契機に郡長と親密になったものと思われる。前田や問題になった復築工事を請け負った葭崎檜二は、二十三年五月の月曜会会員名簿に名前を連ねている(原田敬一「第一回総選挙前の名望家団体」『大阪月曜会』に関する新出資料と若干の考察」『鷹陵史学』第二十五号 鷹陵史学会 一九九九年)。

二十三年一月の大阪府臨時府会に淀川改修のための測量問題が諮問された。測量費について、淀川と直接関係のない南河内や泉州は国庫負担を主張し、北河内・三島など、淀川沿岸は府費負担としてでも測量の早期実現を主張した。河内郡選出の岩崎安次郎、若江郡選出の植田重太郎・二階堂弥太郎、島下郡選出の中野広太郎が国庫負担に同調したところ、郡民は協議会を開き、選出郡村の利害を顧みないものであるとして辞職勧告を決めている(『関西日報』一八九〇年二月九日)。彼らもまた、月曜会の会員であった(前掲「第一回総選挙前の名望家団体」)。月曜会も地域の利害を無視できなかったのである。俣野は、郡長として淀川治水に熱意を示すことによって、淀川沿岸の茨田・讃良・交野三郡の名望家の支持を得ることに成功していた。第六区の選挙権者は、茨田・交野・讃良三郡が一九一四人、河内・若江・高安三郡が九二九人で枚方郡役所部内が多く(『大阪朝日新聞』一八九〇年五月十八日)、俣野にとって有利であった。

選挙地盤 明治二十四年（一八九二）十二月二十五日に衆議院が解散されると、俣野は、帰阪して選挙運動の成立 動に着手した。第六区には、俣野に加えて府会議員の小山彦三郎が再出馬を期しており、府会

議員の岩崎安次郎（河内郡）・植田重太郎（若江郡）・西村禎藏（茨田郡）も出馬の意志を有していた。自由党では、府会議員の植田重太郎を推す者も多かったが、植田らが譲歩して大井憲太郎を擁立することになった（『大阪朝日新聞』一八九二年一月八日）。

内務大臣品川弥二郎は、民党に対抗する吏党候補の擁立と当選に力を注ぎ、選挙干渉を行った。第六選挙区でも、大井の運動に対して露骨な干渉が繰り返された（服部敬「大阪第六選挙区の初期選挙」『枚方市史年報』第五号 枚方市情報管理課 二〇〇二年）。選挙の結果は、俣野が二三四六票で当選し、大井は一一六一票で惜敗した。しかし、この結果は選挙干渉によるものだったとはいえない。同様の干渉があった第七選挙区では、地価修正をとる東尾平太郎が当選しており、大井が地域の名望家を把握しきれなかったところに最大の敗因があったといえよう。立候補の届出制がなく、代議士の地盤も確立していない初期の総選挙は、流動的であった。三十三年、衆議院選挙法の改正によって大選挙区制が採用され、大阪府は郡部が定員六名の一選挙区となった。三十五年八月十日の第七回総選挙では、選挙戦に変動が生じて混戦となり、現職議員で再選されたのは秋岡義一だけであった（『大阪朝日新聞』一九〇二年八月十二日）。また当選者中の三人と次点二人が立憲政友会で、郡部における政友会の地位が確立したといえる。三十六年三月の第八回総選挙になると選挙地盤が成立し、東成郡・北河内郡と中河内郡の旧第六選挙区は、秋岡義一の地盤となった。

北河内郡
の成立

明治二十三年（一八九〇）五月十七日に郡制が公布されたが、大阪府は小さな郡が多くて統合の必要があり、その施行は遅れて三十一年になった。しかし、早くから茨田・交野・讃良三郡町村聯合会がその役割を代行していた（第一節）。

二十九年四月一日、大阪府下の郡の統合配置が公布され、六月一日から施行された。茨田・交野・讃良三郡は統合されて北河内郡になり、郡役所は引き続き枚方の旧郡役所に置かれた。郡制施行によって郡は行政区画から地方自治体となり議決機関としての郡会が設けられ、議員は、各町村から選挙される町村選出議員と大地主選出議員とからなっていた。町村選出議員は郡内町村の公民の無記名投票によって選ばれ、任期は六年で三年ごとに半数改選することになっていた。原則として各村一名を選出するが、定数が二〇人で北河内郡の町村数は三三であったから、人口を基準として二、三カ村を組み合わせて一名を選出することになった。大地主選出議員の任期は三年で、地価一万円以上の地主が互選することになっており、北河内郡では五人であった（『大阪朝日新聞』一八九八年六月一日・六日）。その氏名は『寝屋川市史』第六卷八四頁の史料三七の通りである（見出しは「北河内郡郡会議員」となっているが、正しくは「大地主議員資格者名簿」である）。町村選出議員の選挙は六月十五日に行われたが、合併選挙区の投票率が悪く、二十三日に再選挙を行った（同六月二十五日）。市域の当選者は、木南宗次郎（友呂岐）・吉田亀太郎（寝屋川）・白井新平（九個荘）であった（『市誌』一九六六年 四〇二頁）。大地主選出議員の互選会は七月一日に行われ、市域では九個荘村の岡本竹造が選ばれている（『市誌』一九六六年 四〇二頁）。

三十二年三月十六日の郡制改正によって大地主議員が廃止され、町村選出議員も四年任期の全員改選制に

改められた。北河内郡の定員は三〇名で〔大阪朝日新聞〕一八九九年七月二十日、九月三十日に選挙が行われ、市域では南吉平（友呂岐）・橋本亮（九個荘）・前田欣次郎（寝屋川）・小寫藤造（豊野）・井上正家（水本）が当選した（同 十月四日）。郡は課税権を持たず、収入の大部分を町村の負担金に頼っていた。三十五年度の町村負担金は四六五八円八錢七厘で歳入総額の九二・六％を占め、四十年度は三二一六円四三錢四厘と金額は減少するものの比率は九四・〇％と高かった。支出の主なものゝ勸業費（品評会費・害虫駆除費等）・勸業補助費（郡農会補助費等）・教育費（賞与費）・教育補助費で、三十五年度決算では、支出総額に占める比率は、それぞれ一一・八％、三七・三％、一三・三％、八・〇％であった（明治三十五年度大阪府北河内郡歳入歳出決算書）〔明治四十年度大阪府北河内郡歳入歳出予算書〕枚方市村田家文書）。

第三節 水利行政

明治初期の淀川治水は、沿岸農村にとって長い間最大の問題となっていた。明治に入ってから、明川修築工事
治元年（一八六八）、三年と洪水による水害が発生しており、三年十一月には沿岸一ニカ村

が堤防補強を堺県に出願している（六卷一九一―七頁）。明治政府は河川が国土保安上、重大な意義を持つことを認め、また淀川河口に大阪港をつくるため、オランダ人技師を招いて淀川治水策を立てることにした。

そして淀川測量後、明治八年からオランダ人デレーケ設計による淀川修築工事が始まった。この工事は、洪水防衛よりも船運の確保を重視する低水工事であったが、当時は治水の面でもそれなりに評価されていた

（服部敬『近代地方政治と水利土木』思文閣出版 一九九五年 第二章第一節）。

明治十八 しかし明治十八年（一八八五）、伊加賀村・三矢村（枚方市）の淀川堤防が二度にわたって決壊年の洪水 した。このため、現枚方市から大阪市に至るまで左岸一帯が水没し、淀川左岸地域は未曾有の

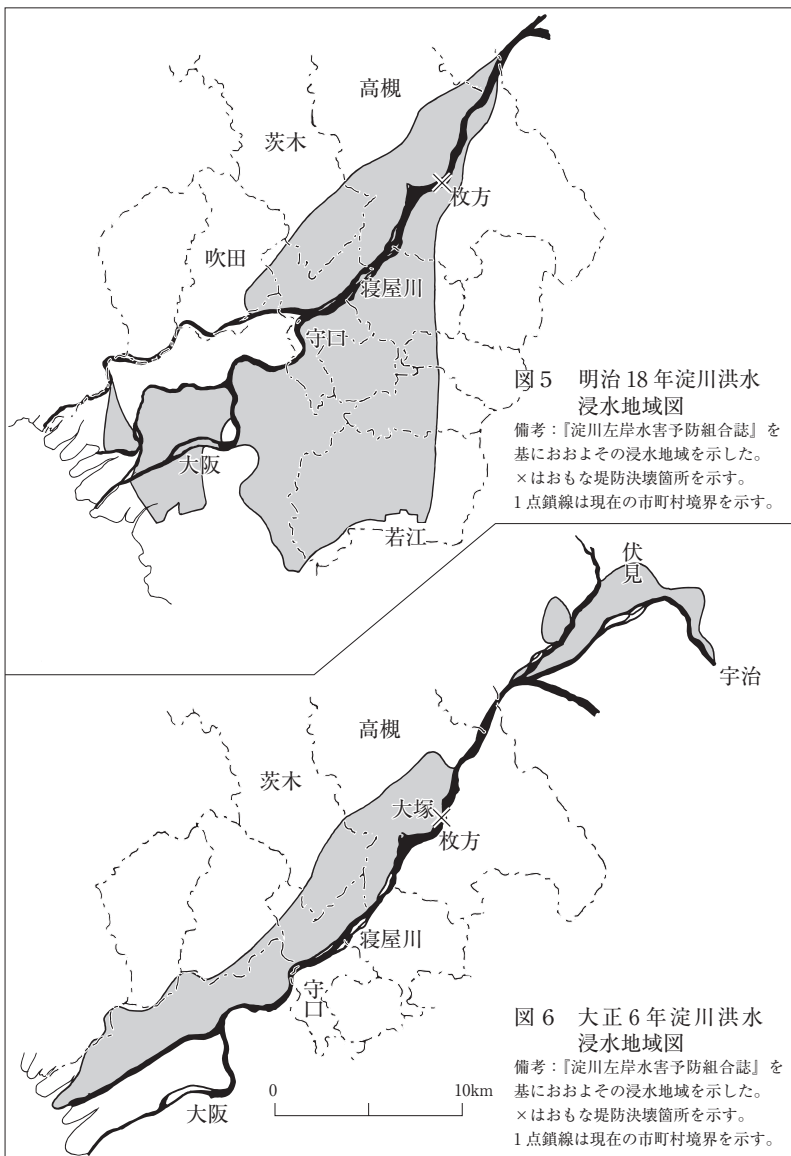
被害を蒙った。浸水町村数は九九七町村、戸数にして七万二四九戸、二七万六〇四九人が被災した（淀川百年史編集委員会編『淀川百年史』建設省近畿地方建設局 一九七四年 三〇四～八頁）。地域の村もほとんどが水没し、洪水から一カ月以上たつても未だ「水中にあり」という状態で、大半の人家は「大破損を被り壁土ハ落ちて下地の竹のみ残り居て恰も鳥籠の如き姿」となり、「人民等は拠ろなく皆堤防上の救助小屋にて救助を受け」という惨状であった（『朝日新聞』一八八五年八月十五日）。

この水害に対し、政府は救助金五〇万円を支出し、各地から多くの義捐金が寄せられたが、義捐金の配分をめぐる紛争が発生し、郡長を巻き込んだ訴訟事件にもなった（六卷一八八～九頁）。

水防組合 洪水の翌年の明治十九年、茨田・讃良郡の七〇カ町村（枚方市から守口市域を含む）による広域の結成 水防組合が組織された。この組合はその後、区域を拡張し、大阪府茨田讃良郡八十個町村水利

土功会に改組、関係町村を一〇区域に分け、堤防防御にあたった。各区域ともそれぞれ堤腹に倉庫を作って用具を収め、緊急の場合には主事・区事が町村長と協力して人夫を徴集し、水害防御にあたる体制がつけられた。市域は、第六区・第七区に属し、太間字藪、点野字西、仁和寺中堤に倉庫が配置された。

明治二十三年（一八九〇）、水利組合条例が制定されると、同二十八年、八十個町村水利土功会は淀川茨田堤防水害予防組合に改組された。同組合では、淀川堤防を枚方・出口・木屋・点野・佐太・八雲の六水防区



に分け、水防区毎に水防委員一人、取締り二人ないし四人を置き、防御用具庫、量水標を設けて出水に備えた（『枚方市史』第四卷 一九八〇年 二七六～九頁）。

淀川改良工事

一方、淀川改修を求める運動も熱心に展開され、政府・議会に陳情や請願が続けられていた。そして日清戦争後の明治二十九年（一八九六）三月、淀川改修は河川法とともにようやく帝国議会で可決され、同年より明治四十三年（一九一〇）まで淀川改良工事が施工された。この工事は洪水防御を主眼とする高水工事であり、なかでも最大の成果はいわゆる「新淀川」の開削であった。明治十八年の洪水では、大阪市街も一部の高地以外は水没し、多大な被害がでた。これを防ぐために毛馬から分岐した放水路をつくり、こちらに淀川本流を流し、大阪市中の川筋には必要量のみ流すことにしたのである。

この工事は一四年もの歳月と総工費一〇〇万円（当時の年間国家予算は八〇〇〇万円）という莫大な費用を費やして行われた一大事業であった。淀川沿岸地域の人々は、これで淀川治水が完全なものになったと喜んだのである（前掲『淀川百年史』四五〇頁）。

大正六年 しかし、そのわずか七年後の大正六年（一九一七）十月一日、市域対岸の大冠村大字大塚（高槻の洪水 市）の淀川堤防が洪水により約二〇〇メートルにわたって決壊した。そしてその後つぎつぎに

大小河川が破堤、新淀川河口に至るまでの延べ二四キロ、二八町村が水没、その水深は高槻付近で五メートルにも達した。明治期改修工事への人々の信頼は無惨にも裏切られたのである（前掲『淀川百年史』四五〇頁）。

この右岸の惨事は、本市域の人々にとっても決して他人事ではなかった。九個庄村では堤防部に亀裂が入ったが、村民の必死の努力によって危機一髪のところまで堤防決壊をくい止め、府知事に感謝されている（戸塚

順子「大正・昭和前期の寝屋川市域における治水事業」『市史紀要』第一四号 寝屋川市教育委員会 二〇〇七年。

こうして、大塚堤防決壊により、明治期の淀川改修が不十分なものであったことが露呈した。

淀川左岸水害予防組合の設立

この洪水を受け、大正八年（一九一九）十一月、淀川左岸水害予防組合が設立された。

防組合の設立

前述のように明治十八年の洪水をきっかけとして、現枚方市から守口市にかけての区域をカバーする水防組合が既に成立していたが、淀川左岸の水防組合は全体としては未だ五つの組合に分かれていた（樟葉村・牧野村・淀川茨田堤防・淀寝屋三川・大阪市の五水防組合）。しかし、淀川左岸の全ての地域は本来運命共同体である。大塚決壊による洪水被害に直面した人々は、そのことを痛感した。そして水害防衛を統一的に協力して行い、より安全性を高めるために五つの組合を統一し、大阪府の淀川左岸全域を包括する統一水防組合を結成することにしたのである（淀川左岸水害予防組合編『淀川左岸水害予防組合誌』前編 一九二六年 一二頁、三五二頁）。

こうして成立した淀川左岸水害予防組合は、樟葉村から淀川河口までの一市九町四三村の淀川左岸沿岸全市町村で組織された。組合では、水防区域を一八区に分け、各区に水防屯所一カ所を設け、屯所前に量水標を設置し、淀川水量の把握に努めた。また堤防沿い約四百間（七二〇メートル）ごとに水防用具庫を建設、要所には予備土を置き、出水時には直ちに対応できるようにした。さらに樟葉、枚方、点野、赤川、豊崎、伝法の各区に水防専用の電話機を設置、屯所員を常駐させることにより連絡体制を整え、水防事務を統一的且俊敏に行えるようにした（前掲『淀川左岸水害予防組合誌』前編 七四頁）。人的組織としては、組合区域全域の水防事務を統括する水防長一名の下、各区に水防部長一名がおかれ、水防部長の下に水防組頭、水防小頭、

表 7 淀川左岸水害予防組合水防区域

区域名	防御区域	延長距離 (間)	部長 (人)	組頭 (人)	小頭 (人)	水防手 (人)	防御受持町村
枚方水防区	天野川禁野橋 — 蹠陀村境	2034	1	13	23	230	枚方町、寝屋川村、 甲可村、北江村
出口水防区	枚方町 — 友呂岐村境	1055	1	8	15	150	蹠陀村、豊野村、 西六郷村
木屋水防区	蹠陀村 — 九個荘村境	808	1	6	10	100	友呂岐村、諸堤村、 玉川村
点野水防区	友呂岐村 — 庭窪村境	1300	1	9	18	180	九個荘村、四宮村、 意岐部村

備考：『淀川左岸水害予防組合誌』より＜寝屋川市域関係地域を抜粋＞尚、市域の水害予防組合加入区域は、九個荘村・寝屋川村一円及び友呂岐村大字木屋・太間・石津・田井・郡・平池、豊野村大字高宮・小路の地域であった。

水防手が組織された。そして水防長が洪水防御の必要を認めたときは、水防部長に直ちに連絡され、水防部長は各水防員を招集、防御に従事するという体制が整えられた（前掲『淀川左岸水害予防組合誌』前編 一一～二二頁）。本市域に関する水防体制は表7の通りである。

このほか、毎年一回必ず水防演習を行い、水防技術を磨いたり、定期的な堤防視察・堤防工事に関する陳情を行うなど、日常的に高い水防意識をもつて活動していた（前掲『淀川左岸水害予防組合誌』前編 一二、一三六～四三頁）。

以上みてきたように、大正六年の大塚決壊を機に大阪府下の淀川左岸全市町村が統一的に水害防御にあたる体制が整備された。そしてこれ以後、水防という共通の関心により広域地域のつながりはより緊密なものになった。この水害予防組織は、昭和三十三年（一九五八）の水防法改正により淀川左岸水害予防組合が廃止された後も、特別地方公共団体淀川左岸水防事務組合に引き継がれ、現在も生き続けている。

淀川再改修

さて、大正六年（一九一七）十一月、市郡の有力者により淀川再改修期成会が結成され、淀川再改修に向



写真1 二十箇用水樋記念碑
(木屋元町)

けて組織的運動が展開されることになった。また大阪府会でも「淀川改修に関する意見書」を内務大臣宛に提出し、国費による「根本的再改修」を要請した（武岡充忠『淀川治水誌』淀川治水誌刊行会 一九三二年 一四〇～一六頁）。

これを受け、政府も淀川再改修の必要性を認め、大正七年（一九一八）度追加予算として改修費を計上、同七年五月から調査が開始され、翌年二月着工、総工費約一四〇〇万円をかけ昭和六年度竣工した。工事は京都府伏見市観月橋から河口までの全川に改修を加えるもので、洪水時の堤防決壊の一つの要因として、木津川の出水量が明治期改修工事の計画高水量を上回っていたことがあったため、宇治川・木津川・桂川の三川合流付替えがなされたほか、伏見港堤内引入のための新堰・閘門設置、本川支川堤防の拡築が行われた（前掲『淀川百年史』五三五～七七頁）。

淀川左岸 淀川堤防の拡築に伴って、従来淀川から水樋管統合 をひく役割を担っていた樋管も同時に改修

する必要がある。枚方から大阪市毛馬閘門に至るまでの間には、淀川堤防に沿って上庄、出口、二十箇、茨田、佐太、八雲、五箇、榎並の八つの樋管が存在し、それぞれ異なる水利組合が管理していた。そのうち市域と関わりがあるのは、二十箇樋を管理していた二十か用水普通水利組合と茨田樋普通水利組合である。

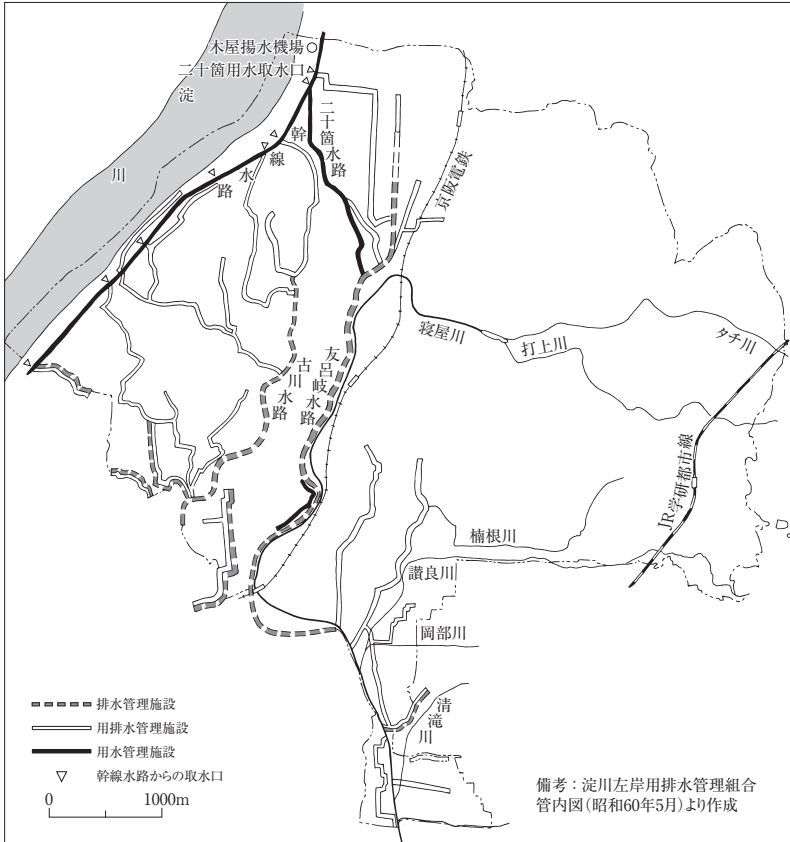


図7 河川・水路図

木屋にあった二十個樋は、豊臣秀吉が淀川に文祿堤を築いた際、友岐庄六カ村が堤防に取り付けたものである。後に、水下の二十カ村もこの樋から引く用水を利用するようになり、用水路は二十か用水路と呼ばれるようになった。これを管理していたのが二十か用水普通水利組合である（水利組合法制定により組織）。水路は一二・八キロ、二四〇〇町歩の耕地に用水を供給した（『市誌』一九六六年 一二三〜六頁）。

上記の二十個樋の他には、もともと太間、点野、仁和寺に樋管があつたが、明治三十七年（一九〇四）、北河内郡長齋藤研一が安全上の理由から三樋管合同を勧め、太間、仁和寺の両樋管を廃止、点野に茨田樋が新設された。これと同時に茨田樋を管理する茨田樋普通水利組合が成立。九個荘村七大字（点野・池田・葛原・対馬江・高柳・仁和寺・黒原）と庭窪村四大字（金田・北・東・藤田）に用水を供給していた（『市誌』一九六六年二三一―二頁）。

淀川左岸用水樋管 以上の二つの樋管を含めて、淀川から引水する八つの樋管は「何レモ構造脆弱」で、「治通水利組合の成立 水上懸念ニ耐へ」ず、「多年淀川治水ノ痛癢トシテ憂慮」されていた。これをそのまま

にしておけば、せっかく淀川再改修工事がすめられても、そこから破堤する恐れがある。そしてもし破堤すれば大阪市街をも巻き込んだ大災害となり、国運にも関わる。こうした懸念から、内務省は淀川左岸の樋管統合を促す勧告を行った。この勧告のプランは次のようなものである。すなわち、既存の八つの樋管を撤廃し、最も上流の枚方にある上庄樋管所在地に一つの堅牢な樋門を設ける。そして、この樋門を取水口として毛馬閘門に至る区間に幹線水路を新設し、既存の七つの樋管用水路と交差する地点に、それぞれ分水門を設けて給水する。そして余水は大阪市野江町地先に流末排水路を開削し、大阪市城北運河に放流するというものである（六卷五三〇―四頁）。このプランが実現すれば、樋管から破堤が起る可能性を格段に低くすることができる。治水上の理屈としてもなものとええよう。

しかし、八つの樋管の關係区域は、一市二郡一九町村、耕地にして約四七八〇町歩にわたり、利害關係は錯綜している。淀川再改修工事が始まった大正八年から關係者が集まって樋管統合のための協議の場がもた

れたが、樋管統合による得失、費用の負担をめぐって各水利組合の意見が一致せず、樋管統合はなかなか実現しなかった。しかし最終的には内務省や大阪府、大阪市の強い説得、また国庫補助の引き上げや大阪市の負担金分担などにより費用の問題が解決したため、昭和四年（一九二九）八月、八つの組合は解散し、一市二郡一九町村にまたがる広域の水利組合である、淀川左岸用水樋普通水利組合が新たに結成された（前掲『近代地方政治と水利土木』一六五～七一頁）。そして、総工費八七万円の樋管統合工事は同年十一月着工し、翌昭和五年五月に竣工した（前掲『淀川百年史』五七一～二頁）。

以上のように、水害予防組合と同様、水利組合もこの時期、市部郡部の枠を超えた広域組合が組織されることとなった。その直接の契機となったのは水害予防のための樋管統合であった。

淀川低水工事

堤防の拡張といった水害防止のための淀川再改修工事が昭和七年に終了すると、次は、利水工事、つまり船運の利用を促進するための低水工事が内務省によって実施されることになった（前掲『淀川百年史』六一〇～三四頁）。しかし、船の運行のために河底を掘り下げる低水工事が始まると、淀川の水位は下がり、樋管統合によって完成したばかりの枚方の枚方の樋門から所要の水量を取り入れることが困難となってしまった。昭和十四年（一九三九）には「幹線水路上流部に於ては水位三寸（約九センチ：筆者）にて小児でも楽々と歩行出来る有様で下流に至つてはもはや道路と化し、連日連夜必死となつて取水に狂奔」（淀川左岸土地改良区『淀川左岸の概要』一九六六年 一三頁）せねばならない状態で、「アラユル手段ヲ尽シタルモ、三郷町及門真町ニ於テ收穫皆無ノ地ヲ生シ、全区域ニ亘ル被害誠ニ甚大ナルモノ」があった（六卷五三五頁）。淀川再改修や樋管統合によって、洪水の恐怖からようやく免れたと思つたとたん、市域の人々は、



写真2 木屋揚水機場

水不足に悩まされるようになってしまったのである。

また、低水工事が進められる一方で、昭和十二年には、上庄樋門より上流の樟葉取水口として、淀川を水源とした水道をひくという大阪市の水道敷設事業までもちあがっており、用水の自然確保はさらに困難になろうとしていた（前掲『淀川百年史』七七八～九頁）。

木屋揚水 機場設置

用水の不足は、農業で生計をたてるものにとつては死活問題である。こうして、用水確保のため、淀川から機械の力により直接引水すべしという、揚水機設置の声が高まり、北河内全町村をあげての猛運動が開始され、九個庄村長杉本正次（後、初代寝屋川町長）らが上京、関係各省に陳情してまわった（『大阪朝日新聞』一九四〇年八月二十一日）。

その際、揚水機は友呂岐村と枚方町の境界の木屋に設置されることが計画された。門真など干害に苦しむ地域がある一方、この地域では一旦大雨が降ると山林から流れ込む悪水が排水されず停滞し、稲が全滅してしまうことがしばしばあった。この悪水停滞の問題は、往古から存在する問題で、江戸時代には利害が対立する友呂岐村と上庄六カ村（枚方市）の争いから犠牲者まで出ていた（『市誌』一九六六年 二一六～九頁）。そのため、この地に揚排水兼用のポンプを設置し、用水不足の際は淀川から引水し、悪水停滞時には淀川へ排水し、干害、湛水



写真3 昭和天皇の木屋揚水機場視察
(北田昭文氏提供)

切並床堀工事ハ一瞬ニ埋没シ、堤防ハ破壊セラレ、唧筒場焼失、放水路又破壊ノ慘」に遭つてしまふ(六巻五三七〜八頁)。

しかしその後すぐに戦災復旧費用を請求、廃材を使つてなんとか応急の建物を建設し、昭和二十一年、ようやく木屋揚水機場は完成した。竣工後はすぐさま昼夜連続運転を実施。ポンプ三台の運転により、毎秒約五立方メートルの用水を取り入れ、供給した(昭和二十一年七月の枚方での自然取水量は毎秒約〇・七立方メートルしかなかった)。(前掲『淀川百年史』七三二〜二頁)。その受益面積は約一五〇〇町に及び、この後基本的には用水の取入れには困らなくなった。翌昭和二十二年には、昭和天皇が視察し、その粗末な建物を見て「大変可哀想だ」と涙を流しつつ、関係者に激励の言葉をかけた(淀川左岸土地改良区『水流れて20年』一九七〇年、『朝日新聞』一九四七年六月六日)。

の両方に対応しようと考えたのである(六巻五三四〜五頁)。この申請は、戦時下の農産物増産政策のもと、昭和十六年(一九四二)に認可が下り、昭和十八年に着工した。物資不足の中、関係者は資材調達のために奔走し、必死で工事を進めていた。しかし、竣工歩合九二%に達し、用水供給が目前に迫った昭和二十年(一九四五)六月十五日、「B29現場ニ来襲シ唧筒場ヲ中心トシ前後左右ニ無数ノ爆弾及焼夷弾ヲ落下セシメ為ニ淀川河川敷内ノ締

第一章 行政

表8 淀川左岸土地改良区組織概況（昭和31年度）

	灌漑地積 (町)	組合員数 (人)	組合費 (円)	総代定数 (人)	理事定数 (人)	幹事 (人)
寝屋川市域	1008.3	1981	3,431,273	28	4	
総計	3830.0	6603	13,265,798	100	15	4

備考：『淀川左岸の概要』より寝屋川市域を抜粋。高、土地改良区加入地区は山間部を除いた市域全域である。

淀川左岸土地改良区

淀川治水が一段落ついた戦後には、続いて中小河川や用排水路の整備、特に排水設備の完備による土地改良が課題とされた。地域の土地は、標高が低く、地下水位が高いため、当時は一度の大雨で十数日も水が引かないという状況であった。この状況を打開すべく、戦後、様々な施策がとられたがその事業の担い手となったのが淀川左岸土地改良区であった。

昭和二十四年（一九四九）、土地改良法の公布により、淀川左岸用水樋普通水利組合は同二十五年、淀川左岸土地改良区に改組された。また昭和二十九年には九個荘村の悪水排水路である古川を管理していた東三庄普通水利組合が解散し、その事業が土地改良区に引継がれた。同組合は、明治二十七年（一八九四）に水利組合として組織され、九個荘村長が管理者を務めていた。その範囲は、九個荘村の他、現守口市・門真市・大東市・大阪市の一部に及んでいた。この他、友呂岐村の悪水路管理も引継ぐことになり、以後、土地改良区によって用排水路の一元管理がなされるようになった（前掲『淀川左岸の概要』一八～二二、三三五頁）。淀川左岸土地改良区の組織概況は表8の通りである。総代会は年四回招集され、主要議案の審議にあたり、理事会はその執行を担当した。このほか、月一回理事・幹事・正副議長によって役員会が開かれ、組織の運営にあたった（前掲『淀川左岸の概要』一五、二八頁）。

表 9 市営水道年次別拡張工事表

工事名	年度 (昭和)	給水人口 (人)	一日最大給水量 (㎡)	工費 (万円)
(寝屋川町営水道発足時)	24.5	3,000	360	
第一期拡張工事	26.4 ~ 32.3	20,000	3,600	8,864
第二期拡張工事	34.4 ~ 38.3	45,000	12,600	24,300
第三期拡張工事	38.4 ~ 41.3	58,000	18,700	15,600
第四期拡張工事	40.4 ~ 43.3	153,000	61,200	30,000

備考：『寝屋川市誌』（1966 年）61 頁の表を引用

昭和 24 年分は香里園の水道施設を京阪から譲り受けた時の数値

東大阪農業水
利改良事業

こうして昭和二十年代後半から、土地改良区によって用排水路の整備が熱心に行われるようになった。昭和二十七年からは府営事業として幹線水路及び二十か用水路の改良、木屋揚水機場の改築が行われている（前掲『淀川左岸の概要』一五～八頁）。また同年には、寝屋川市長白井幾太郎を会長として古川沿岸地帯排水不良地改良事業期成同盟が結成された。古川には既に昭和九年（一九三四）度から四年間、改修工事が施され、中之茶屋樋門が設置されていた。しかし戦前期の工事は不十分であったため、期成同盟は関係各所に古川改修の陳情を重ねて行った。その結果、昭和三十四年（一九五九）度より府営東大阪農業水利改良事業古川改修が施工されることとなり、川幅拡張・堤防補強・排水機場設置が順次なされていった（『市誌』一九六六年 六六～七、二四三頁）。さらには、昭和二十八年（一九五三）から古川や友呂岐恵水路の水が流れ込む寝屋川の改修が府営事業として行われ、大阪東部地域の排水機構はしだいに整備されていった（『市誌』一九六六年 六七頁）。そしてこの事業により、市域は「一度の大雨で十数日も水がひかない」という状況からようやく抜け出すことができたのである。

水道敷設事業

また、土地改良事業が行われる一方で、水道敷設事業も並行して行われていた。市域の水道は、戦前期には香里園と

大利地区にしが引かれていなかった。これは不便というだけでなく、衛生上好ましくなく、市域では昭和十年代から水道敷設が課題となっていた。

昭和二十六年（一九五二）、寝屋川市制が施行されると、それを機に市営水道敷設事業が開始された。事業は、急激な人口増加に伴い、一〇年余りの間に四度も行われた。また同年、旧九個庄村と現守口・門真市域の町村による茨田上水道組合も発足し、区域内の給水を担った（昭和四十年（一九六五）解散し、市営水道に一元化。六卷七二―三頁）。

こうして昭和二十年代後半から四十年代にかけて、市域では土地改良事業と水道敷設事業が並行して行われ、住宅地として発展していく基盤が築かれた。そして、高度成長期の宅地造成と相まって、農村だった市域はこの時期、急激に都市化していくことになった。

以上、明治期から昭和三、四十年代までの水利行政について見てきた。戦前期の二度の淀川洪水、特に大正六年の洪水を契機として、水防組合も用水組合もそれぞれ市部まで含めた広域の組合に統合され、地域間の利害を超えたより合理的な施策が取られるようになった。また淀川治水が一段落ついたことで、昭和に入ると船運の利用促進が図られることになるが、それにより用水不足に陥るといふ困難にも遭遇した。しかし、それに対して人々はポンプを導入することで解決を試みた。戦後には、土地改良区による用排水一元管理体制が確立され、土地改良が進展し、水道敷設事業と相俟って市域の宅地化を推進することとなった。

このように、この時期、様々な困難とそれに対する試行錯誤を繰り返しつつ、市域の「水」の管理体制はより合理的、統一的なものに整備されていった。そしてそれにより、人々が水害に脅えず安全に暮らせる地

としての地域の発展がもたらされることになったのである。しかし、高度経済成長期の急激な人口増加は続いて水質汚染の問題を引き起こすことになる。また近年では地域コミュニティの希薄化や住民の高齢化による水防組織の弱体化などが問題となっており、社会構造の変化とともに水利行政が取り組むべき課題も大きく転換してきている。

第四節 町制の施行と戦時体制

郡制廃止と 大正十二年（一九二三）三月に郡制が廃止され、郡は単なる行政区画に過ぎなくなり、十五

町村合併

年には郡長・郡役所も廃止された。これは町村の自治権の拡張であったが、郡事業の移管や

郡役所廃止による事務の増加によって町村負担が増大し、町村規模の拡大を求める声が生じた（『大阪朝日新聞』一九二六年七月一日）。大阪府では、府税の徴収を町村に依存するようになったが、滞納が三倍に増大した（同 一九二九年二月二十八日）。このように府県では、町村を直轄することになったものの十分な監督と事務の処理統制が困難になっており、内務省は、弱小の町村を合併し強固な町村を樹立する意向を示した（同 一九二九年二月十五日）。大阪府も、積極的に合併を推進するため、合併を条件に道路・伝染病舎などの補助金を増額する方針を立てた（同 一九三〇年九月六日）。折柄の不況で減税を求める声が高まっていたが、自治講究会北河内郡支部では、調査の結果、人件費の削減は困難であり、町村合併以外の解決策はないとの結論に達した（同 一九三二年一月三十日）。

友呂岐村と九個莊村は、大正三年以来衛生組合を結成しており、昭和五年（一九三〇）、友呂岐村大字郡に避病院を建設することになったのを機に合併話が持ち上がった（『市誌』一九五六年 一七二頁）。十一月、両村の合併調査委員によって合併契約が交わされ、六年一月中旬に合併実現の運びになっていた。ところが五年十二月になって友呂岐村大字郡の有志が、契約は村民の意思を無視するものであると反対を表明し、九個莊村神田の住民も高等小学校問題も絡んで反対を唱えた（『大阪朝日新聞』一九三〇年十二月十日）。大字郡には香里住宅の関係から蹉跎村と合併して香里町を作った方がよいという意見があったようである（『市誌』一九五六年 一七二頁）。責任を感じた友呂岐村長は十二月十日に辞表を提出したが、村会は全員協議会の結果、留任を勧告することになり（『大阪朝日新聞』一九三〇年十二月十四日）、十二月二十二日、村議五名が大阪府に出頭して事情を説明し、合併の一時延期を陳情した（同 十二月二十三日）。合併が急がれたのは、村費一万五〇〇〇円余が節減されると目されていたからである（同 十二月十日）。また、友呂岐村の村税（戸数割）が九個莊村に比べて五円九二銭高く、その是正も合併促進の理由になっていたようである（同 十二月二十日）。

その後も町村合併は北河内郡町村の重要課題であった。昭和十年、牧野・招提両村の合併を『大阪朝日新聞』は、「郡内三十余ヶ村民の話題の中心となつてゐた牧野・招提二村の合併問題」と報じている。また、大阪府の意向によって町村制を施行し、知事が殿山町と命名するなど大阪府の積極的な姿勢を窺わせる（二月八日）。同年二月十三日に開かれた北河内郡町村長会も、負債軽減のため隣接町村の合併促進を申し合せている（『大阪朝日新聞』一九三五年二月十四日）。この傾向は戦時体制に入るとさらに強まった。十三年七月、枚方・樟葉・山田・殿山四町村の合併問題が具体化すると、大阪府はこれに川越・蹉跎・友呂岐の三カ村を

第四節 町制の施行と戦時体制

表 10 村別人口の変遷

西暦	元号	年	友呂岐村		九個荘村		豊野村		寝屋川村	
			人口	指数	人口	指数	人口	指数	人口	指数
1920	大正	9	3,173	100.0	5,017	100.0	2,078	100.0	2,360	100.0
1925	大正	14	3,615	113.9	5,541	110.4	2,232	107.4	2,468	104.6
1930	昭和	5	4,530	142.8	6,059	120.8	2,378	114.4	2,568	108.8
1935	昭和	10	5,514	173.8	6,346	126.5	2,574	123.9	2,792	118.3
1940	昭和	15	7,127	224.6	7,440	148.3	4,007	192.8	2,944	124.7

備考：『国勢調査報告』による

加えることを勧奨し、積極的に調査と合併実現に乗り出した。協議は順調に進んでいたが友呂岐村が反対に転じ、友呂岐村の加盟を条件にしていた蹉跎村も同調したため、この二カ村を除外して合併することになった（同 一九三八年七月二十日・二十二日）。友呂岐村が反対に回ったのは、悪水排除のためには九個荘村と協調する必要があったからである（『市誌』一九五六年 一七一頁）。その後、蹉跎村に合併派が台頭し、大阪府が今後も友呂岐村の編入に努力することを条件に枚方町に合併することになった（『大阪朝日新聞』一九三八年九月八日）。

寝屋川町 表10は、友呂岐・九個荘・豊野・寝屋川四町村の人口の変遷である。
の成立 帝国農会編『大阪市近郊農村人口の構成と労働移動に関する調査』

（一九三九年）第一部は大正九年（一九二〇）を一〇〇とする昭和十年（一九三五）の人口指数が、一一〇～一四九の村を農村地帯、一五〇～一九九の町村を住宅地化若しくは工場地化しつつある地帯と分類している。昭和五年から八年に掛けて地域の寝屋川が改修され廃川地の宅地化が計画されたが実現せず、香里住宅地の開発が進んだ友呂岐村以外は依然として農村地帯に止まっていた。その後の豊野村の人口増は、十二年に警官住宅が建設されたためであるが、太平洋戦争が始まると枚方製造所や香里製造所が開設されるなどして軍需工場労働者が急増し、住宅地の開発が急がれ、十七年には京阪グラウンド跡に工員住宅が建設されている



写真 4 初代寝屋川町長 杉本正次
(杉本 卓氏提供)

〔戸塚順子「大正・昭和前期の寝屋川市域における治水事業」『市史紀要』第一四号 寝屋川市教育委員会 二〇〇七年〕。
このような人口の増加と共に翼賛体制の成立も町村の行政力の強化を必要とした。

町村が、増加する戦時国政事務に対処するのを監督指導するため、十七年六月十三日、地方官管制を改正して郡単位に地方事務所を設置することになり、大阪府でも七月一日に府下七郡の地方事務所が開所した。北河内郡地方事務所は一日午後二時から元郡役所で開所式を行っている（『朝日新聞』一九四二年七月二日）。

さらに十八年三月二十日、町村制を改正して町村長の権限を強化し、町村内の各種団体を協力させ国策に叶った町村行政を実現しようとした（山中永之佑監修『近代日本地方自治立法資料集』第五巻 弘文堂 一九九八年解題）。そのころ、友呂岐村と九個荘町（十八年二月一日町制施行）の合併問題が再浮上し、これに豊野・寝屋

川村を加えて四町村が合併して四月一日に寝屋川町が成立した。この合併は森小一の斡旋に負うところが多く、一カ月余で実現したが、大阪府も積極的であったように、町名は知事に一任されている（『市誌』一九五六年一七一頁）。

寝屋川町の人口は二万三五〇〇人余、府下有数の大町で、有給吏員の定員は主事三名、主事補四名、書記一八名、書記補二五名であった（六巻四〇四～四五頁）。十八年五月二十七日、最初の町会が召集され、町長に前九個荘町長の杉本正次を選出した。七月六日には寝屋川町参与

第四節 町制の施行と戦時体制

表 11 寝屋川町の主な歳入

年度	市民税	交付金	国庫補助金	府補助金	町債	歳入総額
	円	円	円	円	円	円
昭和 18	220,531.88	16,667.39	18,175.70	21,667.99	50,000.00	406,001.59
昭和 19	309,361.02		30,579.51	12,062.16		395,333.21
昭和 20	321,159.99		46,539.98	17,256.54		451,337.98
	%	%	%	%	%	%
昭和 18	54.32	4.11	4.48	5.34	12.32	100.00
昭和 19	78.25	0.00	7.74	3.05	0.00	100.00
昭和 20	71.16	0.00	10.31	3.82	0.00	100.00

備考：『寝屋川市誌』（1956 年）356～8 頁および「決算書」から作成

表 12 寝屋川町の主な歳出

年度	役場費	土木費	教育費	保健衛生費	警防費	戦時特別費	公債費	歳出総計
	円	円	円	円	円	円	円	円
昭和 18	214,278.88	22,483.62	54,373.41	12,035.19	16,167.12	13,856.54	25,471.78	379,715.34
昭和 19	133,670.17	6,010.02	35,188.71	13,886.11	31,784.89	18,374.94	77,561.53	345,829.38
昭和 20	181,922.01	8,702.09	57,863.94	20,107.72	39,776.17	16,453.57	25,356.97	380,817.01
	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和 18	56.43	5.92	14.32	3.17	4.26	3.65	6.71	100.00
昭和 19	38.65	1.74	10.18	4.02	9.19	5.31	22.43	100.00
昭和 20	47.77	2.29	15.19	5.28	10.44	4.32	6.66	100.00

備考：『寝屋川市誌』（1956 年）356～8 頁および「決算書」から作成

昭和 18 年度は臨時費を加算、戦時特別費には「町葬費」「金属回収費」「生活必需品集荷費」を加算

条例を制定して参与八人を置くことになった。参与は、十八年の町村制の改正によって設置を義務づけられたもので、府下の町村でも類似の条例を制定している（前掲『近代日本地方自治立法資料集成』第五巻 解題）。参与は、町会議員、町内各種団体の代表、学識経験者の中から町長が選任し、町長の諮問に応じて町の方針決定、振興策、増産・供出・配給・防空など重要施策を審議することになっていた（一九四三年七月六日「会議録」）。町役場は、旧九個荘町役場を仮庁舎としていたが老朽化しており、狭隘で会議にも差し支える状況であったので新庁舎を建築することになり、八月三日に地鎮祭を行っている（『市誌』一九五六年 一七一頁）。

歳出決算によれば建設費は約八万円で、

大阪府から年利四分五厘二十年賦で八万円の融資を受けることを七月二十九日の町会で可決しているが（一九四三年七月二十九日「会議録」）、歳入決算では町債は五万円になっており、減額されたものと思われる。

寝屋川町の財政の概要は表11・表12のとおりである。十八年度は町債が歳入の一二・三％を占めており、町税の五四・三％に次いでいる。新町の財政は難しかったようで、十一月には経常経費に充てるため五万円の一時借入金を行っている。町税の比率は、十九年度七八・六％、二十年度七一・二％と上昇しており、町民の負担は軽減されていない。歳出の中で比重の大きいのは役場費である。十八年度は、役場建築費の八万二〇八円九三銭を除いても一三万六〇六九円九五銭で、歳出総額の三五・三％を占めている。十九年度、二十年度も高く、それに次ぐ比率を占める教育費の三倍余に達している。十九年度役場費のうち七九％近くを役場職員費が占めており、二十年度も八七％余を占めている。十八年度は不明であるが役場費の大部分は人件費であったといえる。警防費の七〇％前後を防空費が占めており、公債費は、主として室戸台風の被害を受けた校舎復旧のための各旧村の起債の償還である。

大政翼賛会

昭和十二年（一九三七）七月七日に日中戦争が開始されると、同月二十四日、九個荘小学校で時難克服精神作興大会が催された（『市誌』一九五六年 一一八頁）。八月二十四日に近衛内閣が国民精神総動員実施要項を決定し、各町村で具体的な項目を定めて実践することになった。友呂岐村では十月八日に区長・村会議員・産業組合長・小学校長らが集まって八項目の実践項目を定めている（同前）。その内容は、戦意高揚・国旗掲揚・神社参拝・町内会組織・軍人遺家族援護・貯蓄奨励などであった。十二年七月、各村で軍人遺家族援護会が結成され、十三年には軍事援護相談所が設けられたが、政府の訓令によ

り各村とも十四年四月にこれを統合して銃後奉公会に改めた（『市誌』一九五六年 一二九頁）。

十三年四月一日、国家総動員法が制定され、戦時体制の深まりと共に労働・物資・物価・資金・産業団体・言論などへの国家統制が強化される。十五年十月十二日に大政翼賛会が発足し、中央本部、道府県・郡市・町村の支部が置かれ、中央・地方に協力会議が設けられた。北河内郡支部は、十六年二月に支部役員が指名され、支部長に九個莊村長杉本正次、協力会議長に豊野村長上田保令が就任し（『朝日新聞』三月二十一日）、三月二十七日に元郡役所で結成式を行った（『枚方市史』第四卷 一九八〇年 七〇七頁）。五月三日、四條畷神社で北河内支部精神作興大会を開催し、支部議員・町村部落会員・各種団体長・学校長ら数百人が参加した（『市誌』一九五六年 一二〇頁）。十七年三月三十日の総選挙は翼賛選挙と呼ばれ、第五区の立候補者八人のうち四人が大政翼賛会の推薦を受け、三人が当選している（『朝日新聞』四月二十九日・五月三日）。同年八月十五日、「部落会、町内会等ノ指導ニ関する件」が閣議決定され（国立国会図書館議会官庁資料室）、部落会・町内会に大政翼賛会の世話役を、隣保班に世話人を置き、その常会を指導し、大政翼賛運動の徹底を図ることになった。

十七年一月十六日、翼賛壮年団が結成された。構成員は、原則として二十一歳以上四十五歳以下の男子で、政治団体に加入せず大政翼賛会の思想信念に徹し国家のために率先躬行する者で、党派的政治運動をする傾向がある者、階級的対立的団体に属する者などは除外された（友呂岐村「翼賛壮年団員銓衡標準」『市誌』一九五六年 一二八～九頁）。各町村に支団を設置し何々村翼賛壮年団と称した。「友呂岐村翼賛壮年団々則」（『市誌』一九五六年 一二九頁）によれば、本部を大政翼賛会友呂岐村支部事務局に置き、村内に居住する大日本

大政翼賛壯年団員で構成する。大政翼賛会友呂岐村支部長（村長）を名誉団長とし、団長一名、副団長二名は大阪府団長の申請により大日本大政翼賛壯年団長が指名し、総務七名は、団長の申請に基づき大阪府団長が指名することになっていた。役員の任期は二年で、団の経費は団費と補助金などで賄われた。十六年四月二十五日、男女青年団を改組して北河内郡青少年団が結成され、元郡役所で結団式が行われた。団長には北河内郡町村長会長の杉本正次が、参与に豊野村長の上田保令が就任している（『朝日新聞』四月二十六日）。

十四年五月十二日、ノモンハン事件が発生した。その直後、文部省・満州国の後援で興亜青年勤勞報國隊が組織され、満州に赴いて二ヵ月半勤勞奉仕をするともに緊迫する国境方面を見学することになった。大阪府からは一二一名が参加し、北河内郡からも五人が参加することになり、豊野村の山田政治が選ばれた。彼らは、六月十三日から二週間、満蒙開拓青年義勇軍の茨城県内原訓練所で猛訓練を受け、二十九日に新潟港から渡満し、九月二十六日に神戸港に帰着する予定であった（『大阪朝日新聞』一九三九年六月三日・十四日）。帰国した報國隊の代表は、十月六日、大陸視察員・日滿支青年交歓会北河内代表らと共に枚方元郡役所で開かれた歓迎座談会に出席している（同 十月七日）。同年秋ごろ、三井本厳寺の住職日種観明は来阪した内原訓練所長加藤完治に山林二万坪、水田休閑地六〇〇〇坪を無償提供して満蒙開拓青少年予備訓練所を創設し、日輪兵舎や講堂を建てる計画を立てた。訓練所は、満蒙移住協会の直営とし、大阪財閥の支援を得て十五年春ごろに開所することになっていた。十五年一月には、内原訓練所の卒業生二九名が内原国民高等学校の教授らに引率されて三週間、本厳寺で宿泊訓練を行ったが、計画は実現しなかった（『朝日新聞』一九四〇年一月十日）。



写真5 満蒙開拓青少年予備訓練所設立計画を伝える記事(『大阪朝日新聞』1940年1月10日)

十八年、寢屋川町が成立すると旧村の翼賛会支部が合併して寢屋川町支部となり、五月二十七日に町長が選出されると、六月一日、府支部から支部長を委嘱され、七月三十日には常務委員一名が委嘱された(『市誌』一九五六年一二二頁)。十一月八日には寢屋川町翼賛壮年団も結団され、町長を名誉団長とし、団長に杉長郁二、副団長に築山義男・古箕繁雄が就任した。寢屋川町翼賛壮年団は学区を単位に第一分団から第四分団に分かれ、各部落会毎に班が設けられ、分団には分団長、班

には班長が置かれた（一九四四年二月二十五日「會議録」）。最初の町会議員選挙に先だって、寝屋川町は「大東亜戦争完遂翼賛選挙貫徹運動懇談会」を開催し、「大東亜戦争の完遂を根本目標とし、国家総力発揮の基礎をなす地方自治の刷新強化を直接の指標としての重大事局に対処する翼賛選挙の貫徹を期する」ことになった（『市誌』一九五六年 一二八頁）。

部落会と隣組

昭和十四年（一九三九）九月十四日、内務省地方局長が府県知事に「市町村ニ於ケル部落会又ハ町内会等実践綱ノ整備充実ニ関スル件」を傳達し、十五年九月十一日に内務省訓令「部落会町内会等整備要領」を府県に傳達した（前掲『近代日本地方自治立法資料集成』第五卷 解題）。訓令によると町内会・部落会は、市町村住民を組織して地方共同の任務を遂行させることを目的とし、国策を国民に透徹させ、統制経済の運用と国民生活の安定を図る統制単位であるとともに市町村の補助的下部組織でもあった。また国民の道德的錬成と精神的団結のための基礎組織であるという精神主義的側面も強かった。村落には部落会、市街地には町内会を区域内全戸を以て組織し、会長の召集によって常会が開かれた。常会は、全戸召集が原則であるが、隣保班代表で代行することができた。また、区域内の各種の会合は常会に統合することが望まれた。部落会・町内会の下部組織として二〇戸前後から成る隣組を組織し、五人組などの旧慣があるところはそれを利用し、代表者を置き常会を開催することになっていた。

町村には、部落会長・町内会長や町村内の各種団体の代表者などで構成する町村常会が設けられた。町村常会は町村長が会長となり、町村行政の運営を図り、必要な事項を協議することになっており、各種の委員会はこれに統合することが望まれた。豊野村は、十六年二月十一日に「豊野村常会規則」を定めている（六

第四節 町制の施行と戦時体制

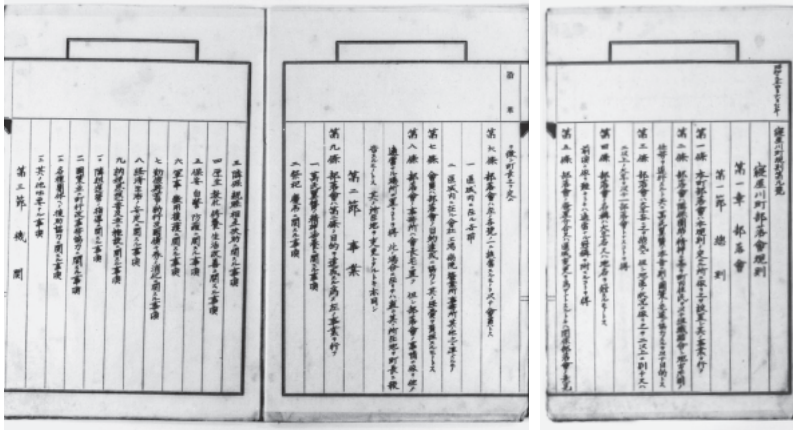


写真6 寝屋川町部落会規則

卷六二頁）。それによれば、常会は会長と常議員三〇人で構成される。会長は村長が兼任し、常議員は部落会長と、各種団体代表者・関係官公吏・学校職員・村会議員・学識経験者等の中から村長が選任した者である。常会は、原則として毎月五日に開き、村内各種団体の連絡調整、村と部落会の連絡、部落会の整備運営や指導などについて協議することになっていた。十八年三月二十日、町村制が改正されて部落会・町内会は法的根拠を与えられ、正式に地方行政制度に組み入れられることになった。同年七月、北河内郡は五カ所の部落町内会を隣組運動の模範として指定しており、寝屋川町では高柳部落会が指定を受けている（『朝日新聞』七月十一日）。

寝屋川町が成立すると、これと類似の規程を定めている（『市誌』一九五六年 一二三頁）。構成員は、会長（町長）と協議員三九名で、協議員の資格、協議事項などは豊野村と同じで、常会は毎月二十三日午後二時から開かれた（『市誌』一九五六年 一二三頁）。十九年四月七日、寝屋川町は「寝屋川町部落会規則」を定めて、部落会・隣組の制度を整備した（『市誌』一九五六年

一二四頁）。部落会は町内住民を以て組織し、「地方公共ノ任務ヲ遂行スルト共ニ、万民翼賛ノ本旨ニ則リ国策ノ完遂ニ協力スル」ことを目標とし、原則として大字毎に結成し、名称は大字名又は地名を冠することになってゐた。会員は、区域内の全世帯と会社・工場・病院・営業所・事務所などで、会費を分担した。役員は会長一名、副会長若干名、会計幹事一名、幹事若干名で任期は二年であつた。部落会常会は部落会役員を以て組織し、毎月一回以上開催することになってゐた。部落会の下部組織として隣組が設けられた。隣組の区域は隣接する二〇世帯内外、および五世帯以上を収容するアパート・寄宿舎・貸事務所などで、各部落会毎に一連の番号が付けられた。隣組には任期二年の組長と各戸輪番で庶務を担当する月当番を置かれた。隣組には組内会員名簿を備え付け、異動があれば直ちに部落会長に報告することになっており、毎月定日に隣組常会を開いて実践に努めるとともに相互の親和を図つた。

警防団と防空

昭和十四年（一九三九）四月一日、警防団令が施行され、各町村に警防団が結成された。

これは、軍部の指導で民間防空団体として各地で結成されてゐた防護団と消防組・水防組を統合したものである。「友呂岐警防団設置並ニ組織要綱」（『市誌』一九五六年 一四六頁）によると、警防団の任務は、「防空水火消防其ノ他ノ警防ニ従事スル」ことで、その他の警防とは、「風災・震災等害ニ対スル警戒・防禦及警備ノ補助」である。防空については、警報伝達、灯火管制の指導監督、警備、交通整理、防火、防毒、救護、配給、避難所管理や家庭防空組合の指導・啓発に従事することになってゐた。大字毎に分団を設け、団員の定員は、郡三〇人、木屋一五人、平池一八人、三井二〇人、太間二人、田井一人、石津一人で、団長一人、副団長二人を加えて総勢一二〇人であつた。団員の資格は、区域内に居住する一八

第四節 町制の施行と戦時体制

表 13 寝屋川町警防団定員

分団	区域	面積 (km ²)	戸数	人口	分団長	副分団長	警備部		消防部	
							班数	班員数	班数	班員数
第一	九個荘区	7.80	1,580	7,793	1	2	5	34	7	47
第二	友呂岐区	3.96	1,796	7,717	1	2	5	35	7	48
第三	豊野区	3.18	915	4,578	1	2	3	20	5	31
第四	寝屋川区	2.63	603	2,961	1	2	3	20	5	23
合 計		17.57	4,894	23,049	4	8	16	109	24	149

備考：寝屋川町会昭和 18 年度「議案書」より作成

団の費用は村費で賄われ、役員は村長・助役・区長などから選出された。しかし、警防団の指揮監督は知事の権限で、その命を受けて警察署長が担当することになっていた。

寝屋川町が成立すると大阪府知事は、十八年十月二十五日に寝屋川町会に「警防団ノ定員及給与並ニ設備資財」について諮問し可決された（一九四三年十一月十日「会議録」）。定員の概要は表 13 のとおりであるが、団長・副団長は含まれていないようである。その他に顧問六人、相談役三六人（部落会長三、国民学校長四）があった。十九年、枚方警察署は女子警防団を結成する計画を立て、名簿の提出を求めた。寝屋川警防団長は二月の町常会で各部落会に依頼し、三月三十一日に提出を督促している。部落会別の割当団員数は表 14 のとおりで、銓衡にあたっては婦人会・女子青年会幹部と連絡を取り、名簿には住所・氏名・

表 14 女子警防団員割当表

部落名	世帯数	割当数
高柳	154	3
仁和寺	137	3
神田下	138	2
木屋住	128	2
警木田	305	5
木宮	295	5
高住	161	3
前住	132	2
大利	434	8
対馬江	104	2
郡	804	14
平池	242	4
三井	312	5
堀溝	231	4
秦	250	5
豊住	162	3
合 計	3989	70

備考：『寝屋川市誌』（1956 年）147 頁より作成

歳以上五〇歳以下の身体強壯な男子で、有事の際は勿論、平常訓練にも出勤可能な者であった。警防

生年月日と戸主または世帯主の氏名を記入することを求めている。

九年七月二十六日から二十八日まで近畿防空演習が行われ、町村でも警報や灯火管制に取り組んだ。それに先だって七月四日、元北河内郡役所で防空演習講習会が開催されている（『市誌』一九五六年 一三三頁）。

日中戦争が開始されると防空演習も本格化する。十二年十月一日に防空法が施行（四月五日制定）され、十一月二十日から中部日本大防空演習が始まり、実戦に即した警報の伝達、灯火管制の練習が行われた（『大阪朝日新聞』一九三七年十一月二十日）。十四年七月十八日から実施された近畿防空訓練では、各町村役場に結成間もない警防団の本部が置かれ、警察署と連絡を取り発煙筒や焼夷弾を発火させて訓練を行った（『大阪朝日新聞』一九三九年七月十九日）。十九年七月七日サイパン島が陥落し空襲が現実のものとなると九月七日、市民の血液検査を行い、全住民の血液型台帳を作成し、各自の着物に名札を付け血液型を明示することになった。防空壕の設置は十八年十月ころから奨励されていたが、二十年四月五日、警防団は部落会長・警防団班長に「待避壕整備要項」を傳達している（『市誌』一九五六年 一三五～六頁）。その要点は次のようである。

① 居宅附近に家族全部を収容できるよう構築し、農村部では田畑にも構築する。

② なるべく屋外地下式有蓋壕とし、掩蓋は二・二・五尺の盛り土をする。

③ 内法は巾は両側席一・二～一・四メートル、片側席〇・八～一・〇メートル、高さ一・二～一・五メートル、長さ一人当り〇・六メートル、壕と壕の間は十メートル以上とする。

④ 出入口は直角に屈折させ、扉を設け遮光用に蓆などを用意する。

大阪府下の最初の空襲は十九年十二月十九日である。B 29 一機が中河内郡三宅村に爆弾を投じて、午後一

時五十分過ぎ枚方町附近から京都府に去った。二十年一月三十日午前一時三十八分ごろB 29一機が庭窪村に爆弾一発を投下、全壊一戸、小破二戸、死者五名、負傷者四名の被害があった。三月十三日、第一次大阪大空襲があり被害は守口に及んだ。枚方警察所管内では六月七日の第三次大阪大空襲で全焼九戸、半焼一七戸、死者二名、重軽傷九名、罹災者一〇〇名の被害があった。十五日の第四次大阪大空襲でも全焼一三戸、半焼三戸、軽傷一名、罹災者四〇名の被害があり（松原市史編纂室編『大阪空襲に関する警察局資料』I・II 松原市史資料第六・七号 一九七六年・七七年）、淀川沿いに六ポンドエレクトロン焼夷弾を投下しながら本市域を縦断したため黒原・仁和寺・葛原の民家と木屋のポンプ場が被災した（『市誌』一九五六年 一七〇頁）。七月二十二日、P 51約二〇〇機が五波に分かれて襲来し、小型爆弾を投下し機銃掃射を行い、枚方町・寝屋川町・香里陸軍病院も機銃掃射を受け死者一名、重傷一名、全焼一戸の被害を受けた。七月二十四日の第七次大阪大空襲では枚方製造所に小型爆弾六個が投下され五名の死者と一五名の負傷者があり、二十八日には府下一円に銃爆撃があり、庭窪村田畑に小型爆弾五〇発が投下され死者一名が出た（前掲『大阪空襲に関する警察局資料』II）。

第五節 融和政策の展開

一 融和政策の前夜

明治期の水本村
と被差別部落

水本村は、近世以来の燈油村・打上村・寝屋村が合併したもので、明治二十二年（一八八九）の「町村合併」によって成立した。三カ村は、水本村の大字として、その地名が残されていく。

近世の燈油村は本村と枝郷とに分けられ、枝郷が、史料には「燈油村之内皮多」として登場する。水本村成立以後の行政文書では、本村を「東燈油」、元の「皮多村」を「西燈油」と表すことが多い（以下、本節では「燈油東部」「燈油西部」と仮称する）。

「皮多」村は、近世における被差別部落の呼称として、頻繁に使われた用語で、元は「皮革関係の仕事に従事する村」という意味があった。おそらく戦国時代、武器・馬具の原材料となる皮革を供給するため、戦国大名に抱えられた職人集団の系譜を引くものと推定されるが、近世には、皮革関係の仕事のない「皮多村」や、あっても少ないという「皮多村」が存在した。

燈油村については、文化十一年（一八一四）十一月十二日の「取替一札之事」（四卷六九〇頁）という、北条村の「皮多村」と燈油村の「皮多村」との間で、斃牛馬^{ひうま}入手の縄張りを取り決めた史料が残されている。末尾に「燈油村枝郷皮田総代 五人」と記されており、これを村の代表者と考えることも可能だが、五人という人数から考えて、斃牛馬処理に従事する職人数と推定される。文政三年（一八二〇）当時、燈油村の「皮多村」は戸数五七戸であったから、約一割が斃牛馬処理に従事していたことになる。とすれば、「燈油村之内皮多」は、皮革関係の仕事がないわけではないが、主たる生業ではなかったということになる。

「燈油村之内皮多」村は、農業についてはかなり零細であった。にもかかわらず近代以降、土地を集積す

る住民がおり、燈油村の戸長でもあった小西甚平は、明治二十三年（一八九〇）の段階で、三町二反八畝一五歩の土地を所有している。小西を含めて一六人の住民が、燈油西部の七八％を所有しており、明治二十六年（一八九三）段階の一二二戸（旧水本村役場文書「戸籍往復書類綴」を考慮すれば、一三％の住民が七八％の土地を所有していたことになる。これは、それだけの土地を集積しうる経済力を持った住民が燈油村西部に存在したということ、同時にこの時期、貧富の差が急速に拡大しつつあったことをものがたっている。

明治期における水本村の生活状況を示す史料に旧水本村役場文書の「死亡届」と「出生届」がある。「死亡届」は、明治十九年（一八八六）から明治四十四年（一九一一）まで一八冊が残されている。また、「出生届」は、明治十九年から明治四十三年（一九一〇）まで九冊が残されている。明治三十年（一八九七）までを「明治中期」、三十年以降を「明治後期」とし、「中期」「後期」の水本村の生活状況を見ていきたい。

まず中期の平均死亡年齢は、燈油西部が二七歳、他の三地域（燈油東部・打上・寝屋）が三一歳で、四歳の差がある。七歳未満の乳幼児の死亡を除いた平均死亡年齢は、西部が四四歳、他地域が五一歳で、七歳の差がある。しかし、乳幼児の死亡率は、たとえば明治十九年（一八八六）の段階で、西部が一二％、他地域が五一％と、西部の方が乳幼児死亡率が低い。このことは、明治中期の段階における燈油西部の経済状況が、他の三地域と比べ、厳しくなりつつあったことを示している。

そして明治後期になると、状況はさらに悪化する。平均死亡年齢は、西部が二二歳、他地域が三一歳と、九歳の差が出ている。また、乳幼児の死亡率も、西部の五九％に対し、他地域が四八％と逆転する。これらことから、燈油西部の生活は、明治中期に比べ、かなり厳しくなっていることを示している。これが大正

期には、さらに増幅することになる。

大正期の水本村 大正七年（一九一八）、大阪府救済課は、大阪の被差別部落を網羅的に調査した『部落台帳と被差別部落 帳』と題する報告書を作成した。調査に当たっては、地元の警察などが協力したと伝え

られ、当時の内務省の部落対策が反映されていると考えられる。「平素ハ不潔ナルモノヲ着用スルノ弊風アリ」「粗野ニシテ他部落トノ交通少キ」といった表現が随所に見られるのも、当時の為政者の部落観を反映しているであろう。ただ、一方で非常にくわしい数値が示されており、史料としては貴重なものとなっている。

この『部落台帳』から、燈油西部の職業を調べてみよう。全戸数二五七戸の内、古物商が四九戸、屑物行商が四五戸で、この二つだけで九四戸（三六・六％）に達する。この二職種は、現在に至るまでこの地域の代表的な産業となる。また、日稼ぎ・土方といったその日稼ぎの仕事が五四戸ある（二一％）。明治期のこの地域は履物関係の仕事が中心だったようだが、大正七年当時は、下駄直・履物商・靴商を合わせても、一八戸（七％）に過ぎない。

明治末から大正期にかけて、燈油西部の仕事は、履物関係から屑物・古物商へと変化し、そうした産業から取り残された人々は、土方や日稼ぎによって生活を支えることになったのであろう。地元の古老からの聞き取りでも、住民の半分以上が土方や農業の下働きに従事し、子どもも、子守や柴拾いなどで稼いで家計を助けたという。

こうした生活状況が、「部落改善運動」の社会的背景となるのである。

二 融和事業の始まり

部落改善運動 と融和事業

全国の被差別部落は、一八八〇年代から始まる経済的な困窮の中で、多くの人々が仕事を奪われ、住環境は悪化の一途をたどっていた。明治三十年代以降、各地の被差別部落では、村の有力者を中心に、地域の改善運動が起こってくる。この運動は「部落改善運動」と呼ばれ、全国的には、明治三十五年（一九〇二）の備作同族郭清会や、明治三十六年（一九〇三）の大日本同胞融和会などが知られている。この「部落改善運動」は、部落の内部から始まったという点で、のちの融和運動とは区別される。

この運動は、共同浴場の設置や教育機関の充実、青年会や婦人会など、地域内の組織を設立するなど、さまざまな面で成果を挙げていった。

一方、政府や府県は、こうした動きを治安対策として利用しようとしている。当時の内務省・警察は、被差別部落とスラムを犯罪の温床と見なしており、その典型が米騒動の評価に表れている。米騒動は、被差別部落とスラムの住民が起こしたという、まことしやかなうわさが流され、多くの逮捕者が出ている。部落改善の予算をエサに、警察が逮捕者を募ったという地域もあった（住田利雄『下駄直し』の記）^{解放出版社 一九八六年 三五四～八五頁}。

内務省を主体とする政府の部落対策には二面性があった。一つは、米騒動の弾圧に見るような強権的な方法、もう一つは、地域内で一定の存在感を増しつつあった部落改善運動を「抱き込む」という方法だった。この後者の方法が、「融和運動」につながることになる。

大阪における最初の融和団体は、大正十三年（一九二四）に発足した泉南郡誠和会である。誠和会は、泉

南郡長であった森下重格他、地元有志が発起人となって結成され、同年六月二十一日、郡役所会議室において発起人会が開催された。会長には森下郡長、副会長には岸和田警察署長が選出されている。郡長や警察署長が要職を占めている点にも、治安を優先する融和団体の性格がかいま見えるが、翌大正十四年（一九二五）一月二十日に泉南郡役所から各村役場へ回された依頼文（「誠和会調査要項ニ関スル件」）には、「真宗婦依世帯数及同上家族数」「青年会々員数及事業大要并ニ在郷軍人会員数及事業大要」と並んで、「犯罪者調（大正八年度乃至同十二年度各男女別）」が挙げられている（大阪の部落史委員会編『大阪の部落史』第五卷 部落解放・人権研究所 二〇〇三年 一八〇～四頁）。「大正八年度」とあるのは、米騒動を念頭に置いたものであろう。

もちろん、誠和会の活動は、そうした露骨な治安対策ばかりではない。「融和促進講演会」「婦人講習会」の開催といった社会教育活動、誠和会主催のトラホーム診療といった、保健衛生に関する活動など、さまざまな分野に及んでいる。

さらに、昭和二年（一九二七）六月一日には三島郡誠和会が発足する（前掲『大阪の部落史』第五卷 一八六～八頁）。当初、この二つの誠和会は独自に活動していたが、昭和三年（一九二八）二月十一日の「紀元節」に際し、両郡の誠和会が郡内の小学校職員と上級生徒に「国民総融和歌」を配布するなど、共同の活動が始まる。そして、それが大阪府内へ広がることになり、同年二月二十九日、大阪府公道会が結成される。発会式の模様を報道した『大阪毎日新聞』（一九二七年三月二十三日）は、「府下融和事業団体の統一を計ることとなった大阪府公道会」という表現で、その内容を伝えている（大阪の部落史委員会編『大阪の部落史』第六卷 部落解放・人権研究所 二〇〇四年 一六六頁）。以後、大阪府公道会は、府内の各地域で講演会や講習会、啓発映

画の上映、研究会などを開催していくことになる。

水本村は、大阪府公道会の北河内支部に属している。北河内支部結成のくわしい日付はわからないが、少なくとも昭和四年（一九二九）七月六日に、大阪府公道会北河内支部の地方委員会が、旧北河内郡役所で開催されている。また、水本村の村長であった小西一也は、大阪府公道会の理事を務め、北河内支部の副支部長も兼ねていた。そして後には、この公道会を通して「地方改善施設費」の補助を受けることになる。とくに、後述する「台所改善」は、大阪府公道会を通して予算を獲得している。

村風呂の建設

地域の公衆浴場として親しまれてきた「洗心浴場」は、平成十五年（二〇〇三）、その長い歴史の幕を閉じたが、これは昭和十年（一九三五）六月二十九日、融和事業の一環として建設されたものであった。まずその前に、それ以前の村風呂について触れておきたい。

地元の古老からの聞き取りによれば、明治のころ寺の前に小さな風呂があったが、非常に小さく、一〇人も入れば湯舟が一杯になり、明かりも脱衣場のところにランプが一つあっただけだったという。この風呂は寺が管理し、収益についても寺が権利を持っていた。入浴料は、大人も子どもも二厘で、寺で木札を買い、それを持って入ったという。札は、横三センチ、縦六センチ、厚さ六ミリほどの板で、中央に寺の印が押してあり、村の中ならこの札で買い物もできたという（寝屋川市同和事業促進協議会・歴史編纂委員会編『今、翔くとき』一九八八年 一二二頁）。

この村風呂が老朽化したということで、明治四十一年（一九〇八）に廃止となり、同じ年に「児玉湯」が建設された。湯舟は二間四方あって、だいぶ広くなった。これも寺が管理し、入浴料は大人が一銭、子ども

は五厘で、やはり寺が札を発行していた。この児玉湯は、二五年間使われたが、次第に手狭となり、また老朽も進んで、改築の必要性が高まってきた（前掲『今、翔くとき』一二二―一二三頁）。

水本村村長小西一也は、大阪府知事縣忍宛に、昭和九年（一九三四）九月七日付で「昭和九年度融和事業施設費補助申請書」を提出した（六卷四二〇―四二二頁）。これは水本村の「大字燈油部内ニ於ケル浴場新設工事」を申請したもので、そこには、当時使われていた児玉湯について、「該浴場ハ明治四拾壹年ノ建設ニシテ、急激ナル人口ノ増加ニ伴ヒ狹隘其ノ極ニ達シ、設備亦現今ノ時勢ニ適セス、加フルニ腐朽甚ダシク危険日々ニ加ハリツ、アル状態」と記されている。つまり①人口増加に比し、手狭になってきたこと、②設備が古くなったこと、③建物自体が老朽化したこと、この三点を挙げて、改築の必要性を説いている。しかし独力で改築は、「貧困者大多数ヲ占ムル同部落民ノ独力ニテハ到底不可能」として、以降「本村営」として経営したい旨記されている。そして、新しい浴場として、総面積二七三平方メートルで鉄筋コンクリート平屋建一棟、建築費として一万五二九五円六銭が計画されている。この内、一万四五円六銭を寄付金で賄い、不足分の五二五〇円を府からの補助金で補いたいというのである。

ところで、申請書の名称に「融和事業施設費補助」とあるが、実際は「地方改善施設費補助」ではなかったかと推定している。この「地方改善施設費」については、次の「自彊館」建設の項で述べるが、この時期、「融和事業」の語と「地方改善事業」の語とは、異音同義語として併用されていたのである。

この申請書を提出した直後の九月二十一日に室戸台風が上陸し、地元の小学校が倒壊、児童一三名が即死するという痛ましい事件も起こるが、府の補助金も下り、大阪府営繕課の設計によって工事はじまった。『水



写真7 洗心浴場（『今、翔くとき』より転載）

本村誌』に記された「小西一也治績調書」（六卷四三―三頁）には、「其の構造設備万端に充分の注意を払い、府下に其の比なき浴場を建築することを得たり」と記されている。ただし「小西一也治績調書」には、「工費二万五千円を要せり」ともあつて、予定外の出費を余儀なくされた状況がうかがえる。地元の聞き取りでは、大阪府からの補助金を有効に活用するため、村中総出で工事に参加し、余った資金を浴場の運営費に回したという。翌昭和十年（一九三五）六月二十九日、新浴場は完成し、「洗心浴場」と名付けられた。

洗心浴場は、こうした住民の願いを受けて完成し、その後、長く地域の公衆浴場として利用されたが、平成十五年、六八年の長い歴史に幕を下ろすことになった。鉄筋コンクリートの耐用年数は、最大一〇〇年といわれているが、六八年という年数は、浴場としては驚異的といえる。その背景に、この浴場建設にかけた当時の小西一也村長の熱意はもちろん、総出で工事に参加し、その後の運営にも尽力を惜しまなかった、住民の熱意があったことはいまでもない。

自彊館の建設

次に課題となったのは、洗心浴場の建設に伴って廃止となった児玉湯の跡地利用である。これについて旧水本村役場文書には、「昭和十三年度 地方改善共同作業場兼集会場」および「昭和十四年度 自彊館建設関係書類綴」が残されている。



写真8 自強館
(『今、翔くとき』より転載)

まず、「地方改善共同作業場」の建設を求める申請書が、昭和十三年（一九三八）四月十三日付で、小西一也村長から大阪府に宛てて提出された。同年八月に提出された陳情書には、共同作業場建設の目的が細かく記されている。そこには、①水本村におけるさまざまな集会は、従来学校を使用していたが、昭和九年（一九三四）九月の室戸台風によつて、校舎が倒壊してしまったため、利用すべき施設がなくなってしまったこと、②大字燈油の住民の七〇％がトラホームにかかつており、日々治療しうる施設が必要であること、③「国民精神総動員」を徹底するために、映画会や講演会を催すことのできる施設も必要であること等々が述べられ、最後に、建物の名称は共同作業場ではあるが、さまざまな用途に使用されるであろうから、社会教育の面でも重要な役割を果たすはずであるとも記されている。そして、昭和十三年度予算での補助金交付を願い出るとの主旨で締めくくられている。

この申請書・陳情書を受けて、昭和十三年度の追加更正予算として、共同作業場設置費補助が計上され、昭和十四年（一九三九）一月十七日、大阪府から地方改善施設費の補助金として四八四八円が交付される。

ちなみに地方改善施設費は、大正九年（一九二〇）に始まった部落改善事業に端を発している。これは、大正七年（一九一八）の米騒動の後、国の部落対策の一環として厚生省の管轄で始められたもので、共同作業場や共

同浴場、道路の補修、共同井戸・下水排水路などの施設整備に活用されるべく、国から各府県を経て下ろされてくるものである。

ただ、四八四八円の補助金は総工費の一部でしかなく、当初の計画では、この補助金に加え、戸主会の奨学部資金部より四六七八円一三銭、労力寄付が四五〇円、合計九九七六円一三銭の予算が組まれていた。しかし、物価の騰貴に伴い、戸主会からさらに寄付金一〇〇〇円、個人寄付四九二四円五〇銭、その他器具の寄付などを加えて、総計約一万六〇〇〇円かかっている。

工事は、昭和十四年三月二十三日に大阪府から認可を受けて開始され、九月十三日に竣工している。前掲「小西一也治績調書」によれば、建物敷地は宅地八二坪（約二七〇平方メートル）、中二階と地下室も加えて総面積一一二坪二合二勺（約三七〇平方メートル）、スレート葺で「耐風耐震の構造を特に配慮し」、「様式近代式にして通風採光音響に留意」としたという（六卷四二七～九頁）。

工事の完成後、大阪府知事宛に提出された九月二十一日付の書類で、はじめて「自彊館」の名が使われ、使用目的として①共同作業場、②治療所、③貯金の徴収、④青年男女の教養、⑤産業衛生、⑥一般社会教育の集会などが列挙されている。こうして自彊館は完成し、十月七日に落成式が挙行された。

自彊館は、戦前・戦後を通して、地域の福祉・社会教育の施設として利用されてきたが、昭和五十一年（一九七六）、老朽のため解体、翌昭和五十二年には寝屋川市立老人福祉センターとして生まれ変わった。なお名称は、平成十八年（二〇〇六）四月から寝屋川市立高齢者福祉センターとなっている。

台所改善組合

の活動と成果

自強館建設の補助金として利用された地方改善施設費は、何度か水本村に下ろされている。昭和十七年（一九四二）度の追加更正予算でも、地方改善施設費補助として、町村道大尾線の改築工事費補助に三〇〇〇円、台所改善組合設置費補助に六〇円、計三〇六〇円が計上されている。

水本村に「台所改善組合」が結成されたのは、前掲「小西一也治績調書」（六卷四二六頁）によれば、昭和十一年（一九三六）十二月一日のことで、小西村長自らが組合長となった。翌年取り決められた「台所改善組合規約」（六卷四二三～四頁）によれば、第一条で「本組合ハ、北河内郡水本村大字燈油（西部）台所改善組合ト称ス」として正式名称が記され、第二条で「衛生、経済並ニ能率増進ヲ図リ国民更正ニ資スル」と目的が挙げられている。そして、第三条では、行うべき事業について詳しく述べられている。それによれば、

一、竈及煙突ヲ改善スルコト

一、流シ元ヲ敲キニ為シテ水吐ヲ良クスルコト

一、天窓又ハ明窓ヲ設クルコト

一、小戸柵ヲ設クルコト

一、井戸ニハ蓋ヲ設クルコト

一、其他必要ナル設備ヲナスコト

として、六カ条にわたって、改善すべき点がくわしく述べられている。ここから逆に、この地域の台所の実態を読みとることができよう。「小西一也治績調書」には、「先ず台所を第一に明くすること、井戸の蓋をすること、食器入れの戸柵を設けること、水流場を完全にして排水を良くすること、竈を改良して燃料の節約

を図ること等をモットとし」たと記されている。「衛生」については、暗くて水吐けの悪い台所が病氣の原因となり、とくに、蓋のない井戸にはボウフラが湧いて蚊が発生し、トラホームの原因になると考えられた。また、粗悪な竈は熱効率が悪く、不経済でもあった。

「台所改善組合規約」第五条によれば、「府ヨリ相当ノ補助ヲ受ケ、残余ハ自己ノ負担トス」とし、「相当」の箇所には、当初「二十円以内」と記され、それが「相当」に修正されている。「府ヨリ」とあるものの、実際の予算獲得に当たっては、大阪府公道会を通じて申請が行われ、予算も公道会を通じて下ろされている。

その結果、昭和十二年（一九三七）度は三〇戸が平均一二円の範囲で補助が下ろされた。全組合員は三五〇戸であつたから、約一割弱が補助を受けたことになる。いずれにせよ、焼け石に水で、翌十三年度は三五戸、十四年度が四五戸、十五年度が一三戸、十六年度が八戸、十七年度は二五戸が補助を受けている。昭和十五年（一九四〇）十月二十三日には、大阪府公道会長平井清の名で、一戸当たり補助金を増額するべく通知があり、一戸平均二五円に増額されている。

しかしその後、戦争が進むにつれて、予算は次第に縮小されていったようで、旧水本村役場文書には、この昭和十七年（一九四二）度までの記録しか残されていない。補助を受けた戸数は一五一戸、全組合員の四三％が補助を受けたところで終了したようである。地域全体の環境改善は、その後一九六〇年代まで持ち越されることになる。

三 その後の水本村

水本村と戦争

昭和十七年（一九四二）以降、旧水本村役場文書は、戦争一色に塗りつぶされる。昭和十八年（一九四三）の村費には、水本村同和促進委員会への補助金（二五〇円）が計上されているものの、帝国在郷軍人会水本村分会（二〇〇円）・銃後奉公会（五〇円）・翼賛壮年会（二〇〇円）などの組織が、次第に大きな比重を占めるに至る。

旧水本村役場文書には、「水本村遺族会名簿」が残されているが、燈油西部が四七名（五〇％）、燈油東部が一四名（一四・九％）、打上一九名（二〇・二％）、寝屋一四名（一四・九％）、合計九四名で、燈油村西部が戦死者の半数を占めている。

昭和二年（一九二七）以降、中央融和事業協会を中心に「融和教育」の実践が始まる。そして、昭和十六年（一九四二）七月には同和奉公会が設立され、「融和教育」の用語は、「同和教育」へと改められていく。これは、決して用語だけの变化ではなかった。昭和十七年三月に発行された文部省同和教育研究会編『国民同和への道』（文部省社会教育局 一九四二年）には、次のように記されている。

我が国は今や未曾有の世界史的転換期に際会し、東亜新秩序建設を目ざして大東亜戦争を遂行しつつある。この大戦遂行に備え、且東亜建設に遺憾なく態勢を整へるため、高度国防国家体制の確立は刻下の急務となった。同胞差別の問題は、この国内新建設に当り、反国家的・反時局的なるものとして克服されねばならぬ諸々の矛盾・欠陥の一つである。

すなわち、戦争遂行に際し、部落差別が障害になるとの認識が示されている。ここから「差別をなくして

戦争に勝て！」のスローガンが導き出される。

同和教育においては、部落の子どもたちに「皇国民として立派な人間になり、大きくなったら、陛下に今すぐ命を差し出せ」との教育がなされた。そうしたこともあつてか、被差別部落の戦死者は、非常に高い数値を示している。岡山県のある被差別部落では、一一五戸で三三名の戦死者を出し、長崎市内の被差別部落でも、一五三戸で四五名が戦死している。これらは、他地域の二倍以上といわれている。

水本村でも、燈油西部からの戦死者の村葬には、大阪府公道会北河内支部長や同和奉公会北河内支部長が出席しており、戦時下における部落対策を象徴している。

戦後の解放運動へ

戦後の解放運動は、敗戦の翌年、昭和二十一年（一九四六）二月の部落解放全国委員会の結成に始まる。大阪では、同年八月四日、天王寺の大阪援護会館で「部落解放大阪青年同盟準備会」が開催され、これが部落解放全国委員会大阪府連合会の母体となった。

昭和二十四年（一九四九）一月に、部落解放全国委員会委員長松本治一郎が「公職追放」の処分を受け、その追放解除を求めて全国請願行進隊が組織された。水本村からは三名が参加している。こうした取り組みの結果、松本治一郎は、昭和二十六年（一九五二）八月に追放解除となる。

この時期から戦後の同和事業が始まり、大阪では、昭和二十六年十二月一日、大手前会館で「大阪府同和事業促進協議会」が設立され、水本村の助役であった木下喜代次が理事に就任している。

以後、水本村では、「大阪府金属くず営業条例」反対運動や「関西研究用原子炉」設置反対運動が展開される。昭和三十六年（一九六二）、水本村は寝屋川市に編入され、昭和三十八年（一九六三）には、住宅要求

運動が開始される。同年九月に行われた大阪府同和事業促進協議会の調査によれば、燈油西部の実態として、調査家屋六四五戸の内、不良住宅二七五戸。不良住宅の内容は、崩壊の危険がある住宅四九戸、大修理を必要とする住宅七四戸、修理を必要とする住宅一五二戸。また、便所のない住宅一三戸、共同便所四戸、流し場のない住宅二四戸、共同流し場一八戸、共同井戸・水道四三戸

といった数値が示されている（前掲『今、翔くとき』一七五頁）。同年八月二十日、自彊館で「住宅要求組合」が二五〇人の賛同者を集めて結成され、翌昭和三十九年（一九六四）十月、寝屋川市議会は、住宅要求組合の請願書を採択、翌四十年（一九六五）十一月から住宅建設が開始される。戦中の台所改善から二十数年、環境改善の施策が、ようやく始まったのである。

第六節 戦後改革と寝屋川市の誕生

戦後改革

平和が回復すると香里製造所など軍事施設が廃止され、接収されていた土地・建物が返還された。灯火管制は解除され街に明るさが甦り、二十一年（一九四六）度からは防空費の支出もなくなった（昭和十九～三十六年度「決算書」）。連合国総司令部（GHQ）は、二十年十二月十五日に国家神道保護の禁止を指令し、天皇は、二十一年元旦、神格化否定の詔書を発した。一月二十九日、寝屋川町の国民学校は御真影を府庁に返還し（寝屋川市教育史編纂委員会編『寝屋川市教育史 史料集』第一卷 一九九八年）、六月十四日には占領軍が御真影を安置する奉安殿を七月中に撤去するように命じたので、七月四日、町長は町議



写真9 西国民学校の奉安殿
(昭和12年 箱宮昇一氏提供)

会に国民学校の奉安殿の除去を提案している(一九四六年七月四日「会議録」)。在外日本人の復員・引き揚げが開始される一方、朝鮮人・沖縄県人の希望者の送還が連合国総司令部によって指示されたが、希望者は少なかったようで、寝屋川町警察署の調査によれば、二十五年、仁和寺・大利・神田・平池・河北を中心に町内には三〇七人の朝鮮人が在住していた。

昭和十八年以来、地方行政制度に組み込まれ、大政翼賛会の指導下に置かれていた町内会・部落会も民主化が図られ、二十二年一月四日、勅令をもって会長を公選制にするとともに、二十年九月一日以前から会長職にあつた者を除外することにした。これに対しGHQは、隣組長も公選制として戦時中の役員を除外するか、それが出来ないなら町内会・部落会・隣組を廃止するよう指令した。そこで政府は、四月一日に町内会・部落会・隣組の廃止を決定した。寝屋川町でも、二十二年度当初予算に地方振興費として部落会運営協議会費二五〇〇円、部落会諸費六二九五円を計上していたのが、追加更正予算で削除された。また、住民の不便を除くため人家密集地の郡に郡出張所を開設している(『市誌』一九五六年 三四一頁)。二十三年度になると地方振興費追加更正費に振興委員会費九万一〇〇〇円と振興事業費三万五〇〇〇円が計上されている(一九五〇年二月二十七日「会議録」)。振興委員会は、二十三年五月八日に制定の「寝屋川町振興委員会規程」によれば、

町議会の諮問審議機関で、町振興に関する基本計画の樹立、町内の各種施策に関する事項を審議することになっていった。構成は町長・正副町議会議長・常任委員会委員各一名と町長が選任する学識経験者・専門家若干名であった（寝屋川市規則・規程）。

自治体警察

戦後改革の重要な課題として警察制度の改革が急がれた。連合国総司令部は、昭和二十二年（一九四七）九月十三日、改革の具体的方針を示し早急に改革を完了するように指示した。

そこで警察法案が急遽立案され、同年十二月八日に成立し、市及び人口五〇〇〇人以上の市街的町村に自治体警察が設置されることになった。市街的町村とは、住民の五割以上を商工業その他の企業体が占め、かつ中心市街地の戸数が全戸数の五割以上を占める町村を指している。自治体警察は、市町村公安委員会が管理し、署長も公安委員会が任命することになっていた。公安委員会は、市町村長によって任命されるが、市町村住民の解任請求によって罷免することができた（大阪府警察史編纂委員会編『大阪府警察史』第三卷 大阪府警察本部 一九七三年）。

大阪府は、総司令部の指令を受けて、まだ国会で審議中の新警察法による新しい警察制度を十二月中に実施することになった。十二月三日、大阪府は該当する市町村の市町村長と市町村議会議長を召集して、十日までに公安委員を選任して報告することを求めた（前掲『大阪府警察史』第三卷）。寝屋川町では、町長が池村哲・小野清十郎・中東真治の三人を公安員に選任し、十二月六日に町議会の承認を得ている（一九四七年十二月六日「会議録」）。報告を受けた大阪府は資格審査を行い陸海軍将校の前歴があるものなどは再選を求めたようである（服部敬「忠岡町自治体警察の消長」『忠岡の歴史』第二号 一九八二年）。翌十二月七日、「寝屋川町公



写真 10 旧寝屋川警察署（桜木町）

例」「寝屋川町警察職員の定数に関する条例」「寝屋川町警察署の組織に関する条例」が可決され（一九四九年六月十四日「会議録」、四月に遡って施行されたが、二十四年十二月二十六日、これらを統合して「寝屋川町警察基本条例」を制定している（一九四九年十二月二十六日「会議録」）。それによれば、寝屋川町警察署は町内全域を管轄し、警務課・捜査課・巡邏交通課の三課からなり、職員数は警察吏員三四人、その他の職員一人であった。職員の階級別定数は公安委員が定めることになっており、「寝屋川町警察職員の定数に関する条例」では、警察吏員は警視・警部各一人、警部補三人、巡査部長五人、巡査二五人で、その他の職員

安委員会の委員の服務に関する規則」が公布され、十七日には「寝屋川町公安委員会規則」「寝屋川町警察職員宣誓規則」が公布されているが（一九四七年十二月「会議録」、これらは大阪府から配付された雛形に準じて制定されたものと思われる（前掲「忠岡町自治体警察の消長」）。

新しい警察制度は十二月十一日に発足するが、職員任免、教育訓練などについては、当分の間、従来の大阪府警察部の職員の例によることとし（一九四七年十二月六日「会議録」、二十三年九月の町議会に「警察職員の任免等に関する条例」を提出したが保留となり、十月二十八日に再提案して可決された。庁舎は大利の官有地に建設され、木造二階建延一七九坪で、建築予算は三九〇万七五〇〇円であった。二十四年六月十四日の町議会で「警察署の位置名称及管轄区域に関する条

第一章 行政

表 15 昭和 24 年度北河内の自治体警察費

単位：円

市町村名	市町村予算 -A	警察費 -B	B/A × 100	警察職員定数	職員 1 人当警察費
枚 方 市	91,475,296	9,479,500	10.3	66	113,600
守 口 市	85,946,942	13,252,385	15.4	90	147,000
寝屋川町	30,542,338	6,203,285	20.0	42	147,800
茨 田 町	6,919,513	1,374,843	19.8	13	105,700
門 真 町	10,982,227	1,381,640	12.5	14	98,650
津 田 町	11,023,479	2,025,397	18.0	15	135,300
交 野 町	10,749,025	1,971,468	18.3	12	164,000
住 道 町	10,300,000	1,673,842	16.0	14	119,200
四條畷町	8,659,091	1,795,905	20.7	13	138,200

備考：『大阪府警察史』第 3 巻 602 ～ 4 頁より作成

は、書記六人、技手二人、傭人三人になっていた。二十四年度北河内二市七町の自治体警察費は表15の通りである。二十四年度は、署屋が完成し、公安委員会も整備されて自治体警察が本格的にスタートした年である。寝屋川町の警察費は七町の中で格段に多額で、歳出予算の中で占める比率も高く警察職員数も多く、枚方・守口の二市に近かった。二十六年五月五日に市制が施行されると、同年八月二十二日に「寝屋川市警察基本条例」が改正され、警察吏員四六人、その他の職員九人、合計五五人となっており（一九五一年八月二十二日「会議録」、警察費も増大した。

二十三年制定の警察法については当初から批判があり、二十四年二月、大阪府議会も、警察法を改正し、自治体警察を統合して府県単位の自治体警察とする意見書を可決している（大阪府会史編纂委員会編『大阪府会史』第四編下巻 大阪府会事務局 一九五八年）。二十六年六月十二日、警察法が改正され、町村警察は住民投票によって廃止し、職員は国家地方警察の定員外の警察官として配置できるようになった（前掲『大阪府警察史』第三巻）。北河内では門真町議会が八月十三日に自治体警察の廃止を議決し、九月十六日に住民投票を行って、十月一日に国家地方警察に編入されている。津田・交野・住道・四條畷の四町も二十七年七月・

八月に町議会で廃止を議決し、住民投票を実施して二十八年一月一日に国警に編入され、茨田町警察だけが存続することになった（大阪府議会史編さん委員会編『大阪府議会史』第六編 大阪府議会 一九八三年）。寝屋川市警察は、市制を施行していたので廃止の対象とならなかったが、二十九年七月一日に警察法が全文改正され、大阪市を除く府下の自治体警察は全て大阪府警に統合されることになった。三十年二月、寝屋川市警察署の本署、高柳巡査派出所の土地が大阪府に無償貸付され、本署および高柳・点野・豊野・堀溝・香里園・郡巡査派出所の建物も大阪府へ無償譲渡されている（一九五五年二月二十四日「会議録」）。

**消防団と
消防組合** 昭和十四年（一九三九）四月一日、戦時体制に即応して警防団が組織され、消防とともに防空・災害予防などの任務を担うことになったが、二十二年四月、消防団令によって解散し、消防団

に改組された。寝屋川町でも同年七月三十一日に「寝屋川町消防団設置条例」を町議会で可決し、九月一日から施行している。団員の定員は、団長一人、副団長三人、分団長四人、班長三三人、団員二七四人、計一五五人で、消防団の設備・運営などは、町長が消防委員会の諮問を経て行うことになっていた。消防委員は、町議会議員および学識経験者で構成され、定員は七人、任期は四年であった。町議会議員の委員は町議会の議決を以て指名し、学識経験者の議員は町長が委嘱することになっていた。委員会の招集権は町長にあり、議長も町長であった（一九四七年七月三十一日「会議録」）。

戦時下の十九年八月、大阪府は郡部の重要工場の消防警備を強化するため大阪府警察部直轄の消防特別出張所を設けることになり、枚方町に枚方消防特別出張所を、寝屋川町郡に友呂岐分団を置き、警防団から八〇人を選抜して特別消防補助員に任命した。二十年七月十日から淀川左岸水害予防組合の一室を借りて事務

を執っていたが、二十一年四月一日、大阪府枚方消防署に改組された。二十二年四月、消防団令によって消防団が組織され、同年十二月二十三日に消防組織法によって、消防の責任は警察機構から分離され自治体が担うことになった。そこで枚方・寝屋川・交野・津田の一市三町は消防組合をつくり、組合本部を枚方市役所に、本署を淀川左岸水害予防組合事務所に置いた（『市誌』一九五六年）。「枚方市外三町消防組規約」（一九四八年二月二十六日「会議録」）によると、組合の目的は消防事務を共同処理することであり、事務所を枚方市役所に置き組合会議を設けた。議員の定数は一七人で、枚方市八人、寝屋川町五人、津田町二人、交野町二人、それぞれ市町会議員が互選し、任期も市町会議員在職中の期間となっていた。管理者は、組合議会において組合市町の長の中から選挙し、任期は市町長在任期間であった。

市制施行と

財政問題

寝屋川町の人口は、昭和二十一年（一九四六）に若干減少するが、その後は順調に増加し、二十五年の国勢調査で三万人を越えた（表16）。同年二月二十五日、町長は市制施行を知事に申請することを町議会に提案、即日可決され、五月三日に市制を施行することになった。市制が施行されると、積極的な市政を展開すると共に、世論を重視する市政の確立が図られた。二十六年十月十二日、各地区の市民代表が集まり、不偏不党、市民の声を反映させると共に市政に協力する自治振興委員会の結成を申し合わせ、十一月十九日に発会式を挙げた（『市誌』一九五六年 三四六頁）。二十八年四月には区長会も発足している。区長会は区長の親睦を図ると共に市政に協力することを目的としており、市から補助金が支給された（寝屋自治会文書「昭和三十六年七月 往復文書綴」）。三十年には四二の部落会と、その下部組織として五六二の隣組が存在し、部落会長は区長と呼ばれるようになっていた（『市誌』一九五六年 三四五頁）。

表 16 人口の変化

西暦	昭和	人口	指数
1945	20	27,944	100.0
1946	21	26,914	96.3
1947	22	28,033	100.3
1948	23	28,687	102.7
1949	24	29,130	104.2
1950	25	30,077	107.6
1951	26	30,338	108.6
1952	27	31,912	114.2
1953	28	33,221	118.9

備考：『寝屋川市誌』（1956 年）22 頁より作成

単位：円

町 債	合 計
0.00	1,613,889.16
888,000.00	8,446,201.18
2,542,000.00	33,167,859.66
0.00	39,769,784.89
3,000,000.00	63,154,447.16
8,400,000.00	88,767,073.00
13,500,000.00	121,092,549.70
10,000,000.00	137,575,999.00
0.0	100.0
10.5	100.0
7.7	100.0
0.0	100.0
4.8	100.0
9.5	100.0
11.1	100.0
7.3	100.0

しかし市制の施行は、財政の膨張を加速させることになった。戦後の寝屋川町（市）の収支決算は表17の通りであるが、財政規模は二十一年度に比べて二十三年度は歳入が二〇倍、歳出が二二倍に膨張し、二十五年年度には歳入が三九倍、歳出は四五倍に達していた。市制を施行した二十六年度は財政規模がさらに膨張し、歳入が約五五倍、歳出は約七六倍になり、赤字に転じた。三十年四月二代目市長に当選した平井義雄は、最初の市政演説で「市制施行以来、逐年赤字の増高の一途を辿り現在に於ては、実に五千四百万円余の巨額に達している現状であります」として、財政の再建を最大の課題に掲げた（一九五五年六月十六日「会議録」）。歳入の主な項目は表18の通りである。二十六年以前は町税が過半を占め、国庫支出金がそれに次いでいる。二十五年度からは、地方税法の改正によって地方財政平衡交付金が設けられ、町税・国庫支出金の比率が低下している。町は、町税臨時増税条例を定め、町税の確保に努めているが徴税は困難だったようで、二十二

年度徴税の納入状況は表19の通りであった。不納額の多いのは営業税付加税で、不納率も四八％に近く、町民税・家屋税付加税などがそれに次いでいる。歳出の

第一章 行政

表 17 寝屋川市（町）の収支決算

単位：円

西暦	昭和	歳 入	歳 出	差 引
1946	21	1,613,889.16	1,328,983.57	284,905.59
1947	22	8,446,201.18	7,142,767.37	1,303,433.81
1948	23	33,167,859.66	29,383,375.48	3,784,484.18
1949	24	39,769,784.89	37,471,804.09	2,297,980.80
1950	25	63,154,447.16	59,871,585.22	3,282,861.94
1951	26	88,767,073.00	101,092,127.57	- 12,325,054.57
1952	27	121,092,549.70	139,876,362.97	- 18,783,813.27
1953	28	137,575,999.00	171,084,466.61	- 33,508,467.61

備考：『寝屋川市誌』（1956 年）358 ～ 62 頁より作成

表 18 寝屋川市（町）の歳入

年度	町 税	地方財政平衡交付金	国庫支出金	府支出金
昭和 21	810,616.30	0.00	608,421.84	92,220.45
昭和 22	4,662,109.60	0.00	2,123,192.85	287,972.85
昭和 23	18,410,591.94	0.00	4,790,873.12	3,918,367.97
昭和 24	28,079,579.20	0.00	3,659,770.91	2,623,891.74
昭和 25	34,234,274.10	14,019,000.00	5,667,322.69	2,467,587.79
昭和 26	45,678,041.00	13,292,000.00	10,575,729.00	2,267,709.00
昭和 27	53,713,573.20	24,667,000.00	13,342,079.00	3,425,975.00
昭和 28	63,406,752.00	33,792,000.00	12,122,302.00	4,250,364.00
昭和 21	50.2	0.0	37.7	5.7
昭和 22	55.2	0.0	25.1	3.4
昭和 23	55.5	0.0	14.44	11.8
昭和 24	70.6	0.0	9.2	6.6
昭和 25	54.2	22.2	9.0	3.9
昭和 26	51.6	15.0	11.9	2.6
昭和 27	44.4	20.4	11.0	2.8
昭和 28	46.1	24.6	8.8	3.1

備考：『寝屋川市誌』（1956 年）358 ～ 62 頁より作成

中心となるのは役場費・教育費・警察消費で、歳出中に占める比率は表 20 の通りである。教育費が二十二年・二十三年度に急増するのは新制中学創立のためで、寝屋川高等女学校の旧校舎を買収改築し、新校舎を建設するなど多額の費用を要し、その為の起債を行っている。二十三年度から警察消費が増大するのは、自治体警察創設のた

第六節 戦後改革と寝屋川市の誕生

表 19 昭和 22 年度町税納入状況

単位：円、%

税 目	総 額	納付総額	不納総額	不納率
地租付加税	275,196.50	241,416.50	33,780.00	12.3
家屋税付加税	172,717.50	112,695.70	60,021.80	34.8
営業税付加税	793,111.70	412,743.70	380,368.00	48.0
自動車税付加税	46,245.00	36,864.80	9,380.20	20.3
軌道税付加税	26,230.00	26,230.00	0.00	0.0
電柱税付加税	17,341.20	3,679.20	13,662.00	78.8
不動産取得税付加税	102,413.00	79,247.20	23,165.80	22.6
狩猟者税付加税	164.00	164.00	0.00	0.0
町民税	642,519.00	546,586.00	95,933.00	14.9
自転車税	160,695.00	160,695.00	0.00	0.0
荷車税	32,820.00	32,820.00	0.00	0.0
犬税※	3,220.00	3,320.00	0.00	0.0
舟税	308.00	308.00	0.00	0.0
扇風機税	600.00	600.00	0.00	0.0
水利地益税	16,202.50	13,835.50	2,367.00	14.6
合 計	2,289,783.00	1,671,205.60	618,677.80	27.0

備考：「昭和二十二年中寝屋川町役場事務並財産報告」より作成。※「犬税」の「総額」・「納付総額」は史料表記のままとした。

めである。歳出の増加に伴って役場費の占める比率は低下するが金額は増大しており、その八〇％以上が人件費であった。二十三年三月には職員特別一時金残額給与費として九万二〇〇〇円を大阪府から借り入れており（一九四八年三月二十八日「会議録」、同年九月、職員給料応急措置条例を制定して政府職員の例に準ずることにしている（一九四八年九月二十八日「会議録」）。この措置条例は、三十二年まで継続されたが、市制施行後、役場費は教育費と共に増大している。

当時、財政赤字に苦しんでいたのは本市だけではない。全国市町村の四割近くが財政赤字に陥り、その再建が大きな政治問題になっており、三十年十二月二十九日に地方財政再建促進特別措置法が制定された。これは、財政再建債の発行を認めて資金操作を容易にし、元利を年次計画に従って償還しながら、その間に従来の財政運営を合理化するものであった。

第一章 行政

表 20 寝屋川市（町）の歳出

単位：円、％

年度	役場費	教育費	警防費(警察消防費)	合 計
昭和 19	133,670.17	35,188.71	31,784.89	345,829.38
昭和 20	181,922.01	57,863.94	39,776.17	380,817.01
昭和 21	628,037.19	186,062.86	29,730.78	1,328,983.57
昭和 22	2,403,853.03	2,540,457.67	192,062.51	7,142,767.37
昭和 23	6,320,230.64	8,201,983.01	9,029,458.33	29,383,375.48
昭和 24	10,718,954.80	4,118,248.07	10,089,622.31	37,471,804.09
昭和 25	11,951,511.90	11,536,806.34	13,945,035.58	59,871,585.22
昭和 26	22,563,600.00	23,673,956.05	16,106,778.60	101,092,127.57
昭和 27	30,677,751.40	29,910,654.51	21,066,808.00	139,876,362.97
昭和 28	37,307,412.84	21,833,650.50	25,033,553.00	171,084,466.61
昭和 19	38.7	10.2	9.2	100.0
昭和 20	47.8	15.2	10.4	100.0
昭和 21	47.3	14.0	2.2	100.0
昭和 22	33.7	35.6	2.7	100.0
昭和 23	21.5	27.9	30.7	100.0
昭和 24	28.6	11.0	26.9	100.0
昭和 25	20.0	19.3	23.3	100.0
昭和 26	22.3	23.4	15.9	100.0
昭和 27	21.9	21.4	15.1	100.0
昭和 28	21.9	12.8	14.6	100.0

備考：『寝屋川市誌』（1956 年）357-359 頁より作成

この法案と地方自治法の一部改正案が国会に提出されると、六月三十日、本市議会は両法案が政府の地方自治体に対する監督権を強め、地方議会の権限を縮小するものであるとして反対決議を行った（一九五五年六月三十日「会議録」）。しかし地方財政再建特別措置法が制定されると、三十一年三月九日、市議会に財政再建特別委員会が設置され（一九五六年三月九日「会議録」、三十一年五月三十日には財政再建計画を可決した（二九五六年五月三十一日「会議録」）。再建計画は六カ年計画で、同年八月十五日、五四〇〇万円の起債が認められた。以後単年度財政は黒字に転じ、三十五年度には債権の償還も終え、三十六年度には新たな五カ年計画を立てている。

第六節 戦後改革と寝屋川市の誕生

表 21 北河内郡の町村合併案

町村名	人口	面積	合併後人口	合併後面積
	人	平方軒	人	平方軒
津田町	8,847	24.0	19,965	49.3
交野町	7,899	17.9		
星田村	3,219	7.4		
水本村	4,415	3.8	41,484	40.5
四條畷町	8,792	10.8		
四条町	9,492	11.5		
田原村	1,014	7.9		
住道村	12,628	2.9		
南郷村	5,143	3.6		
庭窪町	7,879	7.4	25,192	19.9
門真町	8,464	4.4		
大和田村	3,269	2.8		
二島村	2,182	1.6		
四宮村	3,398	3.7		

備考：「町村合併と忠岡町」から作成

水本村の合併

占領軍経済顧問ドッジの勧告による
超均衡財政は、地方財政を圧迫した。

昭和二十四年（一九四九）四月に來日したシャウプ税制使節団は「シャウプ勧告」を發し、地方税制の確立と国・都道府県・市町村の行政事務権限の配分を求め、優先的に事務を配分される市町村の規模の合理化を図る必要があるとした。これを承けた地方行政調査委員會議は実態に即した町村合併を提唱したが、二十八年九月に公布された町村合併促進法は町村の行財政権の強化には触れず、行政事務の能率化と行政機構の簡素化を目標に、画一的に合併を推進しようとするもので、

政府に大きな権限が与えられていた（藤田武夫『現代日本地方財政史』中巻 日本評論社 一九七八年 一章四節一）。同年十月、町村合併促進法が施行されると、大阪府は町村合併促進審議會を設置し、二十九年一月十三日に合併計画案の策定を諮問した。諮問会は、四月二十四日に答申書を提出しているが、北河内郡の合併案は表21の通りである。人口五万未満の市は、原則として町村との合併を図ることになっていたが、寝屋川市は含まれていなかった。枚方市も、計画案に含まれていなかったが合併に積極的で、津田町・交野町・星田村に合併を申し入れ、津田町の合意を得て三十年二月に大阪府知事に申請したが保留された。その間に交野町・

第一章 行政

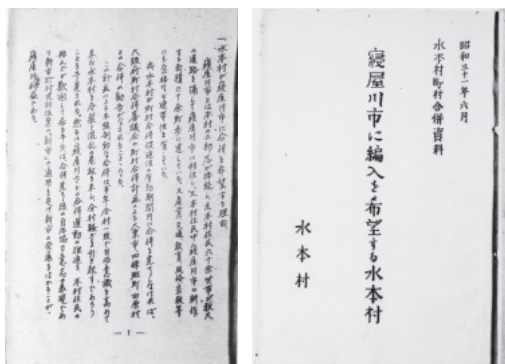


写真 11 「寝屋川市に編入を希望する水本村」

星田村の合併協議が進展し、四月一日に合併して交野町となり、枚方市・津田町の合併も十月一日に実現した。また四条町・住道村・南郷村も二十九年九月十九日に合併を申請し（大阪府公文書館蔵「合併申請書」、三十一年四月一日に合併して大東市となり（『大東市史』近現代編 一九八〇年）、水本村・四條畷町・田原村が取り残された。町村合併促進法は三十一年九月三十日までの時限立法であったが、それに先だって六月三十日、政府は新市町村建設促進法を制定し、内閣総理大臣・都道府県知事の権限をさらに強化し、強力に町村合併を促進しようとした。大阪府でも新市町村建設促進審議会が設置され未合併町村の意見を聴いて答申

案を作成することになった。三十二年三月三十日、審議会の答申に基づき大阪府は、大東市・四條畷町・田原村の合併を勧告したが纏まらず、三十四年三月二十日、改めて四條畷町と田原村の合併を勧告し、六月二十五日に合併して四條畷町となった（『四條畷市史』第一巻 一九八四年）。

三十一年六月、水本村は「寝屋川市に編入を希望する水本村」を作成、配布した（昭和三十一年七月起 合併問題関係書類）。水本村の主張は次のとおりである。多数派が反対する表21の合併案に従えば分村騒動になりかねず、合併しなければ未合併町村として政府の行政援助の差別待遇を受けることになる。合併すれば寝屋川市も新市としての特典が受けられ、規模の拡大によって事務が能率化し、財政余力も拡

大する。これに対し寝屋川市は、七月五日、地方財政再建特別措置法による財政再建に取り組んでいて他町村を合併することはできないと伝え、水本村も、寝屋川市の意向をひとまず承し、答申案による合併を先行させることにした。しかし同年八月、四條畷町長が水本村の合併申し出を拒否したため、水本村は再び寝屋川市との合併を推進することになった（六卷七五三―四頁）。三十二年三月三十日、大阪府は大東市・四條畷町・田原村の合併勧告と同時に寝屋川市と水本村の合併を勧告した（昭和三十一年七月起 合併問題関係書類）。これは、小規模で合併の必要あると判断した未合併町村について、審議会の意見を聴き政府と協議して合併計画を立て勧告しなければならないという新市町村建設促進法第二十八条の1の規定に従ったもので、期限が三十二年三月三十一日までと定められており、自治体の意思を尊重したものとはいえなかった。三月六日の新聞で、審議会の第二次答申案を知った寝屋川市は、即日府庁に反対の意向を伝え、三月九日には審議会小委員会委員に一方的に合併案を作成したことに抗議し反対の意向を伝えた。勧告がなされると水本村は、直ちに寝屋川市に合併を申し出た（合併申出書「昭和三十一年起 合併問題書類」）。寝屋川市は、四月七日、内閣総理大臣と自治庁長官に陳情書を送ったようであるが、さらに三十三年三月十一日に知事や関係官庁に勧告取消の陳情書を提出した（「陳情書」昭和三十一年起 合併問題書類）。水本村は、内部事情のため積極的な運動が難しかったようであるが、四月十一日、自治庁長官に合併の促進を請願すると共に、寝屋川市の反対は未解放部落に対する偏見によるものであると指摘している（六卷七六一―五頁）。

新市町村建設促進法第二十九条は、都道府県知事の勧告を受けて四ヵ月以内に合併しないときは、内閣総理大臣が中央審議会の意見を聴いて合併を勧告することができ、それに従わないときは国の財政援助を行わな

願い出た。地方課長は二月九日、極力努力することを文書で回答している（北河内郡水本村合併関係書類 七一五）。四月から五月にかけて市民に対する説明会も行われ、五月二十四日に水本村と合併協定を結び、六月二十八日に水本村を編入合併することになった。



写真 12 寝屋川市・水本村の合併調印式

いこともあるとしていた。三十五年三月一日、新市建設促進中央審議会小委員会に出席した寝屋川市長らは、国の方針に反対ではないが市民感情が悪化し時期尚早であると主張したが、三月二十六日、内閣総理大臣勧告が出された。七月二日、大阪府地方課長らが督励に寝屋川市を訪れた。市側は、合併実現の体制を整備し市民へのPRにも努めているが、現状では困難であるとしながらも、勧告に応じた場合の財政援助について糺している。地方課長は、財政優遇措置に積極的な姿勢を示し、住民へのPRよりも市長と市会議員が協力して実現することを要望した（六卷七七三～八一頁）。七月二十五日、市議会に新市建設調査特別委員会を設置し事業計画の設定準備を進め、三十六年一月十日、市長から府知事に新市建設主要事業計画を提出して財政援助を

第二章 経済

第一節 農業の発展と地主制

地租改正

地租改正は財政基盤の確保のために、それまで全国まちまちであった租法を統一するために行われた税制改革である。明治政府は明治六年（一八七三）七月に地租改正条例を布告した。これは、土地測量により土地面積と所有権者を確定し、金納で地価の一〇〇分の三（明治十年に一〇〇分の二・五に減租）を納付するといふものであった。

地租改正条例が布告されて、堺県はまず明治七年一月に高安郡で地租改正事業を開始し、その他の地域は七年三月に着手し、明治十一年十一月に山林を残して完了した（『府県地租改正紀要』『堺県』）。改租にあたっては旧貢租を下回らないことが政府の基本方針であったため、地価の確定には多大の紛糾が生じた。当初の地租額の概算は一二万円であり、旧貢租（前五カ年平均）と比較して一カ年五万余円の増租となった（以下、『河内和泉国明治八年改租実況書』『門真市史』第五卷 二〇〇二年 八二頁）。これに対し「人民苦情百出シ遂ニ承服セサルニ依リ更タ減額センコトヲ議ス」という状況になり、減額交渉を行い決着まで四回の修正を繰り返した。それにもかかわらず、堺県の地租は、田地については「全国中無比ノ高租額」となり、畑地についても「田ト比較スレハ尚一層ノ高額」となったのである。

第二章 経済

表 22 高宮村の反当たり地価・地租（明治 8 年）

	収穫	地価	地租
	石	円	円
一等田	2.63	110.6	3.319
二等田	2.53	107.5	3.226
三等田	2.31	98.3	2.950
四等田	2.17	92.2	2.765
五等田	1.88	79.9	2.397
六等田	1.74	78.1	2.343

備考：『寝屋川市史』第 6 巻、96 ページより作成。

表 23 堀溝村の地租（明治 8 年）（単位：反、円）

	旧	改正	増加率（％）
反別	479.80	814.72	69.8
地租	1,347.68	1,878.12	39.4

備考：『府県地租改正紀要』より作成。

本市域の村々は、等級の高い地域が多かった。田地の等級を村単位で見れば、四等級には、黒原、神田、仁和寺、五等級には高柳、平池、田井、郡、大利、木屋、六等級には太間、石津が挙がっている（『門真市史』第五巻 八四頁）。

表 22 は高宮村の地価調査（田地）の結果を示したものであるが、すべて一等級から六等級までの高い等級であり、地価も最高一〇円から最低七八円にわたっている。また、木田村の一反当たりの田地の地価は、約一〇〇円と、堺県でも最高クラスである（前掲『府県地租改正紀要』）。等級の高い田地が多ければ地価も高くなり、それに応じて地租も高くなる。

表 23 は堀溝村の例であるが、旧貢租が一三四八円であったものが、新地租は一八七八円となり、三九％の増徴となっている。河内国の平均反当たり地価は、田は八三円一七銭五厘（全国平均四八円四三銭二厘）、畑は五〇円六二銭四厘（全国平均一七円九〇銭四厘）と、田畑共に全国最高であった（『枚方市史』第四巻 一九八〇年 三三三頁）。このように地租改正は農民に多大の負担を負わせるものとなった。

高地価への農民の不満に対応して、政府は明治二十年と二十二年に地価修正を実施した。二十年の地価修正では高安郡を除く河内国一五郡の田の地価が五％引き下げられ、

表 24 水本村寢屋の修正地価（明治 22 年）

	種類	修正前	修正後	比率
地価	田	31,721 ^円	26,659 ^円	84 [%]
	畑	15,381	11,952	78
地租	田	793	666	84
	畑	385	299	78

備考：『寢屋川市史』第 6 巻、102 ～ 103 頁より作成。

また、二十二年の田畑地価特別修正法では、枚方郡役所管内（茨田・交野・讃良三郡）では地価一一万二六〇〇余円が引き下げられ、地租二万七八〇〇余円が減額された（『枚方市史』第四巻 三三三、三三五頁）。水本村寢屋では二十二年の地価修正で、表 24 のように、田地で一六％、畑地で二二％の地価引き下げとなり、地租は田畑合わせて一一七八円から九六五円に二一三円の減租となった。それにもかかわらず、大阪府、とりわけ河内地方の高地価は依然として全国最高水準であった。明治二十四年に地価修正請願に関係していた代議士が発表した全国三府四二県（和泉）の地価調査によれば（『大阪朝日新聞』一八九一年九月二十日）、「我大阪府三箇国（摂津、河内、和泉）は田畑共に全国中の最高額なるが其三国中の最高は河内にて平均田地六十五円余、同畑地三十七円余全国中の最低額は山口県長門にて田地二十四円余、畑地三円余なり」であったという。このことが大阪府、とりわけ河内地方で地価修正運動が活発に行われる要因となった。初期議会の中で地価修正の請願が行われるが実現せず、結局、日清戦争後の明治三十一年十二月に政府が提出した地租増徴案と地価修正案が衆議院を通過し、貴族院でも可決された（『枚方市史』第四巻 三三二～四二頁）。この改正により、地価は修正により減額されたが、地租は五年間に限り田畑地租・郡村宅地地租は二・五％から三・三％に、市街宅地地租は二・五％から五％に増額された。その結果、北河内郡の、地価修正による減額は二万八四五七円、地租増徴による増額は一万一九六〇円、差引一万六四九七円の減租となった（『大阪朝日新聞』一八九九年二月二十日）。地租増徴問題をめぐっては、増租賛成派と反対派にわかれて対立がおこり、

第二章 経済

表 25 大阪府の自小作農家戸数（明治 24 年）

	自作	比率	自小作	比率	小作	比率	計
	戸	%	戸	%	戸	%	戸
摂津 7 郡	8,697	24.0	9,854	27.2	17,575	48.6	36,126
和泉 1 市 4 郡	7,517	29.4	9,235	36.1	8,855	34.6	25,607
河内 16 郡	9,807	21.3	16,942	36.7	19,209	41.8	45,958
合計	26,021	24.1	36,031	33.5	45,639	42.4	107,691

備考：『大阪朝日新聞』1891 年 12 月 20 日

北河内郡でも地主の間で意見が分かれたが（『枚方市史』第四卷 三四二頁）、帝國議會内では取引に終わり、地租増徴と地価軽減を組み合わせて法案が成立したのである。それにもかかわらず、明治三十二年地価修正は地租改正によって生じていた地獄的不均衡を一定程度是正することによって、高地価の地域に顕在化しつつあった矛盾を和らげる役割を果たした。

地主制の展開

明治十四年（一八八二）から十八年にかけての松方財政の時期に、農民層分解が急速に進行し、これを契機に土地の集中がすすみ、地主的土地所有が全国に拡大していった。近畿地方の小作地の割合（田畑合計）は、明治六年の三三・〇％から明治十六・十七年の四〇・二％、二十年の四五・五％、二十五年の四三・七％、三十年の四七・七％と拡大していった（安藤良雄編『近代日本経済史要覧』（第二版） 東京大学出版会 一九七九年 一六頁。なお、全国平均は三十年に四一・一％で近畿より若干低い）。大阪府の小作地率は、明治二十五年の五七・二％、三十年の五八・四％と近畿の平均に比べてはるかに高かったが（『枚方市史』第四卷 三三三頁）、府下でも河内地方における地主制の展開は急速であった。

表 25 は明治二十四年（一八九二）の大阪府下の自小作農家戸数を示したものである。自作農の比率は、摂津で二四・〇％、和泉で二九・四％であるのに対し、河内一六郡は二一・三％と最低である。また、表 5 は、同年の大阪府の小作地率を示してい

第一節 農業の発展と地主制

表 26 大阪府の小作地率（明治 24 年）

	自作地	小作地	小作地率
摂津 7 郡	11,117.8 ^町	13,771.2 ^町	55.3 %
和泉 1 市 4 郡	8,474.3	8,598.2	50.4
河内 16 郡	10,724.2	17,257.7	61.7
合計	30,626.2	39,627.1	56.4

備考：『大阪朝日新聞』1891 年 12 月 20 日

るが、摂津の五五・三％、和泉の五〇・四％に対して、河内は六一・七％と高い数字を示している。さらに、北河内地方の小作地率は三郡（茨田・交野・讃良）平均で、明治二十五年で六六・九％、三十年で六五・六％と、河内の平均より高い数字になっている（『枚方市史』第四卷 三三三頁）。茨田郡だけとってみれば、その小作地率は明治十六年に五九・一％、十七年に五八・七％、二十年に七四・二％、二十五年に七三・六％と、明治十七年から二〇年の間に急激に増え、明治二十年には七〇％を超えている（『門真市史』第六卷 二〇〇六年 五九頁）。この理由として考えられるのは、明治十八年（一八八五）と二十二年の水害である。

明治十八年六月に大規模な洪水が発生し、被害は茨田、讃良、交野、東成から大阪市にいたるまでの広い地域に甚大な被害をもたらした。この水害が農家に与えた影響は深刻なものであった。洪水直後の新聞記事は、農家の窮状について「今猶浸水地なる河内国茨田讃良の二郡并に東成郡北部の農民等の中に数町の田畑を所有するものもあるが其田も畑も水に埋れ只手元にあるは地券のみ然るに今此地券を抵当となして金を借入んとすれど更に貸呉るものもなく偶々之あるも三百円位の地所にて僅に三十円計より貸与せざれば地主の地券を抱きて只管歎息なし居る由」、「人民等は^{よんど}抛るなく皆堤防上の救助小屋にて救助を受け男子の年若き者どもは枚方決潰^{きれしよ}処工事の入夫に雇はれ往き老幼婦女子等は小屋にありて各自に相応の手職をなし居れり」と報じている（『朝日新聞』八月二日、八月十五日）。それから三年後の摂津・河内の農民の状態は「農家の困難」の見出しで以下のように報

第二章 経済

表 27 市域の地主(大正 10 年調)

40町以上	友呂岐村	1
20町以上	九個荘村	2
	寝屋川村	1
10町以上	九個荘村	5
	友呂岐村	3
	豊野村	2
	寝屋川村	1

備考：『寝屋川市誌』1956 年、454 頁。

じられている。「摂河両国の農家は現今に至り米価安くして肥料高き為の困難」を抱えており「去十八年の前にありて農家は当地市内の者より田畑を抵当として金を借入れ一時の融通をなせし者すくなからざりし」に、十八年の水害によって、「農家は債主に対し利子をさへ納むる能はず夫が為或は田畑を債主に流し或は他に売却して返済するものありしが爾来両三年打続て米価非常に安く之に反して肥料の騰き為追々田畑は債主の手に落ち現今の所にては百町歩に対し二十余町は市内債主の手に落し割合にて大抵の者は依然農作に従事して困難を加へんより寧債主の手に田畑を渡し小作人となるこそ気楽なれといふの感想を抱き今や続々債主に之を渡す有様なり」と、農民の困窮が一層すすんでいることがわかる(『朝日新聞』一八八八年三月一日)。

この結果、土地を失う農民が増え、農民層分解が急激に進んだのである。また、明治二十二年(二八八九)にも水害があり、農民の窮状はいっそう進み、納税が困難になるほど深刻化していた。明治十八年の水害のため浸水して収穫皆無となった茨田讃良両郡の八〇余カ村の農民は、「一時備荒貯蓄を借用して其年の納税を済し此返済法は翌十九年より廿三年迄即ち五箇年賦の約束にて昨年までは毎歳滞りなく之を返納し来たれるに又も本年に至りて水害を被りたれば同村民等は其年賦納を猶予し来る廿三年度に於て二箇年分を皆納することとなさんとの協議をなし」、府知事に納税延期の出願をした(『朝日新聞』一八八九年十二月七日)。

寝屋川地域を含めた河内地方の農民層分解は一八八〇年代前半の松方デフレの一般的影響を受けるとともに、明治十八年および二十二年の水害を契機に

表 28 各村の物産調査

	米の比率	その他の物産	調査年度
池田川	86%	大麦、菜種、実綿	明治 10 年
堀溝	77	水油、大麦、実綿、菜種、木綿綿、白木綿	同上
点野	75	菜種、木綿、大麦、木綿糸、木綿織	同上
太間	73	菜種、麦、綿、木綿糸、木綿織	同上
葛原	73	大麦、糯米、大豆	同上
池田中	70	大麦、菜種、糯米、実綿	明治 13 年
大利	69	大麦、菜種、実綿	明治 10 年
神田	68	菜種、糯米、大麦	明治 12 年

備考：『寝屋川市史』第 6 巻、104～110 頁より作成。

急速に拡大し、明治二十年代に全国でも有数の高い小作地率での地主・小作関係が成立するにいたったのである。

少し後の時期になるが、大正十年（一九二一）の本市域の一〇町歩以上の地主は、表 27 の通りであった。

四〇町以上の土地所有の地主は、友呂岐村に一名、二〇町以上は九個庄村二名、寝屋川村一名であり、一〇町以上は一名である。

農業と諸営
明治前期の寝屋川地域の生産の状況を、明治十年（一八七

業の状況
七）前後の物産調査からみてみよう（六巻一〇四～一〇五頁）。

表 28 は米生産の総生産額に対する比率とその他の主な物産品を示している。米の生産比率は、高い順に池田川八六％、堀溝七七％、点野七五％、太間七三％、葛原七三％、池田中七〇％、大利六九％、神田六八％である。大阪府下の米作比率の平均値が六五・五％であったことから考えると（『門真市史』第六巻 五四頁）、米作が農業の中心であったことがわかる。また、この表は米の他の生産物をその多い順に掲載しているが、これを見ると菜種・大麦・実綿が中心であることがわかる。商品生産の発展が寝屋川地域でも急速に進んでいたことがわかる。さらに、この中で綿糸・綿織物を生産している村は、太間、堀溝、点野であった。

次に、明治初期の諸営業の状況をみてみよう。明治十三年（一八八〇）

第二章 経済

表 29 堀溝村の諸営業（明治 2 年）（単位：人）

古銅古道具屋	22	絞油稼人	1
古手屋	14	檜職	1
商業并出シ店屋	3	牛博勞	1
竹屋	3	質屋	1
木綿屋	3	樽桶職	1
剣先	2	旅籠屋	1
紺屋	2	造焼酎	1
大工	2	御菓子屋	1
呉服屋	2		

備考：『寝屋川市史』第 6 卷、111 ～ 115 頁より作成。

の神田村の営業調べによると、米仲買五軒、白米雑穀小売三軒、醤油醸造一軒、質屋一軒、染物屋一軒、飲食煮売屋八軒、魚小売八軒、表具屋、湯ノミ屋一軒、菜種、綿仲買五軒、桶輪替営業二軒、古着屋五軒、餅小売二軒、豆腐小売二軒、幾櫛小売一軒、砂糖小売四軒、紙屑屋二軒、桶樽小売一軒、砂糖小売四軒、小売三軒、塩小売二軒、荒物小売二軒、綿打

表 30 堀溝村の営業者の多角化（明治 12 年）

村川清三郎（18）	質屋商	米雑穀仲買	白米雑穀仲買	青物干物仲買	炭薪仲買
	醤油小売	蠟燭鬚附商	下駄屋	荒物屋	灰屋業
	古道具商	古着商	酢小売	呉服反物商	靴屋商
	菓物小売	煙草小売	酒類卸小売		
池村勇三郎（8）	塩仲買商	糖仲買商	菜種綿種仲買	荒物屋商	靴屋商
	菓物小売	古道具商	酢小売商		
北川久三郎（7）	質屋商	綿仲買	菜種綿種仲買	紙仲買	古道具商
	銅鉄金物屋	白米雑穀小売			
樋本清八郎（7）	塩仲買商	炭薪仲買商	荒物屋商	竹問屋	材木屋商
	古道具商	金物屋商			
中村重五郎（7）	紙仲買	飲食屋	下駄草履屋	筆墨屋	書籍屋
	売薬	目洗薬			
池端留吉（6）	綿仲買商	菜種綿種仲買	綿打業	古道具商	古着売買
	川漁業				
西村市造（6）	質屋業	綿仲買	炭薪仲買商	布木綿屋商	醤油小売
	古着売買				
池村源七（5）	塩仲買商	呉服反物屋	醤油小売	醤油造	小車
村川弥五郎（5）	米雑穀仲買	糠仲買	呉服反物屋	古道具商	古着商

備考：『寝屋川市史』第 6 卷、116 ～ 131 頁より作成。括弧内は兼営している営業数。

三軒、紙小売二軒、履物小売二軒、呉服太物小売四軒、新古道具屋四軒、干物、青物、菓物小売十七軒、動物山売一軒、蒟蒻小売一軒、炭薪小売一軒、男理髮床二軒、貸物損料屋一軒、他に古物商営業二軒、新古道具五軒、であつた（『市誌』一九五六年 四七五～六頁）。某種・綿・米などの仲買が存在しているのが、目に付く。

また、堀溝村の場合、明治二年（一八六九）と明治十二年の営業調査があつて、十年間の變化がわかる（巻 一一一～三〇頁）。表29によれば、明治二年では、七二人が七三軒の営業を行っているが、古銅古道具屋が二軒、古手屋が一四軒、藥屋一四軒が主なものであり、その他では竹屋二軒、紺屋二軒などであり、いまだ江戸時代のなごりをとどめている。一方、十二年の調査では、営業軒数が一九六軒と二・七倍に激増するとともに、古道具屋、古手屋が減少し、米穀仲買商、綿仲買商、某種綿種仲買商、白米雜穀小売商、茶商、布木綿商などが登場し、しかも、一人でいくつもの商売を兼ねている場合が多くなっている。営業者の数は七三人であり、明治二年とほとんど同じである。つまり、同一人物が手を広げて種々の營業に従事するようになったのである。一つの營業だけを行っている者の数は三五名であるが、二つは一名、三つは一名、四つは八名、五つ以上は九名である。表30は、五つ以上の營業を兼営している九名のリストである。商品生産・商品流通の發展を反映して、綿・某種・米・塩・紙などの仲買に従事している営業者が目に付き、また三名が質屋業を営んでいる。商人の流通面・金融面での力が増大していることがわかる。

同業銀行 の設立

寢屋川地域に誕生した銀行として同業銀行がある。明治二十九年（一八九六）七月十七日に、藤井健治郎、安井純夫、安井貞吉らは、寢屋川村堀溝に資本金五万円で同業銀行の設立を計

画し、発起願書を大阪府庁へ提出した（『大阪朝日新聞』一八九六年七月十八日）。設立免許を得たのは三十年五月二十一日であり（『大阪朝日新聞』一八九八年二月十八日）、設立当初の頭取は平池昇一、副頭取は藤井健治郎であった。平池昇一は二十九年八月に河内銀行の頭取に就任していた人物である（『枚方市史』第四卷 二四〇頁）。三十一年に平池昇一が辞任して藤井健治郎が頭取に就任した（『大阪朝日新聞』二月二日）。三十三年に役員改選があり、藤井健治郎が再び専務取締役頭取に選任されている（同 八月八日）。

営業報告書（『大阪朝日新聞』掲載）により、同栄銀行の経営状態をみてみよう。三十二年から三十三年にかけては黒字経営で一〇％の配当をしていたが、三十三年から三十四年にかけての金融恐慌の影響をうけて、三十五年から三十八年まで赤字が続き、配当なしの状態が続いている。同栄銀行への影響は不明であるが、当時、堺市・大阪市の銀行の支払い停止が続発し、その影響が河内地方にも波及して、取り付け騒ぎが頻発したという（福山昭「明治後期の地方銀行と景気変動」『大阪教育大学紀要』第二〇巻 第Ⅱ部門 一九七一年 八二～三頁）。三十九年の第一七期営業報告書には、二万五〇〇〇円の株式消却金で前期繰越損失金を補填し、五％の配当をしたことが記載されている。大正三年（一九一四）六月の第三四期営業報告書では、当期損失は一万四一二円であり、再び経営が悪化したことがわかる（『門真市史』第五卷 二九八頁）。それ以降の同栄銀行の状況については不明である。

同栄銀行は、寝屋川本店の他に庭窪村に佐太支店、守口町に守口支店を設置していた。さらに、寝屋川地域では、摂河銀行が友呂岐村に平池出張所を構えていた。

勸農政策
の展開

初期の勸農政策は殖産興業政策の一環として、主として西洋式大農法の模倣的移植という形で内務省によつて推進されたが失敗に終わり、明治十四年（一八八一）に設立された農商務省により、「老農」を起用して農談会・共進会を開催して在来農法を普及・改良し、また同業組合準則を制定（明治十七年）して小生産者・商人を組織する方向へと転換した。この過程で、農談会が全国農事会に發展し（二十七年）、農会法（三十二年）・農会令（三十三年）が公布され、明治四十三年（一九一〇）には全国農事会が改組され系統農会の中央機関として帝国農会が成立する。これは政府による農業への統制が強化される過程でもあった。

全国で初めての農談会は、明治十四年（一八八一）に東京浅草本願寺に一二〇名の老農を集めて行われた。寢屋川周辺では、明治十六年三月に茨田・交野・讚良三郡第一回農談会が開催されている。その報告書によれば（六卷一四三頁）、この会は「三郡ノ老農篤志者ヲ持テ會員ニ充ツルモノトス」とし、趣旨として「農業之改進ヲ勉メ物産ノ蕃殖ヲ図リ、国家ノ鴻益ヲ益スルハ目下ノ急務ナリト雖トモ、其方法一ニシテ足ラス、然レトモ御国民タルモノハ奮興^{こた}ニ注目セサル可ラサルノ秋ナリ、故ニ先ツ老農篤志者ヲ集會シ、耕耘・培養・撰種交換・農具改良等、各地風土ノ異同ニ応シ各自ノ經驗ニ照シ其利害得失ヲ論シ、善良ノ方法ヲ求メ之レヲ実施シ、漸次国益ノ歩ヲ進メント欲ス」と、老農の貴重な経験を交流して農業生産の改良を図ろうとするものであった。このとき話されたテーマとしては、大小裸麦の培養の方法、菜種栽培の方法、肥料種別施用の方法、稲作苗代の整地および稲苗^{そうわう}挿秧の方法、煙草培養の方法などがあげられている。しかし、農談会の地域での設立はあまり進まなかつたようで、十七年五月に枚方郡役所は農談会の設立を強く勧奨してい

る〔枚方市史〕第十一卷 一九七七年 一三三頁。この順達は「已ニ部内ニ於テモ昨十六年之ヲ創立セシト雖トモ、其組織ノ宜キニ適セザルガ為メ、期スル処ノ結果ヲ見ルヲ得ザリシニ」と述べて、交野郡・茨田郡での設立の動きを歓迎し、「各村ニ於テ可成篤志者ヲ勧誘シ、速ニ開設ニ至リ候様御斡旋」と速やかな設立を勧めている。

このような動きを受けて、明治十七年（一八八四）には讃良郡農談会が設立された。その「規約」によれば（六卷一四五～六頁）、「本会ハ、農業篤志者ヲ以組織シ、農事ノ経験智識ヲ交換シ利害得失ヲ講究シ、該業ノ改良進歩ヲ図ルモノトス」（第一条）とされ、特別会員と通常会員の二種に分けられ、会の経費は特別会員が負担することになっていた。また、適宜数村で「小部会」を開催できることも規定されている。

共進会に関しては、明治十六年（一八八三）十月に茨田・交野・讃良郡町村聯合麦菜種共進会の開催が決定された〔枚方市史〕第十一卷 一二九～三〇頁。その趣旨は、各地で共進会・集談会が盛んに行われているが、当地方では仕事または旅費の関係で参加できる人が少ないので、「来明治十七年、茨田・交野・讃良三郡町村聯合会麦及菜種ノ共進会ヲ、茨田郡枚方駅ニ於テ開設」するということなのであった。

明治十九年（一八八六）八月二十日から二十二日にかけて、河内国茨田郡菜麦品評会が門真村で開催された〔門真市史〕第五卷 二二九～四〇頁。さらに、二十年三月には茨田・交野・讃良三郡の農産物製作品品評会規則が制定されている。その目的は、「本会ハ部内ノ農産物並ニ製作品ヲ蒐集シ、改良進歩ノ度ヲ比較シ、之ガ優劣ヲ定メ、倍其業ヲ拡張セシムルヲ以テ目的トス」となっており、毎年二回以内開催するとしていた〔門真市史〕第五卷 二四一頁。この規則にもとづいて、明治二十年九月に三郡品評会が開かれた。出品人

数は、小麦八三人、大麦裸麦四六五人、菜種四八七人、總計一〇三五人という大規模なものであった（『門真市史』第五卷 二四三―七頁）。

河内三郡においては明治二十七年（一八九四）には各町村に農会が設置されていた。新聞記事によれば、「府下茨田（二箇町十二箇村）交野（十二箇村）讃良（六箇村）三郡にては全く村農会の組織成りたるに付今回郡農会を開設し不日知事の認可を得るまでに運びたる由」とし、来月上旬に枚方町で発会式を行う予定と報じている（『大阪朝日新聞』一八九四年九月十六日）。この農会は農会法（三十二年發布、三十三年施行）による農会ではなく、府知事の認可を得て設立されたものである。大阪府農会は二十八年七月に組織され、同年九月二日に第一回府農会が開催された（『枚方市史』第四卷 三一六頁）。この時期の農会は、「篤志者をもって組織された農談会とは別に、農事の改良・發達を目的としてもうけられた」（同 三二七頁）と考えられている。

農会法にもとづく農会は、「部落共同体的規制を内的構成分とした地主的ヒエラルヒーを行政機構外郭に編みこんでゆく政策の脊骨」（井上晴丸『日本資本主義の發展と農業及び農政』中央公論社 一九五七年 一二二頁）であり、農業の官僚的統制のテコであった。農会令では、会員資格の財産上の制限は設けられず、地主・自作・小作が加入でき、国庫補助金が与えられた。

本市域では、明治三十九年（一九〇六）三月に豊野村農会が設立された。会則では、「農事ノ改良發達ヲ図ルヲ目的トシ」として、一、種芸の改良發達、二、畜産の改良發達、三、副業の改良發達、四、農産物の調製・荷造及び貯藏、五、耕地整理・灌漑及び排水の奨励、六、農事の調査・統計、七、農家の風紀及び勤儉貯蓄、八、生産品の販売及び肥料・農具・種苗購入の斡旋、九、産業組合の發達奨励、の九項目を事業とし

てあげている（六卷一六〇～四頁）。

耕地整理

明治三十二年（一八九九）に耕地整理法が成立したが、これは耕地の形態の変更を主たる目的としていた。四十二年に耕地整理法は改正され、灌排水施設の改良を中心とする土地改良事業となった。耕地整理については「官が乗りだした農事改良施設のなかで、もっとも目ぼしく、重要な地位を占めるもの」との指摘がなされている（前掲『日本資本主義の発展と農業及び農政』二二二頁）。全国で実施された耕地整理は、三十三年には一七カ所、七三五町であったものが、三十六年には一六二箇所、六四一九町、三十九年には五四一カ所、三万三七六三町と激増している（『大阪朝日新聞』一九〇七年六月二十五日）。

九個荘村神田において実施された耕地整理は、大阪府下における耕地整理の嚆矢であるといわれる。神田地区の耕地整理は明治四十年（一九〇七）に工事に着手し、四十三年に完了した。神田地区は「乾湿田相錯綜し、乾田は自然灌漑の便なく総て水掻車を使用せざるべからず。湿田は二毛作をなす事を得ず。而して田区狭小不正形にして、道水路の配置亦不完全なる等、農業経営上遺憾の点少なからざりしなり」という状態であったが、郡当局の勧奨により、同村の有志一〇余名が京都府乙訓郡羽束師村^{はづかし}の耕地整理を实地見学し、八〇余名の地主の同意を得て実施したという。耕地整理の結果、二毛作の土地が一七町二反五畝増加し、従来水車を使って灌漑していたのが自然に給水できるようになった。この結果、米の生産額は一〇六石、麦の生産額は五一三石増加した。さらに、米麦作に費やす労力も軽減され、節約された労力は地区外における梨の栽培への就労、あるいは藁仕事・日稼などの副業に利用されるようになった。この事業に要した費用は一万九五三九円（内補助金三四〇円、地主負担額一万四五七〇円）であったが、一万四〇〇〇円を大阪農工銀行

第一節 農業の発展と地主制

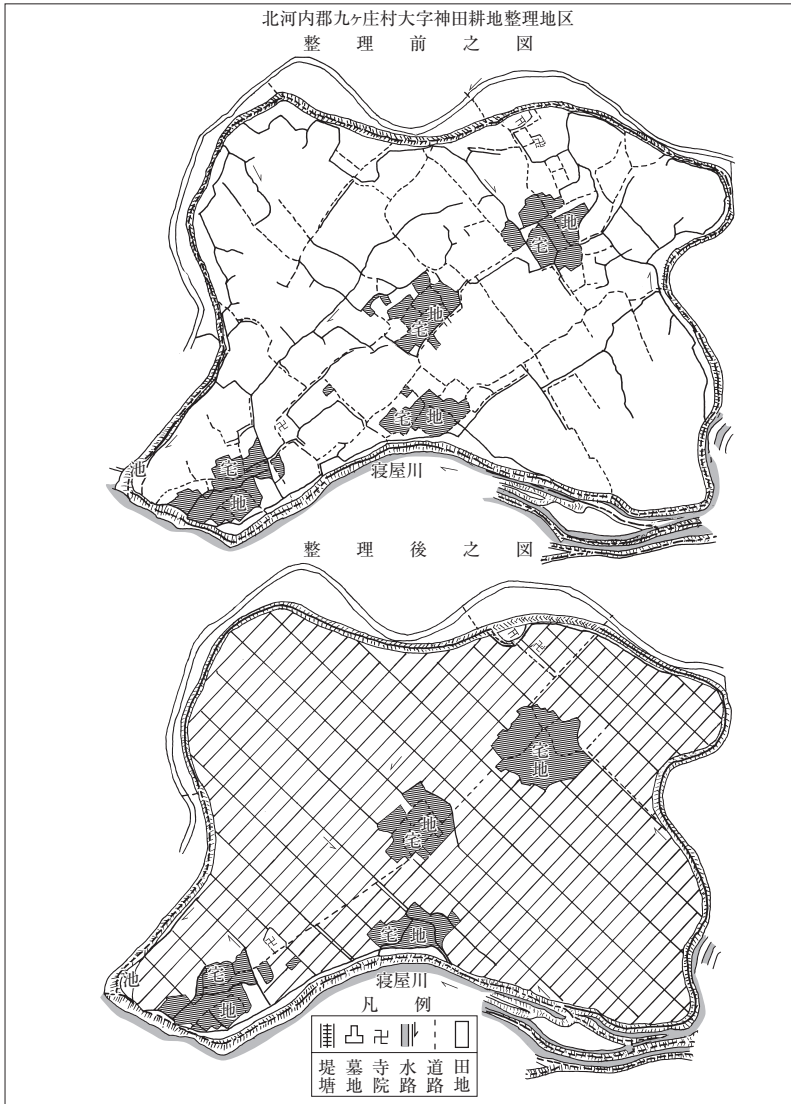


図8 九個荘村大字神田の耕地整理

備考：大阪府内務部『耕地整理事業成績一斑』（1915年）よりトレース

より借り入れ、後に日本勧業銀行の低利の融資に借り換えをしている（六卷五〇八―一一頁）。このように神田の耕地整理事業は大きな成果をおさめ、地主層を中心とした農民に大きな利益を与えるものとなった。このように、耕地整理は、補助金や日本勧業銀行を通じた資金投下により、「いわゆる補助金政策の大宗」（前掲『日本資本主義の発展と農業及び農政』二三二頁）として政府の官僚的農政の重要な一環となった。

第二節 京阪電鉄の開通と地域社会の変貌

京阪電鉄 明治四十三年（一九一〇）四月十五日、京阪電気鉄道（京阪電鉄）は大阪天満橋と京都五条大橋の創立

の間で営業運転を開始した。それ以前には、京都と大阪を結ぶ交通機関としては、淀川の定期船と明治九年に開通した東海道線があったが、もともと利用されていたのは淀川汽船の川蒸気船であった。

川蒸気船は汽車に比べてスピードでは劣るが（京阪間を汽車は普通で八〇分、汽船は上り六時間下り三時間）、運賃の安さ（汽車は普通三等で四〇銭、汽船は下等一五銭）により、汽車に対して貨物だけでなく旅客輸送でも需要を維持していた（『三木理史「水の都と都市交通」成山堂書店 二〇〇三年 五七頁、京阪電気鉄道株式会社史料編集委員会編『鉄路五十年』一九六〇年 五七―五八頁）。この川蒸気船は、京阪電鉄の開通により旅客が激減し、「僅かに荷船の曳船として昭和十八年頃まで余命を保っていたが、トラックの発達と共に姿を消した」という（『市誌』一九五六年 四九七頁）。

京阪電鉄が開通するまで、寝屋川地域の交通の便はよくなかった。当時の新聞にはこの点について、「本

郡（北河内郡）は、（中略）生産事業殊に農業に於ては明治三十五年以来大日本農会より模範郡として指定」されているが、「不幸にして交通機関が欠如して居る為思ふ存分に対外的発展の出来ないのは如何にも残念だ現在では郡の東南隅を貫通する関西線の一部と暗車付の三十石宜しくと云ふ淀川汽船の外に大量の貨物を運ぶ機関がない」（『大阪朝日新聞』一九〇八年六月十七日）と述べている。ここで「関西線の一部」といわれているのは現在のＪＲ片町線（学研都市線）のことであり、明治三十一年に四条畷と長尾間が開通して、水本村を通っていた。しかし、単線のうえに停車駅が遠く星田村にあったので、淀川沿岸地帯の住民には恩恵が少なかった。その意味で、京阪電鉄の開通は寝屋川地域にとって画期的な出来事であった。

京阪電鉄の設立には前史がある。明治二十八年（一八九五）に、洪沢栄一、佐分利一嗣、渡辺嘉一などの東京の実業家が、京都七条・敦賀間の京北鉄道と、京都岡崎・大阪野田間の近畿鉄道を出願した。京北鉄道は京都・大津間の一部許可となったが、近畿鉄道は官線（東海道線）と並行しているという理由で認められなかった（中西健一『日本私有鉄道史研究』ミネルヴァ書房 一九七九年 二七九頁）。その後、三十年六月に、京北鉄道は資本金を三二〇万円から一一〇万円に減額し、近畿鉄道は解散した（『東京経済雑誌』第八八〇号 一八九七年六月十二日）。しかし、京阪間の鉄道については、洪沢栄一他一六名が再び京阪鉄道として出願しており（『大阪朝日新聞』一八九七年四月二十一日、三十二年四月十一日に京北鉄道（専務取締役・由利公正）と京阪鉄道（創立発起人総代・洪沢栄一）が合併して新会社は「京阪鉄道」と称した（『東京経済雑誌』第九七五号 一八九九年四月二十二日）。同社は、三十二年六月、大阪府庁に対し府下の天満橋から北河内郡長尾村までの実地測量を出願したことが新聞記事でわかる（『大阪朝日新聞』一八九九年六月八日）。京阪鉄道は明治三十三年

第二章 経済

表 31 京阪電気鉄道出願一覧

名称	申請 年月日	線路 起点	同 終点	同 哩程	工費	発起人
京阪鉄道	36. 3.13	玉 造	二 条	37 哩 39 鎖	5,000,000	渋沢栄一、大蔵喜八郎、佐分利一嗣外 6 名
畿内電気	36.11. 9	高麗橋	五条大橋	30 哩 66 鎖	3,000,000	今西林三郎、伴直之助、村野山人外 11 名
京阪電車	36.11.19	末吉橋	五条大橋	31 哩 14 鎖	3,500,000	土居通夫、阿部彦太郎、浅野総一郎外 5 名
京阪電気	37. 3.30	玉 造	妙法院前	28 哩 42 鎖	3,800,000	馬越恭平、井上敬次郎、佐分利一嗣外 6 名
京都電気	38.10.18	京 都	玉 造	26 哩 52 鎖	3,600,000	社長 高木文平
京阪電気	38.11.10	高麗橋	五条大橋	30 哩 30 鎖	3,500,000	家村寛太郎、小山彦亮、天川三蔵外 5 名
大阪電気	39. 2. 1	相生町	七 条	32 哩	5,000,000	七里清助、森本清兵衛、松村敏夫外 14 名
近畿電車	39. 5.11	大 津	梅 田	52 哩 39 鎖	5,700,000	由利公正、松平正直、野田豁通外 27 名

備考：『大阪朝日新聞』1906 年 6 月 28 日

三月十五日に仮免許を得て、一度は有効期限の延長を認められたものの、本免許の申請ができなかったため、三十五年十月十五日に仮免許は失効した（六卷四三六～七頁）。

明治三十六年（一九〇三）以降、京阪間の電気鉄道の敷設出願は多数にのぼった。表 31 は三十九年時点での京阪間電気鉄道出願一覧であるが、八件もの出願が確認される。三十九年七月段階には、「京阪電気鉄道は今西林三郎氏外十三名の出願せる畿内電気鉄道を中心とし渋沢栄一氏外八名の京阪鉄道馬越恭平氏外八名の京阪電気鉄道と合同して刻下発起認可を得べき形勢あり」との報道のように、畿内電気・京阪鉄道・京阪電気の三者が合同して畿内電気の名称で許可申請がなされたようである（『大阪朝日新聞』一九〇六年四月二十四日および七月十一日）。他の出願者の動きについては、「此の他同一線路の出願者五派の銘銘とも互譲の黙約成立せし如くにて右に対する反抗の声を聞かざりし（後略）」と報じられている（『大阪朝日新聞』七月十一日）。

畿内電気が軌道条例に準拠して電気鉄道敷設の申請をしたのは、明治三十六年（一九〇三）十一月九日であったが、三十九年八月二十五日に認可された（『門真市史』第五卷 三四三～五〇頁、六卷四三八～四一頁）。許

可まで三年近くかかった要因として、すでに開通している京都・大阪官線と競争関係になることが懸念されたこと、および政府は鉄道路線をすべて国有とする基本方針を捨てておらず、しかも当時鉄道国有化法の制定に躍起となっていたこと、があげられている（前掲『鐵路五十年』六〇頁）。このとき認可を促進する役割を果たしたのが、発起人の一人で創立後の京阪電鉄の取締役になった岡崎邦輔である。岡崎は、親密な関係の原敬が、軌道特許の権限を握る内務大臣として第一次西園寺内閣に入閣したこともあり、「岡崎邦輔氏を始め政友会系統の有力者の躍気運動に依つて、当時中央俱樂部に属した白井哲夫氏等とも提携し」、ようやく許可を得たといわれる（太田光熙^{みつひろ}『電鉄生活三十年』一九三八年 一一頁）。

京阪電鉄の 明治三十九年（一九〇六）十一月十九日、東京商工会議所で京阪電鉄の創立總會・取締役会線路建設

が開かれ、専務取締役に渡辺嘉一が選出された（前掲『鐵路五十年』六四～五頁）。京阪の特許線は軌道条例によっているために道路上に軌道を建設することが原則とされていた。そのため、京街道など古くからある街道の上を行く併用軌道がきわめて多かった（前掲『鐵路五十年』六七頁）。創業時に総務課長として入社した太田光熙はこの点について「起点の大阪高麗橋東詰から京都の五条大橋東詰まで、その大部分が道路併用であり、特に大阪方面では野田橋から守口に至る間は淀川の堤防に沿ひ、京都方面では淀から伏見に出る間は、旧鳥羽街道に沿っていたので、殊に紆余屈曲が甚しかった」と回想している（前掲『電鉄生活三十年』一六頁）。さらに、太田は「今から見れば沿線中の香里から枚方方面などは、一直線に東口へ抜けるとか、或は守口―枚方間を一直線につなぐとかの方法もあったと思ふが、何分併用道路を本則とするものであるから、中々容易に官庁の諒解を得難かった。全線の内線路の選定で一番困難を感じたのは牧野付近で、

設計協議で六ヶしい問題を起したのは、寝屋川、香里、東福寺付近であったやうに覚えている」とも述べている（前掲『電鉄生活三十年』一七頁）。併用軌道を削減して迂回を減らすために、主務官庁に対し一〇数件の変更申請をしたが、鉄道省出身の太田と岡崎邦輔取締役のとりなしにより、最初の特許線から併用道路の三分の二を削ることができたといわれる。

本市域の線路の選定では、当初東線と西線の二案があったようである。当時の新聞によれば、明治四十年（一九〇七）四月段階で、北河内の大部分は予定線路が確定しているが、「但寝屋川村の木田より友呂岐村の郡に至るの間には尚査定中のものあり」として、東通過案は「秦より入り国松を西へ三井を経て郡の西方」まで、西通過案は「平池より直に郡」へというものでその時点では「東線は西線に比し延長稍遠けれど交野街道に沿ひ関西鉄道の乗客を吸収するの利益ありとて望みは之に属せらるると聞く」と東線が有力であったようであるが（『大阪朝日新聞』一九〇七年四月十五日）、結局、西線が採用された。

迂回を減らすための線路変更に関しては、四十年七月と四十二年十二月に線路変更願が出されている（六卷四四五～六頁）。四十年の時は、寝屋川村木田から友呂岐村郡に至る特許区間を新設軌道に変更することと申請したものである。その理由としてあげられているのは、「其方向大体迂回ニ過クル」という点と、豊野村字国松付近の道路で橋梁取付のため堤防を建設する場合、沿道の村落の反対が予想されること、および、道路は堤防上にあり、それに沿って前川という急流が流れているため道路の拡張は困難であること、などであった。四十二年の時は、四宮村上島頭から寝屋川村木田までの区間を「其屈曲迂回甚敷軌道敷設上困難罷在候」という理由で軌道変更したいというものであった。なお、京阪開通の一五年後の大正十四年（一九二五）

にも、寢屋川―萱島間の一部併用軌道を新規軌道に変更する申請が出されている（六卷四四八―九頁）。

その後、電車の高速化、安全性の確保のために専用軌道化の必要性が高まり、昭和三年（一九二八）に樟葉付近約一・八キロメートルを専用軌道化、続いて同六年七月に門真―萱島間の併用軌道部分計三区間二・五キロメートル、枚方東口―光善寺付近計一・五キロメートルの専用軌道化を行った（高山禮蔵^{れいぞう}「線路改良のうづりかわり」『鉄道ビクトリアル』第四二七号 一九八四年一月 八五頁）。これら区間の移設工事は路上の軌道を片側に寄せ、道路と鉄道敷を分離しただけで、カーブの直線化などの改良はなかったものの、安全性はかなり向上したという。門真―萱島付近は線路が道路沿いを走り、路面時代の面影を残していたが複複線高架化でその光景も一変した。

軌道用地の買収は順調に進んだ。新聞は「同社敷地用地に関する土地所有者との交渉は、全線路に対する約五分の一丈は相談済となりたるが、残部に対しては先づ大阪府の北河内郡より始むる予定にて、近日の枚方町以西の地主と交渉を開始する由」（『大阪朝日新聞』一九〇八年八月四日）と、北河内郡の買収の開始を報じた。同郡の土地買収は明治四十二年（一九〇九）三月までには完了し、四十三年九月末には全体で買収率九九・四％となり、ほぼ完了した（『京阪電鉄第五回・第六回營業報告書』一九〇九年三月三十一日、九月三十日）。

当時、枚方町においては「京阪の中央に当り大遊園の計画もあり山手の景色佳き処は別荘地として大半は大阪人士の手に歸したる事とて地価騰貴し目下宅地一坪七八円景色ある山又は畑等は三四円の相場にして何となく活況を呈し」ており、会社も買収上多少の困難を予期していたが、「同町にては将来の發展上会社に待つ処多しとて会社の申出通り宅地四円田地二円と云ふ廉価を以て買収に応じ（後略）」と、京阪は比較



写真 13 開通した京阪電車（平池研氏提供）

的安く用地を購入することができたという（『大阪朝日新聞』一九〇九年二月三日）。

線路建設は明治四十一年（一九〇七）十月から始まり、四十三年二月には天満橋・塩小路間が、三月末には塩小路・五条間の疎水堤防上変更工事も竣工して、全線の軌道敷設が完了した。

本市域では、開業当初から萱島、寝屋川、香里の三駅が設置されていた。乗車運賃は、京阪間が四〇銭であり、全線を八区に分けて一区五銭と定めた。ちなみに、寝屋川・天満橋間は二区一〇銭、寝屋川・五条間は六区三〇銭であった。

京阪電鉄は、開業とほぼ同時に電気事業も開始した。会社が申請した電力供給および電灯事業の願書に対し、明治四十三年（一九一〇）に認可があり、翌四十四年十月十三日から、第一期電気供給区域として、森小路・香里間の守口町他三カ村に電灯送電し、営業を開始した。その後、次々と供給区域を拡大し、大正二年三月末の点灯区域は、五郡二八カ町村、点灯数八八八八灯となった。寝屋川地域における電灯供給は、明治四十四年下半年期において、九個庄村五七灯、友呂岐村一五九灯、寝屋川村六六灯であり（『京阪電鉄第十一回営業報告書』一九一二年三月三十一日）、その後急速に電灯が普及していった。

香里遊園地

開業当初、京阪電鉄の営業成績は振るわなかった。開業前の試運転から事故が連続して起こり、当時の新聞

は「昨月中旬開業以来、日々衝突脱線停電等あらゆる不体裁を頻出せしめ、数千の乗客に危険と不快を感じしめ、従って収入は予定の半にも達せざる有様」と「危険なる京阪電車」の見出しで報じている（『大阪朝日新聞』一九一〇年五月十七日）。この結果、三〇両の車両のうち五両は故障と事故のため使えなくなり、乗客の伸びも悪く、一部の区間では日中に空車に近い電車が走ることもあったという（前掲『鉄路五十年』八六頁）。沿線地域は当時農村地帯で、通勤・通学需要もあまり多くなかったので営業成績が悪かったのもやむを得ない面があった。そのため京阪電鉄は経営の多角化をはかり、収益の向上を目指そうとした。その中心が、住宅開発と電気事業である。

香里の開発については、京阪電鉄の開通以前に地元で動きがあった。当時の新聞には「北河内の将来」と題し、遊園地設置の計画と同地が別荘地として有望であるとの記事が掲載されている。その記事では地元の南源兵衛等の遊園計画について「此の辺一帯は御所山、八幡山、白山など丘陵起伏して遠く枚方に互り遠靄の間淀川の素練を布けるを下瞰するなど遊園地には持つて来いの所、土地の素封家南源兵衛氏等が早くも此処に遊園設定を企てつつあるはよき思ひつきといふべし、電車開通の暁には何れも別荘軒を並ぶるに至るべく大阪市の起点を距る八哩余り格好の地とや謂はまし」と紹介している（『大阪朝日新聞』一九〇七年四月十五日）。この報道のように、四十年十月に前述の南源兵衛を含めた地元の有志六一名は、香里に遊園地を造るため「遊園期成同盟会」を結成した（『市誌』一九五六年 二七四～六頁）。しかしこの遊園地計画は実行されなかったようである。京阪電鉄の開業後、友呂岐村の南吉平から会社友呂岐神社の付属地六〇〇〇坪を購入しないかとの提案があり、当時の専務取締役桑原政は重役会で十分な了承を得ないまま遊園地の経営を計画して、



写真 14 香里園菊人形（京阪電鉄提供）

友呂岐村内の土地約二万八〇〇〇坪を購入したという（前掲『電鉄生活三十年』四一―二頁、前掲『鉄路五十年』九三頁）。会社はこの土地に桜・楓・牡丹・山吹などを植えたほか、梅園・菖蒲園・小運動場などをつくり、二軒の小料理屋と大衆作家の村上浪六が経営する浪六茶屋を設けた。四十三年春に遊園地は開園したが、客の入りは悪かった。そこで、当時東京の両国技館で評判の菊人形を始めることになり、第一回は同年十月から二カ月間開催された。会社は電車往復乗客は入園無料とするともに、新聞広告を出し、京阪神の知名人、道頓堀の俳優などに招待券を配った。明治初年以來、関西で初めての菊人形というので、当初は非常な

人気を呼んで連日満員の盛況を呈したという。翌四十四年に第二回目が開催され、京都からの観客誘致のために石鹼販売元と提携して、石鹼のセツト箱を買った人には京都・香里間の無料乗車券を進呈するなどの策をとったが、営業成績は昨年の域には達しなかった。

香里周辺の開発については開業直後から種々の意見があったが、結局、明治四十四年（一九一）二月に就任した田邊貞吉社長のもとで、香里を住宅地として開発することを決定し、四十五年三月、遊園地関係の土地三万五八〇九坪を四万円で売却した（前掲『鉄路五十年』九五頁）。これは遊園地経営による香里の将来の発展を当て込んでたくさん土地を思惑買っていた人々を憤慨させ、なかには強硬な抗議をしに来る人もあったという。香里で始めた菊人形については、枚方に

移して開催することにし、このために枚方駅付近に三〇〇坪の土地を買収した。こうして第一回枚方菊人形は、大正元年（一九二一）十月六日から十一月二十五日まで開催され、「ひらかた菊人形」として一躍名声が広がった。

香里住宅 地の開発

会社の沿線開発の方針は、定期乗車券の割引、借家の経営、土地家屋を抵当とする資金貸し付けなど、沿線居住者の拡大をめざすものであったが、会社独自で住宅地開発を積極的に行うというものではなかった。大正元年の営業報告書には「貸屋経営資金ノ貸付ハ当期ニ至リ森小路、守口、寝屋川、光善寺、枚方、淀等ヨリ申込者アリテ沿道移住者漸次増加ノ趨勢ヲ呈セリ」（『京阪電鉄第十二回営業報告書』一九二二年九月三十日）とあるが、社史にもあるように「土地経営に対する会社の態度は、会社創立の直後、香里園を中心とした経営に着手した時期があったが、予期の成果があがらなかったのと、開業後の全般的営業不振も関連して、せっかく入手していた土地まで手放してしまったので、その後土地経営についての事績には、空白に近い時期がつづくことになった」（前掲『鉄路五十年』一八九〇頁）という状況であった。会社の香里所有地は、万成社と大阪天王寺の伏見善治郎に売却され、さらに伏見はその土地を香里園土地建物会社に売却した（『市誌』一九五六年 二七四頁）。香里園土地建物会社は大正八年十二月に資本金三〇〇万円で設立された会社であるが（玉置豊次郎「大阪の発展と土地会社の功績」『日本建築学会論文報告集』第五七号 二九四頁および『大阪朝日新聞』一九二〇年一月十一日）、上水道の建設に失敗して事業は途中で挫折し、大正九年に同社は帝国信託と改称して所有土地の分譲だけを業とするようになった。大正十年時点で、帝国信託の所有地は七万一九〇三坪であった（前掲「大阪の発展と土地会社の功績」二九四頁）。当時は桜の頃に花見客が集まる



写真 15 香里遊園（京阪電鉄提供）

程度で、住宅地としては一向に発展しなかった。

ところが第一次世界大戦とその後の一時的景気は、大阪を中心とする各私鉄沿線の居住者を激増させ、郊外住宅地と呼ばれるこれらの地域に住居を構えることが都市居住者のあこがれとなるような風潮さえ生じてきた。とくに阪急（旧箕面有馬電気軌道、明治四十年に阪神急行電鉄と改称）が、池田、桜井などで大規模な住宅地開発を開始し、さらに西宮北口を始め六カ所で大規模な住宅経営を行ったことに影響を受けて、関西の各私鉄は相次いで住宅地経営に力を入れるようになった（川名吉エ門他「阪神地域における私鉄経営を中心とした住宅地開発について」『日本建築学会論文報告集』第五七号 一九五七年七月

二八九～九〇頁）。京阪電鉄も大正八年以降、あらためて土地・住宅事業に取り組むようになった。会社は、淀川右岸に新線を建設したが（新大阪、現在の阪急京都線）、沿線地開発の目的で土地家屋経営の計画を立て、吹田・茨木・高槻・山崎および桂付近で約二四万坪の土地を買収した。その直後にこの土地の一部を譲渡して得た四万九千円余の収入が、同社の土地収入の最初のものであったという（前掲『鉄路五十年』一九〇頁）。

大正十年（一九二一）に香里に上水道を敷設するとして、芦屋土地から京阪電鉄に八万円の融資申し込みがあった。会社はこの申し出に応じたので、芦屋土地は帝国信託の所有地を買収し、本格的に香里の

住宅地開発に着手した。同社はまもなく浪速土地会社と商号を変えて事業を進めたが、大戦後の反動恐慌の影響で結局成果をあげられなかったという。京阪土地会社は、千里山およびその周辺の所有地を基として土地経営をおこなうために、大正十二年（一九二三）四月に設立された京阪電鉄の傍系会社である。京阪土地は香里の浪速土地を合併して十三年にはその所有地は約五万坪となり、業績も順調に伸びて年六分から七分の配当を続けた（前掲『鉄路五十年』一九〇～一頁）。京阪土地は香里において、懸案の上水道を木屋を水源として約一五万円をかけて完成させた。大正十三年九月以降、土地の買収も進め、まず今の成田不動尊の付近まで一万五〇〇〇坪を手に入れ、その後一年半かけて一〇万坪の土地を買収した。さらに、郡から国松まで六万坪の土地を入手しようとしたが、三井部落の反対で不調に終わったという。水道の完成とともに香里園は住宅地として本格的な発展を開始することができた（『市誌』一九五六年 二七四頁）。

京阪電鉄は昭和三年（一九二八）三月に京阪土地を合併した。昭和二年九月末時点で、京阪土地の所有地合計は三〇万一千八百三坪であり、本市域では友呂岐村が二万九千二百三坪（内水道用地一千九坪）、豊野村が八〇五六坪であった（『京阪土地株式会社第十八期営業報告書』一九二七年九月三十日）。すでにその前の昭和二年七月に会社職制に地所課を設置して、土地住宅の経営を重要事業の一つとして取り扱いはじめていた。ここで香里の土地の経営も会社の手で再開することになり、昭和三年上半期に造成した宅地を売り出した。売り上げ成績は良かったようで、当時の営業報告書は「香里経営地（京阪線香里停留場付近）ノ内第一回売出地ハ前期ニ引続キ売行頗ル良好ニシテ殆ント其全部ヲ売尽シタルヲ以テ更ニ其隣接地ニ於テ宅地整理工事ヲ進メツツアリ」（『京阪電鉄第四十五回営業報告書』一九二九年三月三十一日）と述べている。さらに、昭和四年上半期の第

二回売出しも成績が良く、たちまち売り尽くしたという（『京阪電鉄第四十六回営業報告書』一九二九年九月三十日）。このほか、京阪電鉄は枚方朝日丘、神崎川、桂、瑞光寺などで宅地造成工事を始め、いずれも好調な売れ行きで昭和四年度の土地建物収入は六九万円を計上した（前掲『鉄路五十年』一九三頁）。京阪の香里経営地は、駅に近い北山経営地、規模の大きな中山経営地、南山経営地が先行し、昭和六年には大阪時事新報社主催で「香里園改善住宅展覧会」が開催され、売り上げの促進をはかった（橋爪紳也「香里園／枚方」片木篤・藤谷陽悦・角野幸博編『近代日本の郊外住宅地』鹿島出版会 二〇〇〇年 三〇八―一三頁）。この催しには、地元の竹井工務店の他、大林組、あめりか屋、清水組、竹中工務店などが参加して、二四戸の文化住宅が出店されたという。

香里園の開発の促進のため、会社は成田不動尊の別院を香里に誘致した。京阪の沿線が大阪から「鬼門」にあたるとして忌避されることがあり、そのことが住宅経営その他施設誘致のうえで他社沿線に比べて遅れる傾向があり、別院を設置することによりそのような評判を打ち消そう、というのがねらいであった。昭和四年（一九二九）に別院の建設が決定し、昭和九年六月に本堂上棟式が、さらに、十一月四日から四日間にはわたり盛大に落慶入仏供養会が執り行われた（前掲『鉄路五十年』二五〇頁）。十一月からは成田山別院建立を記念して、割引売り出しが実施された（六卷四七一―二頁）。香里園の開発は昭和三年から五年にかけて順調に進んだが、昭和五年になって不況の影響が現れてきた（以下、『鉄路五十年』一九三頁）。会社所有地の価格が下落し、土地の評価額が帳簿価額以下になった。また、月賦の支払延期、中途解約などが続出した。京阪電鉄の業績は、不況の影響による運賃収入の減少、会社の事業拡張とそれにもなう社債・借入金増加、

第二節 京阪電鉄の開通と地域社会の変貌

表 32 京阪本線の路線と運賃（天満橋起点、大正 13 年）

区名	区間停留所	距離	運転時間	普通乗車 片道運賃	普通定期 3 ヲ月	学生定期 3 ヲ月
		マイル	分	銭	円	円
特区	蒲生まで	1.3	5	5	-	-
一区	森小路まで	3.4	10	8	5.75	3.80
特区	門真まで	5.2	15	12	8.70	5.30
二区	萱島まで	7.3	20	15	10.75	6.80
三区	香里まで	10.2	27	22	15.00	9.95
四区	枚方東口まで	12.7	34	29	18.60	13.25
五区	樟葉まで	16.7	42	36	21.45	16.25
六区	八幡まで	19.1	48	43	24.25	19.40
七区	淀まで	21.0	53	50	28.30	22.55
八区	丹波橋まで	25.0	63	57	32.40	25.55
九区	稲荷まで	27.0	70	64	36.50	28.75
十区	三条まで	29.9	80	69	39.40	31.75

備考：『大阪商工時報』第 55 号 1924 年 31 頁より作成。学生定期は尋常小学以外。

利子支払いの増加などの要因により悪化し、五年上期には赤字に転落した。結局、土地関係事業の開花期は短期間に終わった。

通勤・通
学の拡大

京阪電鉄の開通は、周辺地域にたいし、住宅開発だけでなく都市への通勤・通学の拡大という結果をもたらした。寝屋川地域のような大阪市に近接する農村ではこの傾向は特に顕著にあらわれた。表 32 は大正十三年における京阪電鉄の路線と運賃を表している。大阪天満橋から萱島まで所要時間二〇分、普通片道運賃は一五銭、通勤定期三カ月は一〇円七五銭、香里まで所要時間二七分、普通片道運賃は二二銭、通勤定期三カ月は一五円であつた。通勤・通学の増加は定期券の発売枚数によって把握することができるが、京阪電鉄全体でみると、大正五年の定期券数が普通二六五九枚、学生四七二枚、計三一一一枚であつたものが、大正十三年には普通七一〇九枚、学生八九〇枚、計七九九九枚になり、二・六倍に増加している（『大阪市の交通機関と人口分散状況』『大阪商工時報』第五五号 一九二四年 一七頁）。他の私鉄も同様の傾向であり、第一次大戦中に通勤・通学による人口移動が急増したことがわかる。表 33 は、大阪市内に通勤・

第二章 経済

通学する者を定期券により調査した結果の一部であり、京阪の定期券発売数を大阪天満橋からの所要時間別に表している。表32によれば、本市域の停車駅である萱島・寝屋川・香里は二〇分から二七分の範囲にあるから、表33の二〇分から三〇分の部分と照らし合わせると、普通定期一・二・八二枚、学生定期一四九枚、計一四三二枚との数字が得られる（ただし、この数字には天満橋から約三〇分の光善寺駅も含まれていると考えられる）。つまり、第一次大戦後の大正十三年時点で、本市域および近辺の駅からおよそ一五〇〇名弱が大阪市内へ通勤・通学していたと推定できる。

表 33 京阪の所用時間別定期券数
(天満橋起点、大正 13 年)

時間割	普通定期	学生定期	計
	枚	枚	枚
5 分以内	118	89	207
1 0 分	3,256	371	3,627
1 5 分	1,663	178	1,841
2 0 分	652	56	708
2 5 分	412	39	451
3 0 分	218	54	272
3 5 分	311	68	379
4 0 分	29	5	34
4 5 分	47	6	53
5 0 分	46	2	48
5 5 分	29	4	33
6 0 分	5	-	5
6 5 分	58	7	65
7 0 分	42	3	45
7 5 分	30	-	30
8 0 分	193	8	201
計	7,109	890	7,999

備考：『大阪商工時報』第 55 号 1924 年 21～22 頁より作成。

表 34 出先地別に見た移動人口（昭和 5 年）

郡別	総移動人口 (A)	有業人口 (B)	A/B	出先地別に見た移動人口の割合					
				大阪市	他市部	郡内	他郡	府内	他府県
	人	人	%	%	%	%	%	%	%
三島郡	14,555	54,350	26.8	49.6	-	46.4	0.6	96.6	3.4
豊能郡	11,855	34,454	34.4	69.7	-	23.5	1.4	94.5	5.5
泉北郡	12,492	59,106	21.1	23.8	32.4	40.4	3.4	100.0	-
泉南郡	10,660	71,751	14.9	5.4	30.1	60.1	2.5	98.0	2.0
南河内郡	9,200	52,242	17.6	26.2	19.4	52.9	1.3	99.8	0.2
中河内郡	19,630	70,884	27.7	75.3	0.6	21.4	2.3	99.6	0.4
北河内郡	12,323	46,736	26.4	62.9	-	32.5	1.7	97.1	2.9
計	90,715	389,523	24.9	49.1	9.9	37.2	1.9	98.1	1.9

備考：帝国農会『大阪市近郊農村人口の構成と労働移動に関する調査』〔第一部〕34 頁。

(注) 1. 他市部は堺市、岸和田市。2. 移動人口は通勤・通学含む。

第二節 京阪電鉄の開通と地域社会の変貌

表 35 寝屋川地域の移動人口（昭和 5 年）

村名	総移動人口 (A)	有業人口 (B)	A/B	出先地別に見た移動人口の割合					
				大阪市	他市部	郡内	他郡	府内	他府県
	人	人	%	%	%	%	%	%	%
友呂岐村	654	1,891	34.6	57.0	-	38.4	-	95.4	4.6
九個荘村	641	2,566	25.0	64.2	-	35.8	-	100.0	-
水本村	130	1,185	11.0	35.2	-	64.8	-	100.0	-
豊野村	351	1,130	31.1	65.5	-	34.5	-	100.0	-
寝屋川村	337	1,138	29.6	65.9	-	34.1	-	100.0	-

備考：前掲『大阪市近郊農村人口の構成と労働移動に関する調査』（第一部）42～43 頁。他市部は、堺市、岸和田市。

昭和期に入ると大阪市への移動人口は一層増加する。表 34 は、昭和五年の国勢調査に基づいて、大阪府の移動人口を出先地別に郡単位で集計したものである。これによれば、大阪府七郡の有業人口総数は三八万九五二三人、うち総移動人口は九万七一五人、その比率は二四・九％である。移動人口比率が一番高いのは豊能郡（三四・四％）であり、中河内郡（二七・七％）、三島郡（二六・八％）がそれに次ぎ、北河内郡（二六・四％）は上から四番目である。しかし、移動人口の現住人口との比率をみると、北河内郡（二一・六％）は中河内郡（一〇・五％）を抜き、豊能郡（二四・一％）、三島郡（一二・二％）に次いで第三位となっている（帝国農会編『大阪市近郊農村人口の構成と労働移動に関する調査』（第一部）一九三九年 三二頁）。北河内郡では人口の八人に一人、有業者の四人に一人が通勤していたことがわかる。移動先をみると、北河内郡では大阪市が六二・九％をしめ、大部分が大阪市への通勤であった。

表 35 は、寝屋川地域の五村の人口移動を示している。有業人口に対する移動人口の割合を見ると、多い順から友呂岐村（三四・六％）、寝屋川村（二九・六％）、豊野村（三一・一％）、九個荘村（二五・〇％）、水本村（一一・〇％）であった。水本村以外の四村は有業人口の約三割が村外へ通勤している。移動先は、水本村が主に郡内であるのに対して、他の四村は大阪市が約三分

第二章 経済

表 36 通勤者の職業別構成

	調査 町村数	官公吏	会社 銀行員	教職員	店員	電鉄 従業員	職工	労働者	その他	自営	合計
大阪府	142	人 2,703	人 12,155	人 1,910	人 2,653	人 3,512	人 11,433	人 5,884	人 2,437	人 588	人 43,275
比率		% 6.3	% 28.1	% 4.4	% 6.1	% 8.1	% 26.4	% 13.6	% 5.6	% 1.4	% 100.0
北河 内郡	18	人 400	人 727	人 301	人 471	人 534	人 1,489	人 952	人 174	人 66	人 5,114
比率		% 7.8	% 14.2	% 5.9	% 9.2	% 10.5	% 28.1	% 18.6	% 3.4	% 1.3	% 100.0

備考：前掲『大阪市近郊農村人口の構成と労働移動に関する調査』（第一部）52～53頁より作成。

の二をしめている。次に、通勤者がいかなる職業に従事しているかを見てみよう。若干後の時期になるが、表36は、国勢調査（昭和五年）の約六年後に、帝国農会が昭和十一年三月から十二年二月の間に行った調査の結果である（前掲『大阪市近郊農村人口の構成と労働移動に関する調査』（第一部））。大阪府全体で一四二の市町村を選んで調査した結果によれば、通勤者の職業別構成で最も多いのが会社銀行員（二八・一％）で、職工（二六・四％）、労働者（二三・六％）がそれに次ぐ。北河内郡の場合、最も多いのが職工（二八・一％）で労働者（一八・六％）、会社銀行員（一四・二％）の順である。この調査では本市域からの通勤者の職業を明示した数字はないが、香里園住宅地の居住者にホワイトカラーが多かったことを考えると、北河内郡の平均よりやや会社銀行員の比率が高かったのではないかと考えられる。

帝国農会の調査は、通勤者の内、農業従事者もしくはその家族の人数と、その出先地における職業についても分析している（前掲『大阪市近郊農村人口の構成と労働移動に関する調査』（第一部）六三―七一頁）。大阪府下九九カ町村について調査した結果、通勤者にしめる農家出身者の比率は、平均で五二・三％であった。とくに、河内地方に多く、北河内郡の比率は六七・五％となっている。さらに、農家出の通勤者の職業については、全体として職工および

労働者が多く、会社銀行員の割合は少ない。北河内郡では、職工が四〇・五%と圧倒的に多く、電鉄従業員（一五・七%）、会社銀行員（二〇・九%）、労働者（二〇・〇%）の順である。

以上のように、京阪電鉄の開通によって本市域においても、第一次大戦以降、とりわけ昭和期に入ってから、市域外、とくに大阪市への通勤が増大した。香里園住宅地を擁する本市域においては、会社銀行員などのホワイトカラーも一定数存在したが、通勤者の大部分は農業従事者ないしその家族であり、その職業としては職工・労働者などのブルーカラーが大部分をしめた。このような兼業農家の増加は、農業中心の生活に大きな影響を与え、ひいては農村における地主制の後退をもたらす要因の一つとなった。

日露戦争 後の農村

日清・日露と続いた戦争は増税による国民負担の増大をもたらし、日露戦後には農村の疲弊は深刻なものとなった。この時期に内務省を中心に地方改良運動が推進され、部落有林野の統一、産業組合の育成、地方改良講習会の開催など様々な施策が実施された。本市域でも産業組合として、明治三十九年に大利梨販売組合、寝屋川購買販売組合、四十年に豊野購買組合、神田購買組合、寝屋購買組合が次々と設立されている（大阪朝日新聞）。大正三年（一九一四）には第一回寝屋立毛品評会が開かれ、優秀者を表彰して米の品質改良を図った（六巻五四八頁）。また、大正五年頃には友呂岐村に産米改良組合が設立された。同組合は、「地主小作間ノ交誼ヲ温メ、米質改良を計ル」ことを目的とし、具体的な事業として、初乾燥調製の監督、米俵装の改良、小作米の共同収納、小作人の保護奨励を掲げていた（六巻五四八～五一頁）。

地方改良運動の一環として、各地方庁により農家副業の奨励も行われた。大阪府では内務部の主催で、大正三年（一九一四）二月二十五日から三月十日まで、「農家副業成績展覧会」が開催された。展覧会を実施す

第二章 経済

表 37 寝屋川地域の副業

	農業 製作品	園芸	工業 作物	畜産	水産	労働
友呂岐	-	-	-	-	-	メリヤス、網立て、織物製造
九個荘	草鞋	梨	-	養鶏	-	木綿、メリヤス製造
水本	藁細工	柑橘、蔬菜、果樹	-	養鶏	養魚	刷子毛植、麻裏製造、日稼業
豊野	-	-	茶	養蚕	-	織物製造、麻苧真田紐製造
寝屋川	藁細工	-	-	-	-	織物製造

備考：大阪府内務部『農家副業成績品展覧会報告』、大正4年6月より作成。

る趣旨として、「穀作以外ニ適當ノ副業ヲ奨励シ以テ勞力ノ繁閑ヲ調節シ收入ノ増加ヲ図ルハ急要事タルヤ論ヲ俟タサル所也」と述べている（大阪府内務部『農家副業成績展覧会報告』一九一五年六月 一―二頁）。この展覧会には府下の二四三の町村から、多くの副業製品が出品された。市域からは、水本村農会出品の草鞋が三等賞を、九個荘村農会の梨が褒状を受賞した。

表37は、大正四年（一九一五）時点での寝屋川地域の五村の副業の状態を示している。水本村の草鞋製造は同村の経済生活において重要な役割を果たしていた。同村は、耕地面積二三六町に対し人口が二六〇〇余人で、一人あたり耕地面積が僅か九畝しかなく、副業収入で収入の不足を補っていた。副業の中心は草鞋製造であり、その他の副業を含めて同村の収入の約七四％をしめていた（前掲『農家副業成績展覧会報告』四一五頁）。

九個荘村の梨栽培は、明治十年代に山城から苗木を取り寄せて栽培を始めたといわれるが、紆余曲折があったものの明治三十九年に梨販売組合を設立して販路を大いに拡張した。大正四年時点での梨の作付面積は三二町六反に達する盛況であったという。主に阪神地方に出荷し、収益は約四万円に達した（前掲『農家副業成績展覧会報告』四二四―六頁）。

寝屋川地域のその他の主な副業としては、麦芽、金網織、および柳行李があつ

た（大阪府内務部農務課『府下農村ニ於ケル副業的加工业ノ概況』一九二九年三月）。麦芽は、当時、葉の原料として用いられ、甲可村が生産の中心であったが、豊野村・寝屋川村・友呂岐村で生産に従事していた。金網織は、養鶏用・小鳥用・建築用金網を生産し、豊野村で生産されていた。柳行李は、九個荘村で小規模ながら生産が行われていたようである。

地主制の動搖

第一次世界大戦は地主制にとって大きな転機となった。大戦中に日本の工業は飛躍的な発展をとげ、当時の日本の工業発展の中心であった大阪でも、紡績・製糸などの軽工業だけでなく、金属・機械・化学等の重工業が発展した。大戦景気をきっかけとして農村から都市への人口移動が急速に進み、農村の商品経済化が一層進展した。この背景の下で、戦後恐慌（大正九年）後に小作争議が農村に広がり、地主制の動搖が始まった。

この時期の農村の状況を地主・小作関係を中心に見てみよう。表38は、第一次大戦前後における、大阪府と北河内郡の自作地と小作地の变化を表している。大阪府では大戦を経過して自作地の比率が漸減し（大正三年 三四・七%↓大正九年 三三・八%）、小作地の比率が増えている。大正三年から九年の間に自作地と小作地がともに減少し、土地総面積で五万四六七町から五万三七八九町へと、八八八町減少している。北河内郡では、自作地率の漸減、小作地率の漸増という点では大阪府と共通しているが、小作地面積が増加していること（大正三年 五九七八町↓大正九年 六一三九町）、および小作地率が大阪府に比べて高いこと（大正九年で七二・七%）が特徴的である。表39は、同時期の自作・小作別農家構成の変化を示している。ここで目に付くのは、大阪府では、農家全体の減少が進んでいることである。大正三年から九年までに、農家数で三

第二章 経済

表 38 自作地・小作地の変化

年次	大阪府					北河内郡				
	自作地	比率	小作地	比率	計	自作地	比率	小作地	比率	計
	町	%	町	%	町	町	%	町	%	町
大正 3	18,999.2	34.7%	35,678.0	65.3%	54,677.2	2,382.6	28.5%	5,978.0	71.5%	8,360.6
大正 6	18,688.7	34.3%	35,760.5	65.7%	54,449.2	2,398.0	28.3%	6,078.1	71.7%	8,476.1
大正 9	18,192.5	33.8%	35,596.8	66.2%	53,789.3	2,301.5	27.3%	6,139.1	72.7%	8,440.6

備考：『大阪府農会報』各年度版より作成。

表 39 自作・小作別農家構成の変化

	大阪府						
	自作	比率	小作	比率	自小作	比率	計
	戸	%	戸	%	戸	%	戸
大正 3	20,446	21.6%	47,561	50.1%	26,846	28.3%	94,853
大正 6	20,276	22.0%	46,002	49.9%	25,972	28.2%	92,250
大正 9	19,548	21.3%	45,398	49.5%	26,698	29.1%	91,644

	北河内郡						
	自作	比率	小作	比率	自小作	比率	計
	戸	%	戸	%	戸	%	戸
大正 3	2,449	20.9%	5,994	51.2%	3,261	27.9%	11,704
大正 6	2,438	21.8%	5,842	52.3%	2,880	25.8%	11,160
大正 9	2,358	21.3%	5,863	52.9%	2,869	25.9%	11,090

備考：『大阪府農会報』各年度版より作成。

二〇九戸（三・四％）減少しているが、その内訳は、自作農は八九八戸（四・四％）、小作農は二一六三戸（四・五％）、自小作農は一四六戸（〇・五％）である（表39より算出）。自作農・小作農の減少に比べて、自小作農の減少が少ないことがわかる。北河内郡では、同じ時期に農家数で六一四戸（五・二％）減少しているが、その内訳は自作農九一戸（三・七％）、小作農は一三一戸（二・二％）、自小作農は三九二戸（二・〇％）であり、全体の減少率は大阪府全体より高く、また、自小作農の減少が著しいという特徴をもっている。

大戦中の大阪農村の変化について、大正七年当時の新聞は、「純粋の農家即ち農村の中堅とも言ふべき自作農は年一年と減少し、其間自から悲境に陥りつつあるを語っ

第二節 京阪電鉄の開通と地域社会の変貌

昭和6年			
自作地	小作地	計	小作地率
町	町	町	
16,034.5	25,768.8	41,803.3	61.6%
2,469.6	4,812.3	7,281.9	66.1%
76.6	171.3	247.9	69.1%
165.2	320.0	485.2	66.0%
54.9	78.3	133.2	58.8%
69.0	121.5	190.5	63.8%
82.6	173.8	256.4	67.8%
448.3	864.9	1,313.2	65.9%

ている」と述べた上で、自作農の減少とともに小作農や自小作農が増加するのが国農村共通の現象であるのに、大阪府は過去三年間（大正四年～六年）は自作・小作・自小作の総てが減少するという特殊な状態にあると指摘している。そして、この原因として、「畢竟大大阪市の偉大なる勢力が農村を支配すること甚だしく、殊に近年工業の勃興が農民を其処に吸集してやまぬからである、即ち都会生活を眼前に感受する農民が利益の薄い農村生活を捨てて大阪へ大阪へと流れ込むからである」として、農村労働力の大阪への移動をあげている（『大阪朝日新聞』一九一八年四月二十五日）。

戦後恐慌（大正九年）を経て、農村はさらに大きく変化した。大正十年の新聞は、「小作農地返還続出」という見出しで、「昨年来米価激落のため全国小作農家は非常なる窮境に陥りたる結果小作地返還者続出し食料政策並に社会政策上由々敷問題」と述べ、全国で四九八町歩の土地返還があったと報じている（『大阪朝日新聞』一九二二年十月十九日）。さらに、大正十一年には、「小作組合と争議」という見出しで、前年の北河内郡での小作組合結成を、小作争議の新しい段階を画するものとして注目するとともに、大阪府当局の小作争議激化に関する見解を紹介している（『大阪朝日新聞』一九二二年一月十一日）。この見解は、工業の発展に伴う農業労働の賃金騰貴のために農業経営が不利になったこと、農具肥料代の騰貴による小作収益の減少、物価騰貴の結果としての小作収入の目減りなどが農業に対する執着を薄めていると述べつつ、小作争議がおこりやすい大阪独自

第二章 経済

表 40 寝屋川地域における自作地・小作地の変化

地域	大正 14 年				昭和 3 年			
	自作地	小作地	計	小作地率	自作地	小作地	計	小作地率
大阪府	町 15,327.0	町 30,030.9	町 45,357.9	66.2%	町 16,400.8	町 27,901.1	町 44,301.9	63.0%
北河内郡	2,200.0	5,311.9	7,511.9	70.7%	2,439.6	5,005.4	7,445.0	67.2%
友呂岐村	73.9	188.5	262.4	71.8%	86.2	191.5	277.7	69.0%
九個莊村	110.4	338.5	448.9	75.4%	139.2	328.0	467.2	70.2%
水 本 村	48.7	86.2	134.9	63.9%	51.2	80.8	132.0	61.2%
豊 野 村	59.1	145.5	204.6	71.1%	61.7	136.7	198.4	68.9%
寝屋川村	69.5	191.6	261.1	73.4%	66.1	186.9	253.0	73.9%
五村合計	361.6	950.3	1,311.9	72.4%	404.4	923.9	1,328.3	69.6%

備考：『大阪府米麦基本調査結果表』各年版より作成。

の要因として「府下郊外電車の著しき発達は相当遠距離からでも大阪市内の各種工場に通勤して容易に働き得る機会が多い結果転業の自由がある為」として、私鉄（郊外電車）の発達に伴う通勤の拡大を挙げている。北河内郡が、小作争議の中心地となつたのは、小作地率の異常な高さとともに、京阪電鉄の開通にともなう通勤の拡大、すなわち労働力の移動が密接に関連していると考えられる。

次に、一九二〇年代の農業の変化を見よう。表 40 は、大正十四年・昭和三年・昭和六年における自作地・小作地の状況を示している（米作地のみ）。大正十四年（一九二五）において小作地率は、大阪府が六六・二%、北河内郡が七〇・七%であるのに対し、本市域五村平均で七二・四%と高い比率を保っている。しかし、昭和に入ると、小作地率・小作地面積とともに大阪府・北河内郡・本市域で減少し、第一次大戦前後に小作地率が漸増していたのと対照的な現象を見せるようになってくる。

農家の状況はどのように変化したのだろうか。表 41 は、農家の自作・小作別の構成の変化を示している。大正十四年から昭和六年にかけて、大阪府・北河内郡ともに小作農の農家数・比率が共に減少している点

第二節 京阪電鉄の開通と地域社会の変貌

表 41 米作農家の自作・小作別構成の変化

年次	区分	大阪府	比率	北河内郡	比率
		戸	%	戸	%
大正 14	自 作	18,024	23.4	1,889	19.8
	小 作	41,260	53.7	5,399	56.6
	自小作	17,595	22.9	2,253	23.6
	計	76,879	100.0	9,541	100.0
昭和 3	自 作	18,643	24.7	1,896	20.1
	小 作	38,116	50.4	4,876	51.8
	自小作	18,871	25.0	2,644	28.1
	計	75,630	100.0	9,416	100.0
昭和 6	自 作	18,099	25.6	1,914	20.8
	小 作	33,972	48.1	4,569	49.6
	自小作	18,560	26.3	2,721	29.6
	計	70,631	100.0	9,204	100.0

備考：『大阪府米麦基本調査結果表』各年版より作成。

表 42 農民層分解の進展

		昭和 5 年の農業者の割合				
		10%未満	10 - 20%	20 - 30%	30 - 40%	40 - 50%
大正 9 年の農業者の割合	10%未満					
	10 - 20%					
	20 - 30%					
	30 - 40%					
	40 - 50%		水 本 村			
	50 - 60%		友呂岐村	九個荘村 豊 野 村 寝屋川村		
	60 - 70%					

備考：戸塚順子「大正・昭和前期の寝屋川市域における治水事業」『市史紀要』第 14 号、14 頁。（原表は前掲『大阪市近郊農村人口の構成と労働移動に関する調査』〔第一部〕、19 ～ 20 頁）

では共通している。さらに、大阪府全体は自作農・自小作農の変化がやや停滞気味であるのに対し、北河内郡では自作農・自小作農、とりわけ自小作農が農家数・比率において増加している。当時の新聞は、「中地主衰亡の徴 小地主、自作農がふえ小作の転業も多い」との見出しで、小作田畑の減少と自作田畑の増加は「小作争議の煩を厭うての結果」であり、小作農の減少は「農村生活の苦しさからの転業の結果」であると述べている（『大阪朝日新聞』一九二七年六月二十一日）。北河内郡の変化は、この指摘がよく当てはまるもので

あつたといえよう。

以上のように、交通手段の発展とともに、都市と近郊農村の關係が緊密化し、そのことが農村の就業構造や地主・小作關係に大きな影響を与えたことがわかる。大阪市の近郊農村においては、この影響は離農および農村労働力の都市への流入という形をとって現れた。表42は、大正九年と昭和五年の国勢調査を使つて、大阪府下の二五〇の町村の農業従事者の総人口に占める割合をまとめた表から、本市域の村を取り出したものである。大正九年に農業従事者の割合が五〇～六〇%であつた、友呂岐村、九個莊村、豊野村、寢屋川村は、昭和五年には、友呂岐村は一〇～二〇%へ、九個莊村、豊野村、寢屋川村は二〇～三〇%に減少している。水本村は四〇～五〇%が一〇～二〇%になっている。一〇年間の間に農民層分解が急速に進んだことがわかる。このような傾向は程度の差はあるが、大阪府下の町村全体に共通したものであつた。京阪電鉄の開通は、本市域だけでなく、その沿線の総ての町村に大きな影響を与え、地域社会の変貌をもたらす契機となつたのである。

第三節 恐慌・戦争と寢屋川

昭和恐慌
と農村

昭和四年（一九二九）十月にアメリカのウォール街の株価大暴落から世界恐慌が始まつた。翌五年に入ると世界恐慌は日本にも波及し、日本経済に深刻な打撃を与えた。恐慌は農村も直撃した。繭の暴落に続き、米の価格も低落し、この年が豊作であつたことも影響して、五年十月を境に米価が

急落した。翌六年は東北・北海道が凶作となり、九年も冷害のため凶作となり、東北農村を中心に「凶作飢饉」が広がった。農家経済は全面的な破綻状態に陥り、大正十五年の農家所得を一〇〇とすると最低の昭和六年には自作四〇・一、自小作三八・六、小作四五・五と五、六割の収入減となった。昭和五年には、農家所得に兼業所得を加えた全農家所得をもつても家計を維持できない赤字農家は、小作で七六・四%、自作で五八・六%に達したという(中村政則「大恐慌と農村問題」岩波講座『日本歴史』一九一九七六年 一三八―九頁)。

恐慌の影響は、本市域にも様々な形で及んできた。当時の新聞は、「豊作飢饉から小作争議起る」との見出しで九個庄村での争議を取り上げている。同村仁和寺の小作人五九名は一名の地主に対して耕地五〇町歩の年貢米を一石につき三割の減免を要求したという(『大阪朝日新聞』一九三二年一月二十五日)。また、水本村の地主の窮境を「地主達が羨む小作人の豪勢さ―やがては地位の顛倒か―」という見出しで紹介し「年々米価の惨落で小作料は生活のたしにもならず、地租は前どほり払はねばならないので、水本村の如きは地主の一部が遂に持ちこたへ切れず田地を売りに出したほどで、これに反し小作人側は、府下における小作争議の発生地だけに最も有利な小作条件にあるのでこれらの売りに出た田地の殆ど全部を買占めている、この分なら近く現在の地主と小作人の地位が変わるだろうと見られ」(『大阪朝日新聞』一九三一年五月十四日)と報道している。小作農の状況が必ずしも好転したとはいえないが、地主の影響力は明確に低下していたことがわかる。このような傾向は、町村農会総代選挙にも表れた。六年四月に行われた選挙の結果は、「各農村を通じて自作並びに自作兼小作が断然優勢で蹉跎村、南郷村、水本村、津田村、交野村、山田村、樟葉村、寝屋川村などは何れも自作、小作級が絶対多数を占め、地主級が依然として勢力を張っているのは門真、四条二ヶ

村位で、地主級の勢力は次第に凋落の現象を呈し」と地主勢力の影響力の低下について述べている（『大阪朝日新聞』一九三一年五月十七日）。

表40によれば、大正十四年（一九二五）から昭和六年（一九三一）まで、大阪府、北河内郡、本市域ともに小作地率は低下している。とくに、本市域では、大正十四年に小作地率が七二・四％と府下でも最高の水準であったものが、昭和六年には六五・九％と六・五％も低下している。栗原百寿^{ひやくじゅ}は、日本全体でも見られるこのような現象を「地主制の凋落過程」と総括し、これを「それまで一貫して増大してきた小作地割合が、大正六年を頂点として、大正七年（一九一八年、米騒動の年）から漸減傾向に転化し、また同じくそれまで一貫して増加してきた五十町歩以上の大地主層の戸数が、大正八年を絶頂として大正九年（一九二〇年、戦後恐慌勃発の年）以後漸減するにいたり、逆に一町歩未満の小土地所有者は大正七年（米騒動）から激増しつつあるという関係として、すなわち米騒動ないし戦後恐慌を画期とする地主的土地所有の漸減傾向として示されている」と述べている。さらに、この「地主的土地所有の漸減傾向」は「米騒動を転機とする小作争議の全国的な激しい高揚の結果としてもたらされたものであった」と指摘している（栗原百寿『現代日本農業論』上青木書店（文庫）一九六一年 五〇頁）。昭和恐慌は農村恐慌で最も激烈な形をとり、小作農だけでなく、自作農や中小地主を含めて農村全体を窮乏に追い込んだ。脱農して労働者になった農民や、通勤していた兼業農家の多くは、恐慌にともなう失業や就職難で生活が悪化した。昭和九年（一九三四）に農村踏査の旅に出た猪俣津南雄^{なほ}は、大阪近辺の農村について、「大阪市から電車で行けるような農村の人たちは比較的就職口に恵まれているのだが、それでも仕事にありつくのは大変だとこぼしていた。伝手^{でんて}が要る、袖の下が要る。（中

略）都会へ出かけて、はつきりとしたプロレタリアになれる時分はまだよかった。それが出来なくなったことは農村の半プロレタリアの苦悩を倍加した。自分の将来に何の見透しも持たなくなった若い人たちがめつきり殖えた農村へ、さらにまた『帰農者』なるものが現われる。これは思いもよらぬお客である。農村の空気が全く息苦しい」と近郊農村の生活難について述べている（猪俣津南雄『窮乏の農村』岩波書店（文庫）一九八二年 一八一～二頁）。

時局匡救事業

このような状況は本市域にも及んでいた。昭和七年（一九三二）当時、水本村の困窮を當時の水本村長は次のように述べている。「耕地僅少ニシテ人口稠密ナレバ住民ノ大部分ハ商業、労働、出稼ニ従事シ好況時ニハ相当收入アリタルモ現在ニ於テハ仕事皆無ニシテ多クハ屑物買集ヲ唯一ノ業トセリ之ノ收入一日平均二三十銭ナリ之ヲ以テ米麦ノ粥ヲスリ数人ノ子供ヲ養フ状態ナルガ雨天ニテハ之ノ道モ絶ヘ一間家ニ雨サヘ漏リテ夜モスガラ安眠出来サルモノ相当アリ」（「地方改善事業地域調査ノ件」昭和七年八月十五日）。このような農村の疲弊を背景にして、七年六月に自治農民協議会が三万二〇〇〇人の署名を集めて農村救済請願書を衆議院に提出し、衆議院は時局匡救決議を可決した。その決議に沿って同年八月に第六三臨時議会が招集され、時局匡救事業として救農土木事業と農山漁村経済更正計画が農村救済の二つの柱として決定された。

救農土木事業には多くの町村から出願が殺到した。昭和八年（一九三三）度の農村振興土木事業には、北河内郡で道路工事だけで三〇町村から五六路線の出願があり、郡内で出願しなかったのは守口町と南郷村だけであったという。本市域の出願は、友呂岐村が三線（延長一八一〇メートル、七六八五円）、九個荘村が二線（延

長一四〇〇メートル、二万四三〇〇円)、水本村が二線(延長一八〇〇メートル、二万円)、寢屋川村が二線(延長五五〇メートル、七〇〇〇円)、豊野村が一線(延長一八二メートル、一六〇〇円)であった(『大阪朝日新聞』一九三三年一月二十四日)。匡救事業に対する地元民の期待は大きかった。寢屋川村では、この事業で同村南部の村道および橋梁を改修することになったが、同村北部の木田住民が不平の声をあげたため、村当局は村独自の救済事業として下木田から萱島に至る村道を拡張する改修工事を行うことにして、北部の不満をおさめたという(『大阪朝日新聞』一九三二年十月七日)。また、九個庄村では同村黒原の本郷から出郷に至る村道を拡張することになったが、数名の地主に用地買収の交渉をしたところ、地主達は買収に応じなかったため、「工事により相当うるほふところあると喜んでゐる同所小作人五十余名は地主の態度に憤慨し地主小作人間に軋轢が生ずるに至り成行を注目されている」との報道もなされていた(『大阪朝日新聞』一九三三年六月十三日)。また、水本村は昭和七年(一九三二)十一月に燈油打上線の道路改修を申請したが、その事業計画書は「住民ノ過半数ハ出稼労働ニ従事スル府下有数ノ貧弱村ナルニ、農村不況ハ愈々深刻化シ多数労働者ハ餓死ノ状態ニアルヲ以テ、時局匡救農村振興事業トシテ工費予算二千六百二十三円ヲ以テ、延長五五・〇五米(中略)ノ砂利道ニ改築、貧民ヲ救済スルト共ニ、産業ノ振興及児童ノ通学ニ万全ヲ期セントスルモノニ有之候」と村の苦境を訴えていた(六卷五八四頁)。水本村で実施された振興事業の効果と影響については、以下のような報告がなされている。まず、納税成績については滞納が減少(七年十一月末二・六%↓八年三月末〇・九%)したが「未ダ完成ノ域ニ達セズ」というもので、産業方面については「稍活況ヲ呈セリ」、各種組合・協会等の活動については「著シキモノナシ」、金融方面は「稍緩和サレタルモノノ如シ」、その他の経済状況は「漸

次良好ノ兆アリ」であつた。総じて、「不況時代ヲ脱出シ得ルノ光明ヲ認め、稍生活苦ヲ緩和サレタル観アルモ、之ガ継続ヲ見ザルトキハ著シキ効果ナキモノノ如シ」と厳しい評価を下している（『農村振興土木事業施行ニヨル効果影響ニ関スル件回答』六卷五九一―二頁）。

救農土木事業は、昭和九年に凶作があつた東北地方を除いては、三年で打ち切られた。この事業そのものの評価としては、帝国農会幹事の岡田温が「農村更正の唯一の方策が、土木事業であるかどうかは大いに議論がある、更に又これが根本的方策でないことはそれでよいとしてもカンフル注射的応急対策としても尚大いに議論がある」、「目前の如き非常時には、地方の負担額の多き事業は、計画中のものにも暫く中止しそれ等の経費を焦眉の急を救ふ方面に回すべきではないかと思はれるが、今回の計画中にもこの種の事業が組み込まれてある、農村匡救という通行券を以て関所を通過したと観らるるやうなものが可なりあるやうだ」と批判的な見解を示していた（岡田温「農村匡救と土木事業」『大阪府農会報』第二六七号 一九三二年九月 七、一〇頁）。猪俣津南雄は、「救農事業で儲かつた者は、地主、監督、セメント会社、鉄材料店だ」との信州の農民の声を紹介している（前掲『窮乏の農村』一四九―五〇頁）。水本村の報告にもあるように、救農土木事業の効果は、とくに下層農民にとっては限定的で不十分なものであつたといわざるを得ない。しかし、歴史的に見れば、救農土木事業は農村の窮乏を背景として道路や土地改良を推し進めたという点で、現在でも続いている公共土木事業を軸とした地域開発の原型であつたといふことができる（岡田知弘『日本資本主義と農村開発』 法律文化社 一九八九年）。

豊野村の経

農山漁村経済更正運動（以下、経済更正運動）は、「農山漁村の部落に於ける固有の美風たる

済更正計画

隣保共助の精神を活用し其の経済生活の上に之を徹底せしめ以て農山漁村に於ける産業及経

済の計画的組織的刷新を企図」した運動であった（農林省農務局「農山漁村経済更生計画樹立方針」『大阪府農会報』

第七二二号 一九三三年二月 一三頁）。経済更正運動の基本理念は「自力更生」であった。一定の予算を必要

とする救農土木事業がわずか三年で打ち切られたのに対し、行政費のみで足りる経済更正運動はその後ます

ます力を注がれ、農政の基調となっていく。「指定村」に選ばれた数は、初年度の昭和七年（一九三三）の一

四六九から、三年目の九年には全国町村数のほぼ四割（四六六町村）に達し、十五年には九割（九一五町村）

に達した（前掲『日本資本主義の発展と農業及び農政』三五八頁）。北河内郡では、豊野村、四宮村、氷室村、

菅原村、川越村、牧野村が指定された。

豊野村の更生計画概要を見てみよう（大阪府経済部『大阪府農村経済更正概要』一九三五年）。当時、同村は総

戸数五〇八戸であり、その内農家は二七一戸、商業・工業に従事する世帯が九三戸、その他一四四戸であつ

た。都市に通勤する者が多く、その賃金収入（二五万円余り）は農産物販売収入を約五万円も上回っていた。

その生活は、「都市トノ交渉多ク其ノ生活ハ向上シ、且ツ経済中枢機関確立セズ、失費極メテ多シ」という

状況であった。

表43は豊野村の経済更正計画を示している。共同精神作興計画では、「個人主義盛ニシテ、共同一致村ノ改善ニ当ルノ意気乏シク何事モ纏リ難シ」として、経済更正委員や実行組合、産業組合などの各機関が中心となつて「挙村一致」を実現する、としている。また、生産増殖計画では、農業では米作が中心で農業収入

表 43 豊野村の経済更正計画

要 項	更正要点		実行機関
共同精神作興計画	統制経済の確立	挙村一致	経済更正委員、各機関
生産増殖	増産	栽培法の改良	農会、実行組合
		用排水の完備	村、水利組合
	農業経営	畑地の利用増進	農会、実行組合
		蔬菜栽培の励行	
		病虫害防除	
		開墾筈の生産増加	
副業の励行			
経済改善計画	経済機関の確立	産業組合拡充	経済更正委員、産業組合、部落各戸
	販売改善	生産品の販売改善	産業組合、農会、実行組合、出荷組合
生活改善計画	社会及生活の改善	消費節約と社交儀礼の改善	経済更正委員、各機関

備考：『寝屋川市史』第6巻、585～90頁。

が少なく、かつ排水不良の耕地が多いので、増産のため栽培法の改良、用排水の完備を行う、農業経営の面では、畑地の利用増進、蔬菜栽培の励行、病虫害防除、開墾筈の生産増加、副業の励行、があげられている。経済改善計画は、信用購買組合、産業組合、実行組合などがあるものの、その活動は不振で事業成績は良くないので、産業組合の拡充と生産品の販売改善を図るというものがあった。生活改善計画は、消費節約と社交儀礼の改善を図るとされた。以上の実行のために、一〇人以上の実行組合を結成して組合網を完成し、それを村が統制する、産業組合を四大字全体に拡大し農家全部を加入させる、など、実行組合と産業組合の役割を重視していた。この方針に基づいて豊野村の産業組合の拡大は進み、昭和十一年（一九三六）には加入戸数は七〇〇戸に達し、ほとんど全村に普及することになったという（『大阪朝日新聞』一九三六年十月十一日）。

寢屋第一

実行組合

農事実行組合とは、一〇数戸ないしは数十戸の農家が「隣保友愛」の精神で結合した自主的な団体で、「農村に在る各種団体の基礎となるべきもの」と位置づけられていた（外山親三「農事

実行組合の経営」『大阪府農会報』第二三八号 一四―五頁）。経済更正運動と呼応して昭和八年（一九三三）初頭

から産業組合拡充五ヵ年計画が推進されたが、七年に産業組合法が改正され、農事実行組合が法人として産業組合に加入する道が開かれた（前掲『日本資本主義の発展と農業及び農政』三六二―三頁）。これによって、産業組合は自主的な部落組織である農事組合を、事実上の下部組織に編入することが可能となったのである。

大阪府においても大正八年（一九一九）から設立が奨励されたがその数は極めて少なく、昭和五年になって奨励金が交付されてからようやく増加した。経済更正運動にもなつて北河内郡でも実行組合が急増して九年には一四五組合に達し、同郡三三町村中、実行組合がないのは守口、古宮、招提の三ヵ町村だけであつたという（『大阪朝日新聞』一九三四年二月二十四日）。昭和十四年の時点で、大阪府全体の実行組合数は一七〇七、組合員数は四万二四六四、農家戸数（七万六八四二）に対する組合員数の割合は、六五・七％であり、北河内郡では、実行組合数は二二三、組合員数は五七二四、農家戸数（九三九九）に対する組合員数の割合は六〇・九％であつた（大阪府経済部農務課『実行組合事例』第四輯 一九三九年 一八二頁）。

水本村の寢屋第一実行組合は、北河内郡の優良実行組合として紹介されている（前掲『実行組合事例』）。設立は昭和九年（一九三四）一月十九日であり、一年足らずで共同作業所、屎尿貯溜槽を設置し、十二年には指定実行組合に指定された。十四年現在で、組合員数一七であり、うち、自作は一〇、自小作は五、その他は二であつた。組織は、総務部、経済部、共同作業部、共同購入部、共同販売部、副業部に分かれ、村農会、

表 44 寝屋第一実行組合の事業

生産的事業	採取圃
	病虫害の共同防除
	農薬の共同購入・調製
	籾の薄播励行
	共同貯溜槽の設置
	自家用醬油醸造
	試作田
	苗代の改良
経済的事業	馬鈴薯の温床
	蔬菜栽培の励行
	農産物共同販売
	共同購入
	貯金励行
教育事業	百円増産計画
	共同農具の利用
	農事視察 例会 品評会の出品

備考：大阪府経済部『実行組合事例』（第4輯）、1939年より作成。

産業組合との協調を重視して運営されていた。表44は、同組合の事業をまとめたものである。そのなかでも、病虫害共同防除と共同販売が同組合の特徴として紹介されている。組合の効果として、（一）共存共栄の精神的効果、（二）生産物販売の合理化、（三）蔬菜栽培による自家労働力利用の合理化、があげられていた。

農事実行組合は、当初自主的な組織として設立が奨励されたが、昭和恐慌の過程で経済更正運動の一環に組み込まれ、「農村経済の『政治化』」或ひは『政治的統制』の強化」（東畑精一「農村更正運動の転機」『大阪府農会報』第三二〇号 三頁）を象徴するものとなった。日中戦争以降、農事実行組合は急速に組織化され、総力戦遂行のため生産確保、農産物の供出、農業資材・労力調整の農村末端における統制機関として重要な役割を果たした（森武麿「戦時下農村の構造変化」岩波講座『日本歴史』二〇 一九七六年 三三八頁）。

寝屋川市 域の工場

本市域の工場設立の変遷を見てみよう。明治期にはいくつかの織物工場ができたが、まだその数は少なく、本格的には大正期に入ってからである。表45は明治三十六年（一九〇三）当時の工場を示しているが、職工数二〇名の中東織物工場と同一〇名の中尾工場の二つしか見あたらない。表46は第一次大戦後の大正十年（一九二一）時点での本市域での工場を示している。これによれば、工場の設立は

第二章 経済

表 45 寝屋川市域の工場（明治 36 年）

工 場 名	所在地	創立年	製品	職 工 数		
				男	女	計
中東織物工場	九個荘村神田	明治 17 年	木綿綿ネル	1	19	20
中尾工場	九個荘村池田	明治 34 年	綿フランネル	－	10	10

備考：『大阪府会社銀行組合及工場表』（明治 37 年）より作成。

表 46 寝屋川市域の工場（大正 10 年）

工 場 名	所在地	創立年	製品	職 工 数		
				男	女	計
藤本染物工場	九個荘村大利	明治 35 年	染糸	5	－	5
中東織布工場	九個荘村神田	明治 37 年	綿布	1	18	19
水谷織布工場	寝屋川村堀溝	明治 41 年	綿布	2	16	18
神田メリヤス編立工場	友呂岐村平池	明治 42 年	メリヤス	2	15	17
中本織布工場	九個荘村神田	明治 44 年	綿布	4	40	44
浅田メリヤス工場	九個荘村黒原	大正元年	メリヤス	4	4	8
森織布工場	友呂岐村木屋	大正 2 年	綿布	1	9	10
秋山メリヤス工場	九個荘村池田	大正 2 年	メリヤス	9	17	26
中本織布工場	豊野村高宮	大正 3 年	綿布	4	24	28
摂津紡織株式会社高宮分工場	豊野村高宮	大正 3 年	綿布	3	40	43
白井撚糸工場	九個荘村大利	大正 4 年	撚糸	－	5	5
中川織布工場	九個荘村大利	大正 4 年	綿布	2	15	17
東メリヤス工場	九個荘村黒原	大正 5 年	メリヤス	2	4	6
田中織布工場	友呂岐村三井	大正 6 年	綿布	1	5	6
向田織布工場	友呂岐村平池	大正 6 年	綿布	1	8	9
村川靴下編立工場	九個荘村仁和寺	大正 6 年	靴下	－	9	9
南畑メリヤス靴下工場	九個荘村仁和寺	大正 6 年	靴下	5	－	5
小寺金網工場	豊野村高宮	大正 6 年	金網	5	2	7
角谷撚糸工場	九個荘村池田	大正 7 年	撚糸	－	6	6
小野撚糸工場	友呂岐村木屋	大正 7 年	撚糸	2	15	17
吉川製縄所	寝屋川村木田	大正 7 年	製縄	1	4	5
寺前織布工場	九個荘村対馬江	－	小幅綿布	4	18	22
村井網メリヤス工場	友呂岐村太間	－	メリヤス	2	3	5
岸本鑄造所	友呂岐村木屋	－	鈴鑄造	6	－	6
世界窯業所	寝屋川村河北	－	土管	7	－	7
麦酒原料株式会社麦芽工場	豊野村高宮	－	麦芽	16	－	16
上堀薬切工場	友呂岐村太間	－	薬切	3	2	5

備考：『大阪府全管工業一覧』（大正 11 年）より作成。

日露戦争後、とくに第一次大戦中に増加していることがわかる。その中心は、織布工場とメリヤス工場であった。これらは京都・大阪の間屋筋の下請工場であったという（『市誌』一九五六年 四六三頁）。しかし、その規模は小さいものが多く、比較的大きな工場は中本織布工場（九個荘村神田、職工数四四名）、摂津紡織株式会社高宮分工場（豊野村高宮、四三名）、中本織布工場（豊野村高宮、二八名）、秋山メリヤス工場（九個荘村池田、二六名）など数工場であり、これ以外は職工数一〇名未満の小工場が多かった。織布・メリヤス工場の他には、小寺金網工場（豊野村高宮、七名）、岸本鋳造所（友呂岐村木屋、六名）、世界窯業所（寝屋川村河北、七名）、麦酒原料株式会社麦芽工場（豊野村高宮、一六名）などがあつたが、いずれも規模は小さかった。

当時の代表的な織物工場である中本織布工場（九個荘村）は、明治四十四年（一九一一）に創業し、大正七年頃には合計七六台の織機を備えていた。創業当時の工員は四〇人、主として近郷農家の娘で、月給は平均一〇円であり、最盛期には工員数は一二〇名ほどになり、交野市や大阪市からも来て、遠方の三〇人くらいは寄宿舎に入っていたという。事業の内容は、カネキン、綿ネル、寧波布、タイ国軍の服地などで、大正末期には帆布を専門に織っていた。一時盛大を極めたが、昭和初期の恐慌によって衰運に向かい、昭和十一年に営業を停止するに至った（『市誌』一九五六年 四六三～四頁）。

表47は昭和十三年（一九三八）時点での本市域の工場を示している。この表には、前表では欠落していた麦芽工場（白井麦芽、角樋麦芽）が掲載されている。白井麦芽（友呂岐村平池）は明治三十七年（一九〇四）に木田で創業され、明治末に平池に移り、規模は小さいが一貫して麦芽・パン粉の製造を続けてきた、本市最古の工場である（『市誌』一九六六年 二八五頁）。大正末期から製縄工場、金網工場の設立が目立ち、さらに

第二章 経済

表 47 寝屋川市域の工場（昭和 13 年）

工場名	所在地	創立年	製品
角樋麦芽製造工場	寝屋川村堀溝	明治 27 年	麦芽
吉田農具製造工所	友呂岐村	明治 40 年	農具
白井麦芽製造工場	友呂岐村平池	明治 40 年	麦芽
秋山莫大小工場	九個荘村神田	大正 2 年	綿メリヤス生地
西田メリヤス工場	友呂岐村太間	大正 3 年	メリヤス生地
田西莫大小裁縫工場	九個荘村大利	大正 4 年	メリヤスシャツ
角谷莫大小工場	九個荘村池田	大正 6 年	メリヤス生地
大阪光学器械株式会社	友呂岐村郡	大正 6 年	望遠鏡部分品
森本製縄所	寝屋川村木田	大正 9 年	縄
桑名製縄工場	寝屋川村萱島	大正 10 年	縄
松岡金網工場	豊野村小路	大正 13 年	金網
小里金網工場	豊野村小路	大正 13 年	金網
三村製縄所	寝屋川村木田	大正 13 年	縄
池村防水紙加工工場	寝屋川村	大正 14 年	防水紙
上砂布海苔製造所	寝屋川村堀溝	大正 14 年	中千
中村メリヤス工場	友呂岐村平地	大正 15 年	スフメリヤス生地
金網製造工場	豊野村高宮	大正 15 年	金網
西島メリヤス工場	友呂岐村太間	昭和 3 年	メリヤス生地
馬場製縄工場	友呂岐村三井	昭和 4 年	太縄
殿井商会石鹼製造所	寝屋川村木田	昭和 6 年	ソーダ灰
高島製縄工場	友呂岐村太間	昭和 6 年	太縄
神田鉄工所	友呂岐村	昭和 8 年	ベンチ
駒井缶詰工場	豊野村秦	昭和 8 年	蔬菜類
福田絹綿加工場	九個荘村神田	昭和 8 年	ワイシャツ
山口金網工場	水本村燈油	昭和 9 年	金網
末永鋳物工場	九個荘村池田	昭和 9 年	仏具リン
長尾木工所	豊野村高宮	昭和 9 年	建具用引手
大阪工業株式会社 寝屋川工場	九個荘村	昭和 10 年	製紡機用輪具
木村屋製パン株式会社	九個荘村仁和寺	昭和 10 年	生パン
山本製縄工場	水本村燈油	昭和 10 年	荷造用縄
島田鉄工所	九個荘村	昭和 11 年	紡績用リング
亀田武道具製作所	友呂岐村郡	昭和 11 年	剣道具面
川口製縄工場	友呂岐村郡	昭和 13 年	太縄
中西製作所	九個荘村仁和寺	昭和 14 年	ボールベアリング
大和精工所	九個荘村高柳	昭和 14 年	チーズエルボ

備考：『全国工場通覧』昭和 15 年版、16 年版より作成。

駒井缶詰工場（豊野村秦、蔬菜類缶詰）、木村屋製パン（九個荘村仁和寺、生パン）など食品工場も設立された。とくに、木村屋製パンは一時は従業員四〇〇名を擁し、パン・和洋菓子・シュークリームなどを生産したが、戦時統制経済の過程で廃業した。一九三〇年代には重工業の工場が登場してくる。神田鉄工所（友呂岐村、ベンチ製造）、大阪工業（九個荘村、製紡機用リング）、島田鉄工所（九個荘村、紡績用リング）、中西製作所（友呂岐村仁和寺、ボールベアリング）、大和精工所（九個荘村高柳、チーズエルボ）などである。

この他の比較的大規模な工場として、大阪メーターと中西金属がある。大阪メーターは、大正十三年（一九二四）に大阪で創立され、昭和十六年に友呂岐村郡に移ってきた。数少ないタクシメーターのメーカーとして知られていた。中西金属は、昭和十六年に中西軸承金属の河内工場として九個荘村仁和寺に設けられ、敷地一万坪を擁し、当地方最大の工場であった。戦時中は軸受保持器を主として製造、全国生産高の八〇%をしめるに至り、軍需会社法による軍需工場として陸海軍共同の管理工場となった（『市誌』一九六六年 二八五～六頁）。

戦時下の宅地開発・軍需工場の設置 前述のように、京阪電鉄によって香里園住宅地の開発がおこなわれたものの、本市の他地域での宅地開発は進んでいなかった。昭和恐慌期に、大阪府は寝屋川改修工事の一環として、本市域で大規模な改修工事を失業対策事業として行なった。この事業は、治水だけでなく利水と宅地造成を兼ねたものであった（以下、戸塚順子「大正・昭和前期の寝屋川市域における治水事業」寝屋川市教育委員会『市史紀要』第一四号 二〇〇七年、による）。この改修工事は、豊野村から友呂岐村、九個荘村を経て寝屋川村に至る延長約三・六キロメートルにわたる大規模なものであり、使用延べ人員は一四万人に上り、失業

対策事業としては全国一といわれた。府の当局者は、この埋立地について「ここは水も風景もよく最も住宅地としての条件を備へている上、大阪の中央部に電車で三〇分で行けるのは郊外生活者に何よりの喜びです」と、住宅地としての開発を予定していた（『大阪朝日新聞』一九三二年三月二十二日）。しかし、この埋立地はなかなか売れず、府はこの土地に警官住宅三〇〇戸を建設する計画をたて、昭和十二年（一九三七）四月に工事に着手した（『大阪朝日新聞』一九三七年四月二十二日）。この計画については、同年十二月に開かれた府会審査委員会で、西田会計課長が「廃川地は早く売却したいのだが市部とかけ離れていて希望者がなく警察官住宅も発展開発策として建設したものである」と述べている（『大阪朝日新聞』一九三七年十二月十七日）。さらに、この廃川地に十五年十一月には国立機械工養成所が設置されたが、敷地と寄宿舎は大阪府が寄付したという（『大阪朝日新聞』一九三八年七月三十一日、『朝日新聞』一九四〇年十一月二十日）。

警察官住宅と機械工養成所が立地した豊野村（当時総戸数五〇〇戸）では、学童増加にともない、国民学校の校舎増築を迫られた。当時の豊野村長の府知事への報告はこの状況を、「昭和十三年大阪府二於テハ警察官ノ保健衛生上、本村内ニ警官住宅トシテ一時二百五十余戸ヲ建築セラレ、更ニ商工省技術員養成所ノ建設セラルルアリテ、之レヲ換期トシテ本村ノ人口俄然激増シ、之ニ伴フ学童ノ数モ亦著シク増加シ、茲ニ校舎ノ増築ヲ必要トシ」と述べている（六卷六三三頁）。さらに、昭和十二年七月に日中戦争が始まるとともに豊野村周辺には軍需工場が続々と設立された（以下、前掲「大正・昭和期の寝屋川市域における治水事業」による）。十三年一月には枚方製造所が、十七年には東京第二陸軍造兵廠香里製造所が開設され、それとともに工場労働者の住宅難が生じた。このため厚生省住宅営団は豊野村内の旧寝屋川運動場跡に一七七戸の住宅を建設し

た。その結果、豊野村の人口は急増した。昭和十年（一九三五）には二五七二人であった人口が、十三年には三〇一六人、十五年には四〇一九人となっている。五年間で一四四七人、約五六%の増加である。戦時経済が進むとともに、本市域では豊野村の軍需工場や、すでに述べた九個荘村の中西金属などの民間工場が軍部の管理下で大量の労働者を雇用し、軍需生産を拡大していくのである。

住宅の増加、軍需工場の設置は、通勤・通学の拡大をもたらした。日中戦争開始以来、京阪電鉄では「事変に原因する通勤定期券旅客の増加、神社や仏閣への祈願参詣客・体位向上運動にともなう乗客などの激増」（前掲『鉄路五十年』二八二頁）が見られた。昭和十六年の香里園停留場の移転・改築もこのような背景のもとで行われた。京阪電鉄の停留場移転・改築願は、「香里園停留場ハ当初一般中間駅ニテ乗降客モ僅少ナリシタメ、之ニ相応セル設備ナリシ処、其後急行停車駅トナリ、香里園住宅地ハ異常ナル発展ヲナスト共二聖母女学院・成田山不動尊別院・第二山水中学校等逐次設置セラルルニ至リ、旅客ノ乗降著増シ、朝夕ノ混雑時ニハ既ニ現設備ニテハ狭隘且ツ不備ニシテ旅客扱ニ支障ヲ来シ、為メニ輸送ノ円滑ヲ欠ク状況ニ有之」と、近年の乗降客の激増ぶりを述べ、続けて「加フルニ最近陸軍直轄軍需工場ノ設置セラレシ為メ、近キ将来之ガ関係貨客一層激増スルハ必至ニテ、生産力拡充ノ観点ヨリスルモ頓ニ重要性ヲ増セルヲ以テ、之ガ改築ハ緊急ヲ要スル次第ニ御座候」と、軍需工場の設置が駅の拡張を緊急のものにした事情について述べている（六卷四五二頁）。本市域は、戦時期に大きく変貌しつつあったことがわかる。

地主制の衰退

昭和恐慌と戦時経済下で農村にどのような変化が生じたか見てみよう。本市域だけを対象とした当時の統計がないので、主として『大阪府統計書』を利用して北河内郡の状況を見

第二章 経済

表 48 北河内郡の農家戸数の推移

	現住戸数 (A)	農家戸数					B/A
		専業	比率	兼業	比率	計 (B)	
	戸	戸	%	戸	%	戸	%
昭和 3 年	19,476	7,653	72.6	2,895	27.4	10,548	54.2
昭和 5 年	21,116	7,300	70.8	3,017	29.2	10,317	48.9
昭和 7 年	22,210	7,051	69.6	3,087	30.4	10,138	45.6
昭和 9 年	22,937	7,036	69.6	3,076	30.4	10,112	44.1
昭和 11 年	25,581	7,315	74.4	2,521	25.6	9,836	38.4
昭和 13 年	27,783	6,324	67.3	3,075	32.7	9,399	33.8
昭和 15 年	32,784	5,833	60.2	3,849	39.8	9,682	28.8

備考：『大阪府統計書』各年版より作成。

表 49 北河内郡の自作・小作の推移

	自作	比率	小作	比率	自小作	比率	合計
	戸	%	戸	%	戸	%	戸
昭和 3 年	2,238	21.2	5,165	49.0	3,145	29.8	10,548
昭和 5 年	2,162	21.0	4,822	46.7	3,333	32.3	10,317
昭和 7 年	2,137	21.1	4,758	46.9	3,243	32.0	10,138
昭和 9 年	2,172	21.5	4,270	42.2	3,238	32.0	10,112
昭和 11 年	2,112	21.5	4,477	45.5	3,247	33.0	9,836
昭和 13 年	1,982	21.1	4,323	46.0	3,094	32.9	9,399
昭和 15 年	1,776	18.3	4,317	44.6	3,589	37.1	9,682

備考：『大阪府統計書』各年版より作成。

表 48 は北河内郡の農家戸数と専業・兼業の変化を示している。農家戸数の現住戸数に対する比率は、昭和三年（一九二八）の五四・二％から、十五年の二八・八％へと半減しているが、一九三〇年代中頃から減少が激しいことがわかる。また、兼業農家の比率は、三〇年代前半の昭和恐慌の時期に増加し、三〇年代中頃に一旦減少するが、日中戦争以降に激増している。この増加は、農家の通勤者の増加に起因することは前節でも述べたところである。

三〇年代以降、自作・小作の構成はどのように変化したであろうか。表 49 は北河内郡の自作・小作の推移を示している。自作農の戸数は一九二〇年代後半か

第三節 恐慌・戦争と寝屋川

表 50 北河内郡の耕作面積別農家戸数の推移

	5 反未満		5 反以上		1 町以上		2 町以上		3 町以上		5 町以上		計
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	
昭和 3 年	3,564	33.8	3,986	37.8	2,818	26.7	157	1.5	20	0.2	3	0.0	10,548
昭和 5 年	3,405	33.0	3,874	37.5	2,824	27.4	190	1.8	20	0.2	4	0.0	10,317
昭和 7 年	3,287	32.4	3,467	34.2	2,990	29.6	343	3.4	45	0.4	6	0.1	10,138
昭和 9 年	3,289	32.5	3,451	34.1	2,999	29.7	321	3.2	46	0.5	6	0.1	10,112
昭和 11 年	3,252	33.1	3,148	32.0	3,027	30.8	364	3.7	42	0.4	3	0.0	9,836
昭和 13 年	2,935	31.2	3,038	32.3	3,095	32.9	303	3.2	26	0.3	2	0.0	9,399
昭和 15 年	3,366	34.8	2,956	30.5	3,076	31.8	249	2.6	26	0.3	13	0.1	9,682

備考：『大阪府統計書』各年版より作成。

表 51 北河内郡の自作地・小作地の推移

	自作地		小作地		計
	町	%	町	%	
昭和 3 年	3,135.8	32.9	6,387.0	67.1	9,522.8
昭和 5 年	3,342.8	36.1	5,916.4	63.9	9,259.2
昭和 7 年	3,398.9	37.3	5,720.8	62.7	9,119.7
昭和 9 年	3,420.4	37.2	5,772.7	62.8	9,193.1
昭和 11 年	3,472.1	38.4	5,574.0	61.6	9,046.1
昭和 13 年	3,295.7	37.6	5,463.1	62.4	8,758.8
昭和 15 年	3,099.2	37.2	5,230.6	62.8	8,329.8

備考：『大阪府統計書』各年版より作成。

農家の経営規模はどのように変化したのだろうか。表 50 は北河内郡の農家の耕作面積の変化を示している。これによれば、一九三〇年代中頃まで一町未満の農家は、総戸数だけでなく、比率の面でも減少を続けているが、二町以上五町未満の農家は増加している。耕作規模の零細な農家が離農し、その手放した農地を入手して耕作規模を拡大している農家が存在していることがわかる。大阪市の近郊農村である北

河内郡は減少傾向を示しているが、昭和恐慌直後（昭和七年・八年）に一時的に増加し、以後、減少している。小作農家戸数は三〇年代中頃を除いて一貫して減少している。また、自作農家戸数は複雑な変動を示しており、三〇年代に増減を繰り返しつつ四〇年に入ると急増している。以上の変動は、自作の自作・小作への転落と、逆に小作の自作・自作への上昇という複雑な階層分化の反映であると考えられる。

第二章 経済

表 52 北河内郡における耕地の潰廃 単位：町

	宅地・工場 建物敷地	道路・鉄道 軌道・河川 水道敷地	荒地	地類・ 地目変換	計
昭和 10 年	18.9	11.4	17.1	11.1	58.5
昭和 11 年	9.0	5.6	53.6	2.3	70.5
昭和 12 年	41.5	4.9	7.7	1.3	55.4
昭和 13 年	34.7	3.1	0.5	10.1	48.4
昭和 14 年	60.6	5.0	6.1	2.4	74.1
昭和 15 年	19.6	3.5	4.2	4.4	31.7
計	184.3	33.5	89.2	31.6	338.6

備考：『大阪府統計書』各年版より作成。

河内郡は、就業機会が一定程度存在するため、零細農家の離農が促進されたと考えられる。

では、地主制にどのような変化が生じたのであろうか。表51は北河内郡の自作地・小作地の推移をあらわしている。昭和三年（一九二八）から昭和十三年の十年間に、自作地は三二一六町から三二九六町へ一六〇町増加し、逆に小作地は六三八七町から五四六三町へ九二四町減少した。しかし、全体として耕地は七六四町減少している。第一次大戦以後一九二〇年代中頃まで七〇%を超えていた北河内郡の小作地率は、昭和恐慌を経過して三〇年代後半に六〇%前後へと低落した。このことは地主制が衰退過程にあったことを明瞭に示している。この傾向は、とくに一九三〇年代中頃以降、戦時経済化が進むとともに、農村の宅地化、工場進出、道路の新設などによって、耕地面積が減少したことによっても加速された。表52は北河内郡における耕地の潰廃をあらわしている。農地の宅地化、工場用地化による耕地の減少は、昭和十二年以降大幅に増加し、とくに、昭和十四年には六〇町余に達した。

昭和十二年以降大幅に増加し、とくに、昭和十四年には六〇町余に達した。耕作放棄によると思われる荒地も十一年に大きな面積に達している。昭和十年から十五年の間に、耕地の潰廃は約三三九町に達し、その内一八四町（五四・四%）が宅地・工場用地への転用によるものであった。地主による、住宅地として販売するための土地引き上げは、小作争議の要因になった。『大阪朝日新聞』（一九三七年一月二十日）は小作争議激増の一因として、四宮村争議を例にあげて、「注目すべき現象は、大阪市に近接する各郊外

第三節 恐慌・戦争と寝屋川

表 53 寝屋川市域の米作農家の状態

町村	米作農家戸数			作付反別			収穫高			反当り収穫高		
	13 年	14 年	15 年	13 年	14 年	15 年	13 年	14 年	15 年	13 年	14 年	15 年
	戸	戸	戸	町	町	町	石	石	石	合	合	合
友呂岐村	340	339	342	253.4	251.6	249.0	7,211	7,734	6,412	2,846	3,074	2,575
九個荘村	581	565	577	441.9	451.9	445.5	12,302	13,878	9,905	2,784	3,071	2,223
水 本 村	255	235	231	126.8	123.5	126.0	3,237	2,598	2,647	2,553	2,104	2,101
豊 野 村	279	281	278	196.5	195.4	177.4	4,720	4,038	4,087	2,402	2,067	2,304
寝屋川村	262	264	266	251.9	251.9	251.9	7,300	8,130	6,508	2,898	3,227	2,583
計	1,717	1,684	1,694	1,270.5	1,274.3	1,249.8	34,770	36,378	29,559	2,697	2,709	2,357

備考：大阪府総務部統計課「米統計」昭和 13、14、15 年版より作成。

電鉄沿線の小作地が續々地主によって引上げられ、住宅地として容赦なく売却されて行くことであると指摘している（『門真市史』第六卷 三四五頁）。このように、近郊農村である本市域を含む北河内郡は、私鉄などの交通手段の発達を背景として、都市への通勤者の増大、工場進出による労働者の増加、宅地化・工場用地化による耕地面積の減少などによって、地主制の基盤は掘り崩されつつあったのである。戦時経済下における「応召」、「徴用」によりこの過程は一層促進された。

表 53 は日中戦争時の本市域の米作農家の状態を示している。農家戸数は水本村が減少しているのをのぞけば、ほぼ横ばいである。作付反別では、豊野村の減少が目につく。先ほど述べた工場進出による耕地潰廃の影響によるものではないかと考えられる。収穫高では、水本村・豊野村以外は十四年に増加しているが、十五年になると逆に友呂岐村・九個荘村・寝屋川村の落ち込みが目立つ。反当り収穫量は十三年から十五年にかけて、総ての村で減少している。全体として、戦時経済の下で農業生産力が低下しつつあったことがわかる。戦争は本市域の農業に深刻な影響を与えたのであった。